

総合基本資料

2020年度



2020年度 公益社団法人日本青年会議所

基本理念

全ての人びとが
笑顔で生きがいを持てる国
日本の創造

2020年度 一般社団法人日立青年会議所

スローガン

彰往察来

～継承、そして感謝と協同～

一般社団法人 日立青年会議所

〒317-0064 茨城県日立市神峰町3丁目4番3号

TEL:0294-22-6341 FAX:0294-21-5171

<http://www.hitachijc.or.jp/> E-mail:h-jc@hitachijc.or.jp

The Creed of
Junior Chamber International

We Believe:

That faith in God gives meaning
and purpose to human life ;
That the brotherhood of man
transcends the sovereignty of nations;
That economic justice can best be won
by free men through free enterprise;
That government should be of laws
rather than of men;
That earth's great treasure lies in
human personality; and
That service to humanity is the best
work of life.

JC宣言

日本の青年会議所は
混沌という未知の可能性を切り拓き
個人の自立性と社会の公共性が
生き生きと協和する確かな時代を築くために
率先して行動することを宣言する

綱 領

われわれ Jaycee は
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し、
志を同じうする者、相集い、力を合わせ
青年としての英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

JCI MISSION

To provide development opportunities
that empower young people
to create positive change.

JCI Vision

To be the leading global network of
Young active citizens.

関東地区宣言

わたしたちは
日本の礎として あらゆる未来をみつめ
多様性溢れる 仲間と共鳴し
新たな価値の創造により
新時代の旗手となることを誓う

いばらきJC宣言

わたしたちは
自律発展する地域確立のため
社会システムとこころの真価を創造し
新世代(みらい)を担う者たちが
光り輝き
この豊かな郷土と共栄した
夢と希望溢れる
「いばらき」を創ることを宣言する

2020年度(一社)日立青年会議所事業計画編

彰往察来



～継承、そして感謝と協同～

Junior Chamber International HITACHI 2020

2020年度 理事長所信

鈴木 將嗣

1 [はじめに]

2 青年会議所とはいったい何だろう？青年会議所とはどういう団体なのだろう？青年会議
3 所運動とは何のために、誰のためにやっているのだろうか？2012年に日立青年会議所に
4 入会して以来、私はそれについて考え、悩み、仲間と語り合い、何とか答えをみつけよう
5 としてきたような気がします。明確な答えはまだ見つけられていませんが、それはきっと
6 人によって、その時々によって様々な答えがあり、揺るぎない一つの答えというものはお
7 そらくないのでしょう。各個人が、それぞれの理由で、それぞれの考えを持って活動する
8 ことのできるところが、青年会議所の魅力、面白さであり、懐の深さだといえるでしょう。

9 ですが、ある意味で青年会議所という組織は不自由で効率が悪く、即効性のない、遠回
10 りな、見る人によっては時代遅れとさえ言われかねない団体なのかもしれません。40歳
11 までの、もしかしたら人生の中で一番忙しいとっていい時期に、貴重な時間を使って会
12 議や懇親会を繰り返し、このまちのために活動するなんて、はたから見れば愚鈍にうつる
13 かもしれません。

14 青年会議所運動なんて余裕のある人が余裕のある時にやればいいじゃないか、そんな声
15 も聞こえてくるかもしれません。でも本当にそうでしょうか？2014年の全国大会松山
16 大会で卒業生スピーチをされた、小田原青年会議所の古川先輩のお話の中で、今でも印象
17 に残っている言葉があります。それは「まちづくりは世のため人のためにやってるんじゃ
18 ない、自分自身のためにやるんだ」という言葉です。

19 青年会議所運動は世のため人のための前に、何よりもまずは自分自身のためでもあるは
20 ずです。このまちで仕事をし、お客さんもこのまちにいて、自分もこのまちで暮らし、子
21 供たちもこのまちの学校に通う、そんなまちと自分とを切り離して考えることなど果たし
22 てできるでしょうか？このまちがなくなれば、自分の家も仕事もなくなってしまうのです。
23 黙っていても、このまちを誰かがよくしてくれますか？誰かって政治家ですか？行政です
24 か？他の団体ですか？そうじゃないですよ。私たちがまず自分自身のために、そして、
25 このまちのために活動しなければならぬのではないのでしょうか。

26

27 [会員拡大について]

28 青年会議所運動は、当時のこのまちの青年たち、我々の先輩方が、自主的に始め、自分
29 たちの会費で今日まで運営してきたものです。誰かから強制されたわけでも依頼されたわ
30 けでもなく、いわば勝手に始めた活動が、やがてまちの人びとから必要とされ、信頼され
31 るようになり、その活動は連綿と受け継がれ、今日まで継続してきました。53年間とい
32 う長い間、この地において脈々と引き継がれてきたこの日立青年会議所の歴史と伝統をし
33 っかりと受け継ぎ、これからの時代へとつないでいく使命と責任が、私たちにはあるはず
34 です。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

35 40歳で卒業という制度がある以上、何もしなければ毎年会員の数は減っていき、やが
36 てはゼロになってしまいます。また、会員の数が今よりも減っていけば、今よりもさらに
37 会員の拡大は難しくなっていくでしょう。数は力です。我々の活動に共感し、真剣にこの
38 まちのことを考える新しい仲間を一人でも多く積極的に迎え入れ、より多くの仲間と共に
39 活動する必要があります。

40 そのためにはまず、私たち自身が青年会議所について深く知り、学び、自分のこれまでの
41 青年会議所での活動を振り返り、これまでに得た経験や学びを改めて見つめ直し、会の
42 魅力や入会で得られるメリットを語るができるようにならなければなりません。会員
43 一人ひとりが自信を持って青年会議所の魅力を語り、新しい仲間を一人でも多く増やすこ
44 とができるように、全員で会員拡大運動に取り組んでいきましょう。

45

46 [青年会議所を通じた成長]

47 青年会議所には年齢も職種も仕事の規模も違う多種多様な会員が在籍しており、明るい
48 豊かな社会を実現するという大きな目標は同じでも、それぞれ様々な考えや意見を持って
49 います。みんなそれぞれ会社や組織の先頭に立ち、意地とプライドを持って仕事をしてい
50 る人ばかりですから、時には意見や考え方の違いからぶつかり合うこともあるかもしれま
51 せん。立場や環境の違う人間が共に活動しながら、友情を育むことができるのが青年会議
52 所の魅力の一つですが、その友情は、青年会議所のルールの中で、ルールを守って活動す
53 ることで初めて生まれるものです。たとえばスポーツの試合において、ラフプレーばかり
54 の相手をリスペクトできないのと同じで、まずは決められたルールをお互いに尊重しあっ
55 て活動することが大切です。

56 そのためにはまずルールを知らなければなりません。青年会議所運動は、やはりその名
57 の通り会議がすべての中心です。各種会議を経て、最終的に理事会議にて審議可決したも
58 のしか基本的には認められません。声の大きな人がいくら騒いでも、会議を通さなければ
59 その事業を行うことはできません。

60 最近の入会して5年程度で卒業していく会員の割合が多く、会議の進行方法や会のしき
61 たりをようやく覚えたところで卒業となってしまう傾向があります。たとえ年数は少なく
62 ても、その中で会議や委員会の運営方法、各役職の役割、青年会議所のしきたりをしっか
63 りと受け継ぎ、次の世代に引き継いでいくことが重要です。

64 青年会議所には自己成長のための多くの機会、研修の場が用意されています。それらに
65 積極的に、真剣に参加すれば、多くの学びと気づきが得られるはずですが、しかし、例会や
66 理事会、委員会などで集まって、ただ面白おかしく仲良くつるんでいても本当の友情は生
67 まれないのではないのでしょうか。青年会議所という枠組みの中で、お互いがルールにのっ
68 として真剣に意見を戦わせ、切磋琢磨していくことが、真の友情を育み、自分たちを成長
69 させるのです。自分たちの成長が、この地域の成長につながると信じて、日々の活動に真
70 剣に取り組んでまいりましょう。

71

72 [地域を愛する次世代の育成]

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

73 移動手段の発達、インターネットの普及などにより、世界の距離は昔よりもぐっと縮ま
74 り、グローバルや国際化という言葉がもてはやされた時代がありました。しかし、グロー
75 バル化の流れにも綻びが生じ、トランプ政権の誕生やイギリスのEU離脱の問題、各国で
76 のナショナリズムの高揚など、グローバリズムとナショナリズムの対立が世界各地で生ま
77 れています。

78 こんな時代だからこそ子供たちには、まず自分が生まれた地域や国のことをよく知って
79 もらいたい。自分自身のことを認められない、愛することのできない人間が、他人を愛す
80 ることなどできないのと同じように、自分の生まれ育った家庭や地域、国のことをよく知
81 らない、誇りに思えない人間が、他の地域や国の人のことを尊重できるはずがないからで
82 す。

83 まずは自分の住み暮らす地域の歴史や良さを知ってもらい、都会にはない、地方には地
84 方の良さがあることを感じていただきたい。足りないものを数え上げればきりがないので、
85 足りないものを嘆くよりも、今あるものをどうしていくか、どのように活用するかを考え
86 てもらいたい。このまちに住む子供たちが、この地域に魅力と誇りを感じ、明るい未来を
87 思い描くことができるような、そんな機会を創出していきます。

88 また、青年会議所はビジネスではありません。収益を上げる必要のない事業を行うこと
89 ができるということは一つの強みです。数字は目標や結果としてはわかりやすく、それを
90 すべて否定するわけではありませんが、目先の数字や利益、わかりやすい効果の検証にと
91 らわれすぎない事業を行っていきます。

92 何百人、何千人規模の事業ももちろん素晴らしいですが、たとえ50人100人規模の
93 事業だとしても、その事業に参加した1人でも2人でも心に本当に響くものがあつたとし
94 たら、その事業にも価値があるといえるはずです。

95 もしかしたら芽は出ないかもしれないが、数年後、数十年後のために、あきらめずに種
96 を蒔き続けるような、そんな事業を行っていきます。

97

98 [おわりに]

99 早いもので私が日立青年会議所に入会して7年の月日が経とうとしています。青年会議
100 所を通じて様々な出会いがあり、多くのことを学ばせていただきました。今思うことは、
101 青年会議所運動は決して悪いものではなく、この地域や子供たちにとって価値のある素晴
102 らしい活動だということです。そして青年会議所運動に一生懸命に取り組めば取り組んだ
103 だけ、多くの学びと気づきがあり、その経験は自分にとってかけがえのないもの、尊いも
104 のになると断言できます。しかし、こうして青年会議所運動に取り組むことができている
105 のも、家族や会社、周りの人びとの支えがあってこそのものであり、活動ができているこ
106 とに対して感謝の心を忘れてはならないと思います。その気持ちがあれば、家族や会社、
107 周りの人びとに対して恥ずかしい活動はできないはずです。せつかく時間とお金を使って
108 活動するのですから、家族や会社や周りの人びとに恥ずかしくない、胸をはって誇れる活
109 動をしていきましょう。

110 また、青年会議所はいい意味で少しカッコつけている団体です。少し無理をしても、た

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

111 とえ辛いことや苦しいことがあってもそれは表に出さずに、青年会議所に出てきたときに
112 は少しだけカッコつけて活動していきましょう。

113 これまでのこのまちの物語を受け継ぎ、次世代の子供たちへ継承していくのは私たち青
114 年の役割であり、責任でもあります。これから私たち青年がこのまちの先頭に立ち、次の
115 世代の子供たちのために、このまちの明るい未来の物語を紡いでいきましょう。

彰往察来

～継承、そして感謝と協同～

一般社団法人日立青年会議所2020年度基本方針

1. JAYCEEとしての資質向上と、地域のリーダーたる人材の育成
2. 会員100名を目指した積極的な会員拡大
3. 地域を豊かにするための、まちづくり事業の実施
4. 次世代を担う子供たちがこの地域に愛着を持てる青少年育成事業の実施
5. 参加者に学びと気付きを与える事業の実施
6. 伝統を重んじながらも、時代に即した組織運営と情報発信

1 2020年度 会員拡大委員会 運営方針

2

3

会員拡大委員会担当副理事長 荒蒔 義嗣

4

5 近年の日立青年会議所は会員数の変動は少ないが、このまま現状維持を続ければ三年後まで
6 には約30名のメンバーが卒業し、やがて消滅の可能性が考えられます。2020年度の会員
7 拡大委員会としては、若い世代の候補者を中心に拡大し、今後の日立青年会議所の核となる人
8 材を増やしていく必要があります。また、勇気を持って青年会議所の門を叩いてくれた新たな
9 メンバーが、希望を持ち続けられる日立青年会議所でいなければならないのです。

10 まずは、一緒に運動をする未来の志高き仲間を発掘するために、現役メンバーからの情報収
11 集やOBとの交流を深めることにより、強い組織を築いていきます。

12 さらに、メンバー1人ひとりがJAYCEEとしての意識をさらに向上させるために、先輩
13 方が築き上げてこられた歴史や伝統を学ぶことで、日立青年会議所の魅力を伝えられるメンバ
14 ーを増やしていきます。

15 そして新しく入会したメンバーが楽しくやりがいをもってJC運動に邁進できるよう、事業
16 への参加を促しメンバーとの交流を深めていきます。さらに、新しく入会したメンバー同士の
17 絆を作ることでフォロー体制ができるようにしていきます。

18 最後にありますが、日立青年会議所の楽しさを全メンバーでアピールできるように会員拡大
19 委員会として運営をしまいたします。一年間どうぞよろしくお願いたします。

2020年度 会員拡大委員会基本方針・事業計画

担当副理事長 荒蒔 義嗣

委員長 河原 一彰

副委員長 阿部 達郎 鶴木 宏介 山縣 広希

委員 鎌田 愛未 鈴木 健容 瀬谷 玲奈 藤田 崇嗣 北條 泰樹

<基本方針>

1 近年、少子高齢化社会に伴う人口減少により会員拡大は難しい状況に置かれていますが、
2 日立青年会議所では一丸となって拡大に取り組んできたため、ここ数年は入会者数の大き
3 な減少もなく維持しています。しかし現在は30代後半のメンバーの割合が多く、青年会議
4 所は40歳になると卒業というルールが定められていることにより、数年後には少人数で
5 の活動となることが予想され次世代につながる会員の拡大をしていく必要があります。

6 まずは、メンバー一丸となって拡大運動をするために、各委員会で拡大担当者を選出し、
7 情報を共有することで、拡大委員会だけではなく会全体での意識向上を促します。そして、
8 日立青年会議所の魅力を語るようにするために、先輩方の交流などの機会を作り、過去の
9 事業内容や助言を頂く事で、これまでの自分の活動を改めて見直し、我々自身が魅力的な人
10 財へ成長するように取り組みます。さらに、仮入会者が自ら率先して行動できるようになる
11 ために、オリエンテーションなどの交流の機会を設け、メンバーがこれまでに経験した学び
12 や体験を伝えJCの理念を理解してもらうことで、JAYCEEとしての知識や自覚を身
13 につけていただきます。また、仮入会者にこれからの日立青年会議所を引っ張るメンバーと
14 して成長してもらうために、一人ひとりが協力して一つの例会を作り上げることで、今後
15 つながる絆と事業活動に対する自信を育てあげます。そして、日立市とともにまちづくりを
16 していくために、PR活動を行い企業や地域と密接な連携をとることで、運動の理解や認知
17 度を向上し、市民から必要とされる唯一無二の団体であり続けます。

18 青年会議所活動の根源でもある拡大運動によって、より多くの志高い地域のリーダーを
19 輩出しつつ、今後も地域社会に貢献していく日立青年会議所を次世代へと引き継ぎ、市民か
20 ら愛される強くたくましい一団体としてこのまちの明るい未来の物語を紡いでいきます。

21

22 <事業計画>

23 1) 2月例会の主管

24 2) 12月例会の主管

25 3) 積極的な会員の拡大

26 4) メンバーのJC運動に対しての意欲向上の啓発

27 5) オリエンテーションの実施

28 6) PR活動の実施

2020年度 アカデミー研修委員会 運営方針

アカデミー研修委員会担当副理事長 白石 哲也

私たち日立青年会議所は、1967年に創立して以来、明るい豊かな社会の実現を目指して活動してきました。日立青年会議所が地域に根差し、今まで活動できたことは、諸先輩方が築き上げてこられた歴史や伝統があるからです。私たちにはその歴史や伝統を次世代に受け継いでいく責任があります。

青年会議所は「人生最後の学び舎」と言われますが、互いに切磋琢磨してリーダーとしての資質を高めることを目的とする団体でもあります。まずは、青年会議所のルールを知り、そしてルールを守りながら、しっかりとしたリーダーシップを発揮できる人材を一人でも多く育成していく必要があります。そのためには、入会間もないメンバーの皆様に多くの気づきや学びを得てもらい、自分の住み暮らすまちでの青年会議所活動、さらに、ブロック事業や各種大会に積極的に参加することが必要不可欠で、参加のしやすい環境を整えていきたいと考えており、経験豊富なメンバー皆様のご協力のもとJAYCEEとしての一歩を踏み出させていただきます。

また、私たち地域を担う青年経済人の成長なくしては、地域の成長はありません。今、私たち青年経済人が成長し、この地域をよくしていくことこそが、各々の仕事、プライベートを充実させることにつながるため、青年経済人として、培わなければならない内容の研修の場を構築していきます。

さらに、事業一つひとつをどのような想い、考えで構築していくのか、年間ともに活動する仲間と熱く語りながら意見を交わすことで絆を深めます。また、事業がどのようにこのまちに影響していくのかを経験することで、成長し、このまちに必要とされる人材に成るべく運営をしていきます。

日立青年会議所に入ったからこそ出会えた仲間たちと、互いに切磋琢磨し、歴史や伝統を学びながら、明るい豊かな社会の実現に向けてしっかりと行動する一年にしてみたいです。どうぞよろしくお願いいたします。

2020年度 アカデミー研修委員会基本方針・事業計画

担当副理事長 白石 哲也

委員長 大森 健之

副委員長 有川 貴康 近藤 大輔 坂本 修一

委員 大澤 誠之 大森 悠平 小田倉秀明 落合まゆり 小野 真裕

川崎 文聡 木本 圭亮 長谷川慎一 矢口 淑美

<基本方針>

1 明るい豊かな日立市の実現、そして、日立市の経済を牽引すべき青年経済人の更なる成長
2 の場として、日立青年会議所は1967年に創立して以来、先輩方によりその歴史と伝統が
3 受け継がれてきました。同じ志のもと日立青年会議所に入会した我々も、職種や年齢が違う
4 仲間とともに、その歴史や伝統を次世代に引き継ぎ、日立市がより魅力的なまちへと発展し
5 ていく未来を信じ、これからの時代に即した事業を展開していく必要があります。

6 まずは、アカデミーメンバーに青年会議所のルールを知ってもらうために、委員会議や懇
7 親会の中で積極的にコミュニケーションを図り、メンバー間の交流を深めつつ、青年会議所
8 について学ぶきっかけを作ります。そして、青年経済人としての意識をさらに高めるために、
9 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現につながる事業を行い、青年会議所で得た知
10 識を自身のビジネスにも役立ててもらいます。さらに、ルールの中で議論を交わし事業を構
11 築していく基礎を身につけるために、日立市が抱える問題を見つめ直し、問題を解決するた
12 めの最適な手法を導き出すことにより、青年会議所における事業構築のプロセスを理解し
13 てもらいます。また、受け継がれてきた日立青年会議所の歴史と伝統をより深く知ってもら
14 うために、総会や例会、オリエンテーションへの積極的な参加を促し、ベテランメンバーや
15 先輩方と触れ合う機会を多く作り、今後の日立青年会議所のさらなる発展につなげていき
16 ます。さらに、多くの人材と出会い自身の人脈を広げるために、出向支援をし、様々な情報
17 交換をすることで、価値観や考えをさらに豊かなものにしていきます。

18 我々は、日立市の問題解決のために邁進する中で、共に活動する仲間との絆を深め、時に
19 は意見を戦わせ、自身の成長を感じながらも、サポートしてくれている家族や職場への感謝
20 を常に持ち、少しでもカッコつけて、このまちの明るい未来の物語を紡いでいきます。

21

22 <事業計画>

23 1) 3月例会の主管

24 2) 6月例会の主管

25 3) 11月例会の主管

26 4) 会員名簿の作成

27 5) 積極的な会員の拡大

28 6) 献血活動の推進

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

2020年度 地域次世代委員会 運営方針

地域次世代委員会担当副理事長 佐藤 聖悟

青年会議所は活動の基本を「修練」「奉仕」「友情」におき、会員は「明るい豊かな社会を築き上げる」ことを共通の理想としています。また、会員相互の啓発と交流をはかり、地域との協働により社会の発展に貢献することを目的としています。私たちは、地域が抱える山積みされた問題に対して、青年らしく失敗を恐れずに果敢に挑戦し、自らの成長こそが地域の成長につながることを信じ、日々青年会議所運動をしていくことが必要です。

地域次世代委員会では、今まで日立青年会議所が築き上げてきた事業を振り返り、さらに再構築し、地域のリーダーとして果たす役割を認識しながら行政・市民に発信していき、共に考え、自律発展する地域確立のため、地域を愛する子どもたちの育成をテーマに一年間活動していきたいと考えます。それには、市民一人ひとりが、そして何よりも私たち JAYCEE が、今以上に郷土を愛する心を持ち、郷土にもっと関心を持つことが必要です。日立市の歴史・伝統・文化は勿論のこと、このまちの現状や抱えている課題、未来への展望など様々なことに興味を持ち、深く理解することが、魅力と誇りを感じるまちづくりにつながると考えます。さらに、今を生きる私たちには、古くから受け継がれた道徳心を、未来を担う子どもたちに伝えなければならぬ義務があります。そして、地域ぐるみで子どもたちを育てていくために、家庭・学校・地域のコミュニティーの間に、より深いつながりや関わり合いを持てるような事業・運動展開を行えるよう邁進してまいります。

令和の時代に突入し、AI・AR・VR・5G・ブロックチェーンといったテクノロジーによる第4次産業革命ともいふべき「デジタルエコノミー時代」が幕を開けようとしています。そんな激動の時代においても、青年らしい若さと勢い溢れる日立青年会議所として飛躍するために、少しカッコつけながら、このまちの明るい未来の物語を紡いでいきます。

2020年度 地域次世代委員会基本方針・事業計画

担当副理事長 佐藤 聖悟

委員長 宇佐美大輔

副委員長 石川 哲也 佐藤 成仁 長嶋 克

委員 黒澤 雄一 小室 勇太 関谷 陸 長井 正之 藤崎 裕二

間宮 嗣仁

<基本方針>

1 私たちが住み暮らす日立は、西は阿武隈山系に連なり、東は太平洋の海岸線を臨み、穏
2 やかな気候、豊かな自然に恵まれ、長い海岸線には6か所の海水浴場と漁港があり、海の
3 幸をもたらしています。この魅力溢れる環境の中で、私たちJCは青年として責任、誇り、
4 情熱を持ち、夢と希望溢れる日立の未来に向けて地域社会と共に歩むことが、さらなる地
5 域の発展につながると信じ、若い世代へこのまちの魅力を発信していく必要があります。

6 まずは、次世代を担う子どもたちが、先人たちが紡いできた伝統や歴史、産業などから
7 地域の魅力を感じるために、実際に目で見て、肌で感じ、声に出して体験することで、生
8 まれ育った地域に愛する気持ちが芽生えることができる事業を展開していきます。そして、
9 恵まれた環境であることを忘れがちな今の時代において、当たり前前の日常が実は幸せであ
10 ると感じてもらうために、地域特有の農業、漁業、畜産業などの食文化のプロセスを知る
11 機会を提案し、地域産業の実情を知った上で、感謝の気持ちを忘れない子どもたちを育成
12 していきます。さらに、魅力溢れる日立のまちが住んでみたいまちとして注目されるため
13 に、私たちJAYCEEは地域のリーダーとして行政や関係諸団体と連携を図り、既存の
14 施設を最大限に活用し、日本中、世界各国の人びとに好奇心や興味を持ってもらえる、次
15 世代につながる革新的な事業を展開していきます。また、地方都市日立の発展がIターン
16 の実現へとつなげるために、これまでJCが築き上げてきた事業を振り返り、さらに再構
17 築し、市民や地域に関わる人たちと持続可能な地域として新たな形を共有していきます。

18 古い伝統と歴史は、魅力ある価値として受け継ぎ伝え、若い世代が中心となってこのま
19 ちで新しい価値を生み、魅力溢れるこのまちに気づく経験こそが、子どもたちの想像力を
20 鍛えると確信し、私たちJCはこれからもこのまちの明るい未来の物語を紡いでいきます。

21

22 <事業計画>

23 1) 5月例会の主管

24 2) 8月例会の主管

25 3) 地域の魅力を発信、広報活動

26 4) 積極的な会員の拡大

総務局基本方針・事業計画

局長 笹島 拓弥

次長 櫻井 恵

<基本方針>

1 日立青年会議所は創立以来、受け継がれ育んできた輝かしい歴史と諸先輩の熱き想いを
2 継承し、地域に根差し共に成長してきましたが、時代の移り変わりが激しい中でも変わる
3 ことなく熱き想いをもち続け、地域の発展に貢献していく使命があります。修練・奉仕・
4 友情の精神に基づいた持続的な運動と、メンバー一人ひとりの意思が統一され連携体制が
5 整った強固な組織を形成するとともに、地域社会に変革をもたらしていく必要があります。

6 まずは、最高意思決定の場である定時総会を厳粛に行うために、メンバーの積極的な参
7 加を促し、円滑な総会を運営します。そして、議決権の重要性や組織としてのルールを理
8 解していただくために、定款及び諸規定に基づいた総会を行い、会員としての自覚や心構
9 えを身につけていただきます。さらに、新体制での素晴らしい未来へ向けた運動を実践し
10 ていくために、本年度の運動方針や意義を全てのメンバーで共有することで、メンバー
11 一人ひとりに運動の方向性の統一を図ります。また、我々の運動を周知し日立の地域発展や
12 地域貢献へとつないでいくために、各総会において現役メンバーだけでなく、諸先輩や関
13 係諸団体をお招きし、日立青年会議所が歩むべき方向性を明確に示すことで、信頼関係や
14 理解を深めます。そして、日立青年会議所に興味や関心を持っていただくために、ホーム
15 ページにより様々な事業や運動を発信することで、この地域と日立青年会議所の魅力を伝
16 えていきます。さらに、より一層青年会議所運動の価値を高めるために、SNS等の時代
17 にあった広報手段を活用し、よりタイムリーに、よりワールドワイドに情報を発信します。

18 受け継がれ育んできた輝かしい歴史や諸先輩の熱き想いから多くの気づきや学びを経て、
19 一人ひとりの規律や規範が整い意識統一を図った組織運営により、強固な組織力を高めあ
20 った我々が、新たな時代の創造者となりこのまちの明るい未来の物語を紡いでいきます。

21

22 <事業計画>

- 23 1) 1月例会 定時総会の主管
- 24 2) 9月例会 臨時総会の主管
- 25 3) 2020年度定款・基本資料の作成
- 26 4) SNSによる事業の迅速な発信
- 27 5) 積極的な会員の拡大

2020年度 財政局基本方針・事業計画

局長 馬上 宰

<基本方針>

1 明るい豊かな社会の実現に向けて、青年会議所運動を行うためには、組織の健全性と公
2 共性を維持するための適正な財務活動による支えが存在しており、財政局には、会員の皆
3 様からお預かりする大切な財産を適切かつ効果的に活用することが求められています。次
4 世代を担う青年団体として、事業面と財政面における健全性と公共性を保ちつつ、会計基
5 準に基づいた適正な会計処理と各運動を円滑に展開できる財政運営を行う必要があります。

6 まずは、私たちの財源である会員の皆様からお預かりする貴重な運営費を適切に活用す
7 るために、公正中立な立場として、適正な当年度予算の計画を立て、確実な年度決算の審
8 査をすることで、一貫した会計と透明性のある財政運営を行います。そして、過去の経験
9 からみて妥当性があることを見極め、無駄なく効果的な事業を行うために、財政審査機関
10 として、会計基準に沿った予算の執行や管理、適正な事業会計の管理運営を行います。さ
11 らに、各委員会と綿密にコミュニケーションをとり、各事業において予想される費用対効
12 果が、過去の経験から妥当性や有効性を判断し、参加者の心に響く事業となるように必要
13 に応じ提言いたします。また、財政審査機関としての機能の維持向上を追求し、会計基準
14 に沿った予算執行の管理及び、事業実施後の検証を定期的に行います。そして、一般社団
15 体法人として、組織の社会的信用と価値をさらに向上させるべく、各委員会と明確なルール
16 による適正な手続きを遵守し、知的財産権やパブリシティ権等の権利保護にも厳重に取り
17 組むことで、コンプライアンスに基づいた財政審査活動のさらなる強化を行っていきます。

18 このまちのさらなる進化を創造し、参加者の心に響く費用対効果の高い事業を行い、英
19 知と勇気と情熱をもって、青年会議所運動を展開する次世代を担う私たちが、地域の信頼
20 に応える誇り高き日立青年会議所として、このまちの明るい未来の物語を紡いでいきます。

21

22 <事業計画>

- 23 1) (一社) 日立青年会議所予算(案)及び決算(案)の作成
24 2) (一社) 日立青年会議所予算の本会計及び財務管理
25 3) 財政局会議の開催及び運営
26 4) 積極的な会員の拡大

2020年度 収支当初予算書

一般社団法人日立青年会議所

2020年1月1日から2020年12月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度予算 (2020年度)	前年度予算 (2019年度)	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
①入会金収入	130,000	110,000	20,000	
入会金収入	130,000	110,000	20,000	13名@10,000円(19後期3名+20前期10名)
②会費収入	6,510,000	6,528,030	△ 18,030	
正会員会費収入	4,920,000	4,920,000	0	41名@120,000円(年会費)
賛助会員会費収入	100,000	100,000	100,000	2名@10,000円×5口(年会費)
仮入会会員会費収入	400,000	400,000	0	20名@20,000円(仮入会費)
前期仮入会者正会員費収入	200,000	200,000	0	10名@20,000円(年会費)
その他会費収入(特別会費)	410,000	400,000	10,000	41名@10,000円
特別会員会費収入	400,000	410,000	△ 10,000	40名@10,000円(年会費)
休会員登録収入	80,000	98,030	△ 18,030	(産休)1名@20000円(休会)1名@60000円
③事業収入	0	0	0	
登録料収入	0	0	0	
④受取補助金等収入	0	0	0	
⑤受取負担金収入	0	0	0	
⑥受取寄付金収入	0	0	0	
⑦雑収入	100,000	680,130	△ 580,130	
受取利息収入	0	0	0	通帳利息
その他雑収入	100,000	680,130	△ 580,130	総会祝金+原子力給付金、カード還元
⑧他会計からの繰入金収入	0	0	0	
事業活動収入計	6,740,000	7,318,160	△ 578,160	
2 事業活動支出				
①事業費支出	1,520,000	1,570,000	△ 50,000	
委員会等事業費	1,520,000	1,570,000	△ 50,000	
総務局	200,000	200,000	0	
会員拡大委員会	200,000	200,000	0	
アカデミー研修委員会	500,000	540,000	△ 40,000	
(登録料収益)	0	0	0	
(補助金等収入)	0	0	0	
地域次世代委員会	400,000	450,000	△ 50,000	
選挙管理委員会	70,000	70,000	0	
趣味の会	0	0	0	
役員会	150,000	110,000	40,000	
②管理費支出	4,914,100	4,717,500	196,600	
会議費支出	0	0	0	
給与手当支出	712,500	712,500	0	事務局員パート料(月・水・金勤務)
福利厚生費支出	5,500	0	5,500	
旅費交通費支出	0	0	0	
通信運搬費	540,000	540,000	0	
電話代支出	190,000	190,000	0	NTT、ソフトバンク
運搬代支出	0	0	0	
その他通信費支出	350,000	350,000	0	郵送料、祝電等
消耗品費支出	450,000	450,000	0	コピー紙20,000枚 コピー機カウンタ代 蛍光灯代など
会員支給品費支出	60,100	69,000	△ 8,900	3冊@700円(JC手帳)20名@1,400円(ネームプレート)20名@1,500円(バッジ)
リース料支出	300,000	300,000	0	12ヶ月@25,000円(コピー機リース料)
賃借料支出	756,000	756,000	0	12ヶ月@60,000円(事務局家賃) 12ヶ月@3,000円(事務局員駐車場)
修繕費支出	40,000	40,000	0	
印刷製本費支出	0	0	0	400冊(会員名簿)※シニアクラブにて負担
光熱水料費支出	200,000	200,000	0	
業務委託費支出	40,000	40,000	0	登記簿変更申請@40,000円(辻本太平事務所)
インフォメーション関係費支出	110,000	110,000	0	HP作成等及び更新(ディーディーショップ)
保険料支出	10,000	10,000	0	
租税公課支出	0	0	0	
渉外費支出	1,620,000	1,420,000	200,000	
渉外費支出	800,000	700,000	100,000	
大会・会議登録料支出	600,000	500,000	100,000	
慶弔費支出	100,000	100,000	0	
各種団体協賛金支出	120,000	120,000	0	日立市展協賛金・市民スポーツ祭協賛金
雑支出	70,000	70,000	0	支払手数料等+雑費
③負担金支出	1,101,791	1,030,660	71,131	
JCI負担金支出	69,316	74,360	△ 5,044	43名@1,612円(13米ドル ※1米ドル=124円)
日本JC負担金支出	245,000	250,000	△ 5,000	
会費基本額	30,000	30,000	0	基本額30,000円
会費付加金	215,000	220,000	△ 5,000	43名@5,000円
地区協議会負担金支出	53,000	32,000	21,000	関東地区協議会
会費基本額	10,000	10,000	0	基本額10,000円
会費付加金	43,000	22,000	21,000	43名@1000円
ブロック協議会負担金支出	146,000	152,000	△ 6,000	茨城ブロック協議会
会費基本額	20,000	20,000	0	基本額20,000円
会費付加金	129,000	132,000	△ 3,000	43名@3,000円
ブロック大会負担金支出	129,000	132,000	△ 3,000	43名@3,000円
会員会議所負担金支出	40,000	40,000	0	2名@20,000円(理事長)(ブロック副会長)
周年事業負担金支出	172,000	132,000	40,000	43名@1,000円*LOM(2020年度は北茨城 結城 常総 潮来)
国際協力資金支出	78,475	80,300	△ 1,825	43名@1825円(「1日5円」運動に基づく額)
日本JC出向者負担金支出	40,000	0	40,000	2名@20,000円
We Believe購読料	129,000	138,000	△ 9,000	43名@3,000円
④他会計への繰入金	0	0	0	
事業活動支出計	7,535,891	7,318,160	217,731	
事業活動収支差額			0	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	△ 795,891	0	△ 795,891	
前期繰越収支差額		6,660,498	△ 6,660,498	
次期繰越収支差額	△ 795,891	6,660,498	△ 7,456,389	

2020年度会議組織体系図

<例会事業開催の為の事業計画書・予算書の流れ>



2020年度 会議体系図

<公開委員会の流れ>

(事業費を使う場合)

委員会 (事業計画/随時)



財政局会議



役員会 協議・審議



理事会 協議・審議



公開委員会開催



財政局会議



役員会 審議



理事会 審議

(事業費を使わない場合)

委員会 (事業計画/随時)



財政局会議



役員会 協議・審議



公開委員会開催



財政局報告

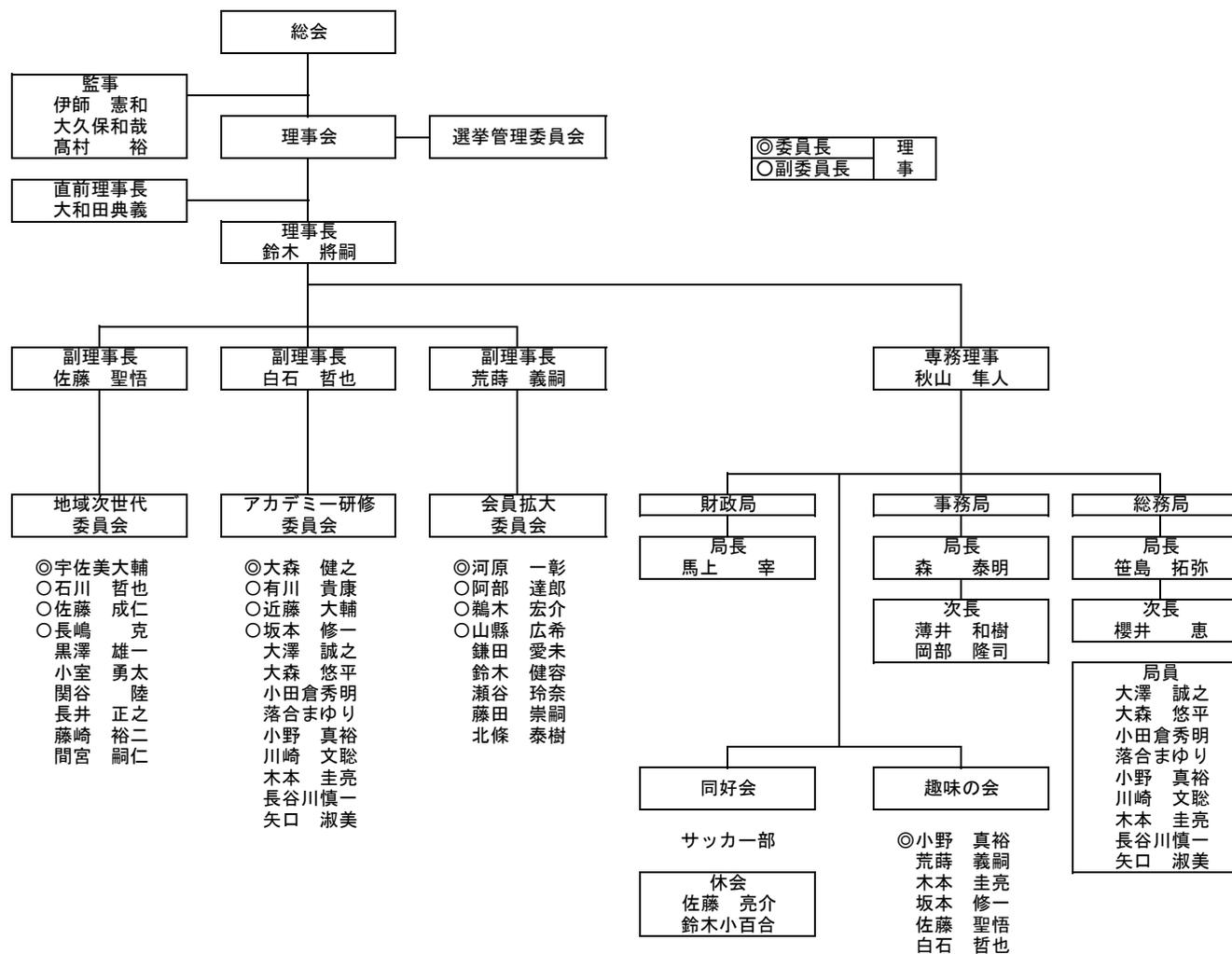


役員会報告



理事会報告

一般社団法人日立青年会議所 2020年度 組織図



2020年度日本青年会議所、関東地区協議会
茨城ブロック協議会

彰往察来



～継承、そして感謝と協同～

Junior Chamber International HITACHI 2020

青年会議所には、素晴らしい出会いがある。
出会いには、人の未来を変える力がある。
私は、誰かの未来をより良く変える存在でありたい。

【はじめに】

10年後の未来を想像してください。

あなたが暮らす地域の文化は誇りとして受け継がれ、産業は人びとの生活を支える基盤となっている。まちを訪れる人やそこに暮らす人が増え、人びとの所得と幸福度は向上し、地域経済には好循環が起きる。そして地域から日本を支える本来の姿を取り戻している。

我が国は、日本人としての誇りと公共心を持った国民で溢れ、新たな命の誕生に心を踊らせている。権利の行使と義務を果たす責任を自覚した国民によって、誰もが何度でも挑戦できる持続可能な社会が実現し、自主自立国家を確立している。

世界の中の日本は、他国からの圧力に屈せず、自らの力を持って、世界との関係を深化させ、世界の恒久的平和に貢献する国となり、世界からの尊敬と信頼を集めている。

私は令和という時代に、このような未来を描いている。

地域社会の再建が、明るい豊かな国家を築く、そして世界に貢献する日本へ。

描くことができる未来は、必ず実現できると確信している。

厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人ひとりの日本人が明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたい。そのような願いが込められ、令和という時代は幕を開けた。

悠久の歴史と薫り高き文化、四季折々の美しい自然、このような日本の国柄を次世代へ紡いでいくために、物心両面において豊かな令和の時代を創っていかなくてはならない。

これこそまさに、我々青年に課せられた使命である。

【組織の現状から組織の改革への決断】

1960年日本青年会議所は、そのあり方を再確認する必要に迫られ「JC三信条」「定款」「JCIクリード」を基礎に、幅広い層からなる会員の思想を束ねた「綱領」が制定された。綱領は、組織としての理念を確立し、会員個人の運動目標を明確に位置づけた。

そして地域社会、国家、国際社会が抱える問題とその解決に向けた責任を自覚することを前提として「明るい豊かな社会を築き上げよう」と、行動指針を定めたのである。

我々は、常に自己研鑽に励み、努力を惜しまず、地域社会を改善する政策を掲げ、市民

38 意識を変革する運動によって、故郷を少しでもより良くしたいと志を抱き、何事にも挑戦
39 する青年の集いだと信じている。

40 しかしながら年々会員数は減少を続け、存続すら危ぶまれる会員会議所も複数存在して
41 いる。政治や行政に主体性を持って参画し、責任ある発言ができる青年の存在が失われて
42 しまったら、その青年が暮らすまちの未来はどうなるのだろうか。誰かが何とかしてくれ
43 るという根拠のない妄想に逃げ込み、他人事と捉えていたら、恐らく近い将来には一部の
44 地域にしか存在しない組織になってしまうだろう。

45 我々はこの現実を悲観的に捉えず、時代に即した組織へと改革できる絶好の機会である
46 と受け止めよう。会員会議所の抱えている事業や運動が、会員減少や組織縮小によって、
47 負担と感ずるのであれば、先入観を捨て勇気を持って、整理する決断も必要である。その
48 際、仮に事業や運動がたった一つになっても、全く恥じることはない。むしろ会員の企業、
49 家庭生活に悪影響を及ぼし、名ばかりの会員で連なる組織になることは、さらなる衰退を
50 招いてしまう。まちの経済的発展と会員企業の成長、人びとの生活の質の向上を成し遂げ
51 るための政策を掲げ、それぞれの地域に根ざした草の根運動を続けることこそ、組織への
52 信頼獲得と会員拡大につながると信じている。

53

54 【地域社会・国家・国際社会における経済の現状】

55 日本における青年会議所運動がはじめて灯された1949年9月、東京青年商工会議所
56 はその設立趣意書において「苦難を打開してゆくために採るべき途は、国内経済の充実と
57 国際経済との密接なる提携」と宣言した。70年以上の月日が流れ、日本も世界も大きく
58 変容し、国民の価値観も青年会議所を取り巻く環境も変化を続けているが、今なお色褪せ
59 ぬ宣言である。我々の採るべき途を愚直に進んでいこう。

60

61 地域社会に目を向ければ、就業者の約6割が三大都市圏以外の地方で働いており、名目
62 GDPの約半分を占めている。日本経済の成長には、地域経済の再建が欠かせない。しか
63 し三大都市圏に労働力や投資が集中、地方は高齢化と過疎化が進行し、超人手不足に陥っ
64 ている。豊かな自然や文化など、地方にはこれから開花する可能性を秘めた価値が眠って
65 いる。地方への投資が、地域経済を再建し、日本経済を再興へと導くのである。

66 そして我が国の経済は、2012年時点から名目GDP58兆円、実質GDP37兆円
67 の増加と過去最高を記録。就業者数は251万人増加し、なかでも保育の受け皿拡大等
68 によって女性の就業者が201万人増加した。若者の失業率は4.6%と、実に1992年
69 以来の低水準にまで回復。賃金については、4年連続で2%程度の高い賃上げが実現し、
70 5年連続で最低賃金も引き上げられてはいるが、実質賃金がマイナスとなっている点には
71 注意が必要である。経済力について幾つかの指標があるが、一人当りの購買力平価GDP
72 (USドル)のランキングでは、日本はOECDに加盟する34カ国の中で18位と高く
73 はない。我々の責任は物心両面の豊かさを実感できる国家経済を築いていくことにある。

74 国際社会を見渡せば、日本にとって最大の輸出相手国であり、中国に次ぐ輸入相手国で

75 あるアメリカと、世界第1位の経済大国になりつつある中国との米中貿易紛争の緊張が、
76 再び表面化する可能性を無視することはできない。特に世界の実質GDPに占めるアジア
77 のシェアは、2050年には48.1%へと激増すると予測されており、アジア諸国との
78 連携はますます重要になる。我が国は、アメリカにとってアジアにおける最大の外交パー
79 トナーとして存在感を発揮しているが、アジア諸国の成長速度が西側世界を上回る「イー
80 スタニゼーション」が進むという分析を踏まえ、世界における経済大国としての影響力を
81 維持できるよう、国際社会との親密な関係を深めていかななくてはならない。

82

83 「日本近代経済の父」と称される渋沢栄一は、企業の経営における道徳の重要性を説き
84 「真の富とは道徳に基づくものでなければ、決して永くは続かない」と述べている。この
85 「道徳経済合一説」は、持続可能な開発目標（SDGs）の概念にも通じる。企業の経営
86 の根底には、人の役に立ち世の中の役に立つという道徳が欠かせない。そして我々は綱領
87 に沿って社会的・国家的・国際的な責任を自覚し、好循環を起こす人と企業による地域経
88 済の再建と持続可能な成長戦略による国家経済の再興、そして民間外交と国際協力による
89 国際社会との連携に全力を尽くし、経済的発展と幸せを実感できる、全ての人びとが笑顔
90 で生きがいを持ち、暮らしていける日本を築いていこう。

91

92 【世界から注目される2020年】

93 近代オリンピックの提唱者であるピエール・ド・クーベルタン男爵は、オリンピックの
94 あるべき姿（オリンピズム）として「スポーツを通して、心身を向上させ、さらには文化・
95 国籍など様々な差異を超え、友情、連帯感、フェアプレーの精神を持って理解し合うこと
96 で、平和でより良い世界の実現に貢献する」といった理想を掲げた。近年では、「環境」と
97 という柱を加え、世界の平和と地球環境について考える機会としている。

98 この4年に一度の世界的なスポーツを通じた平和の祭典に、205の国と地域から選手
99 やそれを応援する人びとが日本に集まる。

100 我々の組織においても、JCI世界会議が横浜の地で開催され、113の国と地域から
101 世界の恒久的平和を希求する仲間が日本を訪れる。我々は一丸となっておもてなしの精神
102 を持って迎え入れよう。地域と世界がつながる時代において、横浜大会へ当事者意識を持
103 って関わることは、国際会議の経験や海外の会員との交流といった、実りある機会となる
104 に違いない。多様性と包摂性を持って、世界から集まる人びとが、日本という国の魅力を
105 感じられる機会を創出していこう。

106

107 【人びとが自然と集う組織への進化】

108 この10年で人びとの社会的価値観は大きく変化した。一方で会員を受け入れる我々の
109 組織体制は変化してきただろうか。拡大手法や成功事例は幾つも存在しており、成功して
110 いる会員会議所も少なくないが、近年卒業者数と年間退会者数の合計値を入会者数が上回
111 った年は、残念ながらない。そこで女性や20代を対象とした拡大戦略の立案を提案した

112 い。女性会員の比率8%や平均在籍年数4年、入会者の平均年齢33歳、女性や20代の
113 会員はこの組織にとって貴重な存在であり、我々の事業や運動により良い変化を起こす可
114 能性を秘めている。日本は男女格差が大きいジェンダー後進国であり、青年が自らの意思
115 と選択によって活躍できる、多様性ある社会を実現していくためにも女性会員の拡大に力
116 を入れる。青年に成長と発展の機会を提供し、社会で活躍できる人材を輩出する組織であ
117 り続けるためにも、女性や20代の心を掴む、柔軟かつ解放的な組織へと進化させる。

118 日本の青年会議所の未来を見据え、6万7千人を超える会員が存在していた時代から現
119 在の組織の規模を踏まえ、社会により良い変化を起こす人材を育成する組織体制の構築や
120 役割の明確化、さらには会員が減少しても社会に大きなインパクトを与える運動を展開す
121 るための連携体制の構築など、最大限の効果を発揮できる組織改革も必要である。

122 地域における優秀な若者の流出を防ぐために、高等教育機関や若年層の社会人を対象と
123 した起業家の育成に力を入れなければならない。そのような若者と全国各地で地域の未来
124 を共に創り上げるというプロセスから、故郷への誇りを持ち、社会に貢献する人材を育成
125 していこう。いずれは、我々と一緒に活動する仲間となるだろう。会員拡大戦略として、
126 全国各地で社会に貢献する起業家の育成事業を展開していこう。

127 また、時代の変遷期において改訂されてきたJC宣言文について、社会の変化や会員を
128 取り巻く環境からも検証する必要がある。そして改訂が必要であるという答申がなされれ
129 ば、我々が描く理想の未来を明確に表現したJC宣言文改訂への議論を進める。さらには
130 2010年代運動指針の検証を行い、新しいJC宣言文との整合性を図り、2020年代
131 行うべき運動の方向性を示した中期戦略を策定する。

132

133 日本青年会議所の役割の一つに、会員会議所のリーダー育成を目的とした成長と発展の
134 機会を提供するというミッションがある。近年は理事長経験者から「就任前にもっと経験
135 を積み、多くの知識を得ておくべきだった」という声を耳にする機会が増えている。

136 それらの課題を解決するために、地域により良い変化をもたらす力と、組織力を最大化
137 できるマネジメント力を兼ね備えたリーダーを育成するカリキュラムが必要である。また
138 平均在籍年数が4年という由々しき事態を打開するためにも、入会間もない会員の底上げ
139 に力を入れ、各地会員会議所の組織力の向上に努める支援も必要である。

140 観光庁のデータによれば、5年前には約1340万人だった外国人旅行者数は、現在で
141 は約3100万人を超えている。最近では地方においても、外国人旅行者の姿を見る機会
142 が増えており、その受け入れ環境の整備が急務である。

143 地域の国際化に向けた課題を見つけるためには、世界80を超える国と地域から海外の
144 青年会議所のリーダーが集う国際事業の開催地への立候補も魅力的な選択肢である。世界
145 から集まる同志から、地域の印象について本音を聞ける機会でもあり、その地域の魅力や
146 文化などを伝えることもできる。人と人との交流は、地域と地域を結ぶ可能性を十分に秘
147 ゔており、自身の価値観においても大きな変化が生まれる経験になることを約束する。

148 こうした国際事業へのボランティアを活用することで、地域の国際化の課題解決に向け

149 た研究の一環として、積極的に関わってほしい。

150 この国際事業で得られる知識や経験は、グローバルネットワークとして、実社会で役
151 立てていくこともできる。世界情勢を理解し、俯瞰的な視点を持つ日本人として国際化が
152 急務な地域で活躍することを期待している。またこの一期一会の出会いが、持続的な関係
153 となるよう、関わった人びとが再会できる機会とその仕組みを創出する。

154

155 年々会員は減少傾向にあるが、個人能力開発の J C I 公式コースや J C I 推奨コース、
156 日本 J C 公認プログラムの受講者は、確実に増えている。その背景にはこの組織の目的と
157 意義、歴史を理解したいという意欲を持った会員の存在がある。さらには、組織に関する
158 知識の習得だけではなく、ビジネスでも役立つスキルを身につけることもできる。また、
159 会員でなくとも受けることができるプログラムも存在するため、これを活用し会員拡大に
160 つなげてほしい。そしてこの制度は受講して終わりというわけではなく、トレーナーとし
161 て登録すれば、実践することが可能である。より多くのトレーナーを輩出できる仕組みと
162 活躍できる場を創出しなければならない。

163

164 青年会議所の魅力の一つに、事業計画と予算の作成がある。会社においても同様の業務
165 はあるが、青年会議所との明確な違いは二つある。一つ目は利益といっても、公の利益を
166 追求すること、二つ目に資金は金融機関や市場からの調達ではなく、会員より預かっている
167 会費や企業からの協賛金を利用することである。さらには事業構築のプロセスを通して
168 社会により良い変化を起こす人材を育成するとともに、社会にアクティブ・シチズンを生
169 み出していくという特徴もある。青年会議所の事業実施と予算執行は、会員や共感を抱き
170 協力してくれた方々の想いが詰まったものであることを忘れてはならない。

171 社会課題の解決に向けた政策の立案、人びとの意識や行動に変化を起こす事業の構築、
172 運動を広める戦略を学べる機会を創出する。事業や運動の成功事例となるロールモデルを
173 共有するとともに、活用できる支援体制を構築する。また全国各地の会員会議所が抱える
174 継続事業の検証や改善策など、運動の最大化に貢献できる相談窓口を設置する。

175

176 【社会的な責任の自覚】

177 国家は地域の集合体であり、地方における人口減少は地域経済規模の縮小に留まらず、
178 日本経済の成長をも妨げてしまう。日本経済の底上げを図るために、地域経済を再建する
179 必要がある。都道府県の枠を超えた広域経済圏の確立に向けて、青年としてのビジョンを
180 描こう。日本には四季があり素晴らしい風景や自然も存在している。地域の文化や特異性
181 を活かしつつ、インバウンドを促進させる時代に即した戦略も必要である。我々は政治や
182 行政に頼らず、自立した豊かな地域を実現するために、そこに住み暮らす人びとの意識を
183 変革する運動を進めていかななくてはならない。また、総務省が発表した 2019 年 4 月期
184 の失業率は 2.4% となり、厚生労働省が発表した有効求人倍率は 1.63 倍である。雇用
185 情勢は確実に改善していると言われるが、地方と都市部の賃金格差等により生産年齢人口

186 の流出が進み「労働力喪失時代」の到来が危惧されている。その労働力を補うために外国
187 人労働者をさらに受け入れる政策には、警鐘を鳴らさざるを得ない。つまり我が国の未来
188 を考えた時、優先すべきは地方企業の労働生産性を高める支援策と所得向上の政策による
189 都市部との所得格差を是正することである。

190 政府が主導し産学官連携で実現を目指すSociety 5.0によって、近い将来には
191 情報化社会を進化させた「超スマート社会」が訪れる。地域の課題を解決すると同時に、
192 変化に伴って生み出される「新しい価値」には、ビジネスチャンスも潜んでいる。

193 一方で地方においてシャッター通り商店街が、地方都市の再開発の障壁となっている。
194 空き家等対策特別措置法などの現行法の効果や各種取り組みを検証し、まちづくりの弊害
195 となっている不動産の利活用を促進させる新たなビジネスモデルや法改正の提言をも視野
196 に入れた解決策の構築が急務である。

197

198 2015年9月国連サミットにて採択されたSDGsを受けて、同年11月、世界会議
199 金沢大会開催期間中にJCIと全ての国家青年会議所は、SDGsにコミットする「金沢
200 宣言」を採択した。2019年1月には、外務省とSDGs推進におけるティアップ宣言
201 に署名し、全国の会員会議所とSDGs推進宣言を総会にて審議した。2030年までに
202 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、次世代
203 への推進、達成に向けたプロジェクトなど協働を進めることを宣言したものである。

204 SDGsの推進をより加速させるために、全国各地のネットワークと組織力、行動力を
205 発揮しなければならない。日本で一番SDGsを推進する組織として実績を積み、世の中
206 から認知されれば、社会に与えるインパクトは絶大なものである。2019年に引き続き
207 全ての事業と運動にSDGsを紐付けして力強く推進する。

208 すでに世界中の企業がSDGsを経営戦略の中に取り込むことで、財務情報だけでなく
209 環境・社会・ガバナンスに関する取り組みも考慮したESG投資を呼び込もうと力を入れ
210 ている。SDGsを企業の経営戦略に入れることが、必然となる日も近いだろう。全国の
211 つながりと会員企業の経済活動を通して、社会に存在するあらゆる課題を解決しながら、
212 持続可能な社会の創造に貢献していこう。

213

214 日本青年会議所は、2018年より国の「知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会」
215 に参画してきた。従来の「知的財産立国」を基盤に、世界から共感を得られる新たな「価
216 値デザイン社会」の構築に取り組む。日本の社会的価値を世界に向けて高めていくために
217 は、「脱平均」の発想で尖った才能を持つ個人や挑戦する企業への支援を強化し、チャレン
218 ジを促していく環境整備が必要である。多様性や多面性を重視しながら、分散した多様な
219 個性を融合し、消費者側のリアルタイムな評価をもとに「新しい価値」を構想しオープン
220 イノベーションを加速させていくことで、世界からの共感を集め、日本への信頼を獲得す
221 ることができる。地域に「新しい価値」をデザインし、地方創生への道を切り拓こう。

222 またあらゆるモノが、データ化される時代への備えも必要である。ITを活用し情報を

223 集めた企業が競争優位に立った時代から、「リアルデータ」の活用がビジネスの主役になる
224 時代へと突入している。我々の周りには、デジタル化されていない膨大な物的資産と経験
225 や勘といったアナログ情報が存在する。人の経験や勘といったアナログ情報のデジタル化
226 とデータ分析によって「新しい価値」を産み出すデジタル変革が、これからの企業経営に
227 必要である。単なる業務の効率化ではなく、企業経営者の意思決定の高度化が可能になる
228 だろう。デジタル変革によって、企業・産業・社会に変革を起こそう。

229

230 国や地域を愛する想いから、社会のあらゆる分野において活躍する傑出した若者を発掘
231 して荣誉を讃えるとともに、世に向けて広く発信することによって活動の域を拡大させ、
232 社会により良い影響をもたらす、TOYPへと進化させる。

233 国際的に最も盛んなスポーツとされるサッカーを通して、地域の未来を担う子供たちに
234 「グッドルーザーの精神」を伝えるJCカップは、地域間の交流人口増加やコミュニティ
235 の活性化など、魅力ある地域への発展のために開催してきた。日本国内の大会から日韓戦
236 の実現、そしてアジア大会の開催も視野に大会規模の拡大を目指す。また、東京2020
237 オリンピック・パラリンピック競技大会が行われる特別な年でもある。特にパラリンピッ
238 クの成功は、日本が世界に誇るレガシーとして未来へ紡がれていくものである。ロンドン
239 五輪の成功例に学び、日本の社会的包摂の実現に向けて、オリンピック・パラリンピック
240 競技大会への支援策を模索していきたい。

241

242 【国家的な責任の自覚】

243 我々は出産・子育てに携わる当事者世代の切なる声を集約し、少子化対策をテーマにし
244 た国民討議会を通して、厚生労働省へ提言を行ってきた。日本の出生率は3年連続で低下
245 し、2018年の出生数は過去最低を更新し出生数から死亡数を引いた人口の自然減は、
246 44万4085人で、過去最大の減少幅となった。ベビーブーム世代を境に、出産可能な
247 年齢にある女性がさらに減少することからも出生数の増加は急務である。しかし2019
248 年度の国の一般会計歳出101兆4571億円のうち、少子化対策の費用は、わずか2兆
249 3440億円であり、国の少子化対策が劇的な効果を上げる可能性は低い。出会い・結婚・
250 妊娠・出産・育児・保育・教育に関わる適切な支援策や他国において既に効果が出ている
251 政策を参考に、子供を産み育てることが幸せと感じられる社会を創ることが必要である。
252 子供は成長すれば、社会の構成員として税金や社会保険料を支払うようになる。一方で、
253 この課題は一朝一夕で解決できるものではない。国に頼るだけでなく、高齢者や子供など
254 を支えていく責任世代であることを自覚した上で、子育てに対する支援は、国家の繁栄に
255 つながる投資であり、成長戦略としての姿勢を崩さず、引き続き提言する。

256

257 国民の政治参画において、衆議院・参議院の国政選挙や地方選挙の投票率は年々低下の
258 一途を辿っており、特に若年層の低投票率は大きな課題である。選挙における投票棄権と
259 は、地域や国の未来への無関心であり、有権者が果たすべき責任の放棄である。2016

260 年の参議院選挙では、はじめて18歳以上に選挙権が認められたことで、与野党各党は、
261 これまでにない若年層を意識した政策を掲げた。若年層の投票率が向上すれば高齢者偏重
262 の政治が変わる可能性は充分にある。投票行動が自身の未来につながるという事実を認識
263 し当事者意識を育む若年層への主権者教育を確立しなければならない。

264 海外に住む日本人を対象にインターネット投票の実証実験がはじまり、2020年には
265 公職選挙法改正に向けた動きもある。投票率向上のための一つの有効な手段としてネット
266 投票は推進していかなければならないが、投票率という数字の上昇だけでなく、政治参画
267 への意識も高めていかなければならない。近い将来には、憲法改正の国民投票が行われる
268 可能性もある。その際に国民が主権者としての責任を自覚した一票を投じることができる
269 よう、より一層の啓発活動に力を入れる。

270

271 我が国の安全保障について、周辺諸国による軍事活動の活発化といった国際情勢の緊迫
272 化への対応、サイバー攻撃の規模や影響の拡大といったテクノロジーの進化による新たな
273 脅威への対策も練らなければならない。さらには、生活面において、国土・食料自給率・
274 エネルギーやインターネット犯罪などの対策も含めた議論が必要である。日米同盟を基軸
275 とする安全保障の重要性は変わらないが、米中の経済戦争が激化している中、世界最大の
276 経済大国へと成長する中国との関係は今後ますます重要になってくる。戦略的互惠関係の
277 さらなる深化はもちろん、果たすべき役割を考えなければならない時期に来ている。

278 内閣府が2018年に行った世論調査では、自衛隊に「良い印象を持っている」と回答
279 した人が全体の約9割を占めた。東日本大震災や熊本地震における自衛隊の救援活動は、
280 国民のみならず世界中から称賛されている。そのような自衛隊の重要性と任務が拡大する
281 中、現行憲法における自衛隊の位置づけや集団的自衛権についても、イデオロギーに依ら
282 ない冷静な国民的議論を巻き起こしていくことが、我が国の防衛力の確立へとつながる。

283

284 1971年長崎で開催された全国理事長会議において「北方領土返還促進決議」が採択
285 された。それ以降、時代の担い手である青年として、国民への北方領土問題解決に向けた
286 啓発運動に努めてきた。我々は、四島返還と日ロ平和条約の締結に向けた運動を展開する
287 最後の砦であると言っても過言ではない。また文部科学省の新学習指導要領に基づき20
288 20年4月から小学校で使われる全ての社会科の教科書には、北方領土は「日本固有の領
289 土」と明記される。これを好機と捉え、啓発運動により一層の力を入れていく。

290 また我が国は誰でも自由に不動産を所有することができるが、人口減少が進行する中、
291 外国人が容易に不動産を取得できる現状に、国が行う重要な社会インフラ整備と国防の観
292 点から強い危機感を持っている。海外の事例を学び、国内における外国人の不動産所有と
293 利用に関する規制を設けることは、国土と国民生活を護るという視点から重要である。

294

295 我が国の国土面積は全世界のたった0.28%であるが、全世界の活火山の7%は日本
296 に存在し、M6以上の地震の20.5%は、日本で発生している。内閣府が想定する大規模

297 地震には、首都直下地震となる相模トラフ沿いの海溝型地震と中部圏・近畿圏直下地震と
298 なる南海トラフ地震があり、30年以内にどちらも70%の確率で発生すると予測されて
299 いる。我が国の中枢機能や重要文化財、太平洋ベルトに位置する国を支える産業が、この
300 危険予測地帯に位置している。これらの地域以外でも大規模な災害が起こる可能性は充分
301 にあり、近年では火山の噴火や豪雨など人びとの生命と財産を脅かす災害は多発している。
302 自然の力の前で人間の力は無力であり、誰にも食い止めることはできない。しかし被害を
303 最小限に食い止める「減災」という考え方も存在する。災害発生時のメカニズムを知り、
304 備え方と発災時の対処を学ぶ「防災と減災」を義務教育化に向けた運動として確立する。
305 国民の生命と財産を護るために、経済的価値と防災と減災に関する備えといった両方向の
306 視点を持って、この国のかたちをより良いものへと変えていこう。

307 また、これまで発生した災害に対し、全国の会員が一丸となり被災地への支援を行って
308 きた実績がある。NPO団体・民間企業・災害医療機関や防災と減災のエキスパートなど
309 パートナーを拡充して、コレクティブ・インパクトを意識したプラットフォームとなり、
310 有事の際に迅速かつ効果的な被災地支援が可能となる組織体制を構築する。

311

312 これからの世代の平均寿命は100歳を超えると予測されており、超高齢化社会の先に
313 ある長寿化社会は目前に迫っている。社会的包摂の視点から、育児をしながら働くことを
314 望む女性、退職後の知識や経験を活かして働きたい高齢者、障害のある方や難病を患って
315 いる方々が、生きがいを持って働ける環境や職場の創出が必要である。企業が発想を転換
316 することで、我が国に眠る労働力が開花する可能性がある。また、一度社会において失敗
317 しても再チャレンジできる環境を整えるために、現行法の課題を見つけ、法整備に向けた
318 提言をまとめる。一般的な教育やモノ・サービスを手に入れにくく、社会から疎外される
319 恐れがある相対的貧困の解消やいつでも学び直しができるリカレント教育の確立も同時に
320 進めていかなければならない。さらには全国には20歳～34歳の若年無業者が約48万
321 人、40歳～64歳でひきこもりの状態にある人が約61万人とも言われ、地域の実態に
322 即した自立就労支援の充実も急務である。全ての人びとが活躍できる社会環境を整備し、
323 地方の労働力人口の確保から、東京一極集中の是正につなげていこう。

324 人は必ず死を迎える。その時まで生きがいを持ち続け働ける社会、何度でも挑戦できる
325 社会を目指し、世界に先駆け超高齢化・長寿化社会の先進事例を創っていこう。

326

327 【国際的な責任の自覚】

328 スイスの国際経営開発研究所（IMD）が発表している「世界競争力ランキング」によ
329 れば、日本の総合順位は64カ国中30位と低迷している。なかでも評価が低かったのが
330 「起業家精神」と「国際経験」であった。しかし我々は、国際的なつながりをもつ組織で
331 あり、希望すれば誰でも国際の機会に触れることができる。そのつながりを活かし、世界
332 に向けて人や企業の進出を後押しすることも可能である。世界には、日本の企業の進出を
333 心待ちにしている国や地域が存在している。日本の文化や精神性といった魅力を人と企業

334 の進出により、民間外交と国際協力を通して、日本と世界との距離を近づける。

335 また、我が国の悲願である旧敵国条項の削除に伴う国連憲章の改正手続きや常任理事国
336 入りを実現するために、政府の途上国への開発援助とSDGs達成に向けた我々の運動の
337 実績からも外務省と連携し、国際連合へ働きかけていくことも我々の責務である。

338

339 大東亜戦争敗戦後、日本人は食糧難と貧困に喘ぎ、混乱の中で苦しい生活をしていた。
340 アメリカをはじめ先進諸国から生きるために必要な援助物資や「ガリオア・エロア資金」
341 などの援助を受けた。1953年には、世界銀行から低金利の融資を受け、黒部第4ダム
342 や東海道新幹線、東名・名神高速など経済発展に必要な社会基盤を整備した。我々は世界
343 の国々に支えられ経済大国まで成長できたことを忘れてはならない。当時支援してくれた
344 国々は、自国の利益のために手を差し伸べたのだろうか。同じ地球で苦しむ人びとがいる
345 のであれば、見返りを求めず手を差し伸べることも必要である。そして未来を担う子供た
346 ちには、世界の現状を理解し、経済大国としての責任を自覚した、世界に貢献する日本人
347 として、成長できる実体験の機会を創出する。

348 2015年からSDGsゴール6の達成に向けて「SMILE by WATER」事業
349 を推進し、アジア・太平洋地域の「水と衛生」に関する問題への解決に取り組んできた。
350 国内での啓発運動により活動資金を集め、支援を必要とする国のリサーチを行い、持続性
351 を担保しながら民間開発支援をしている。「SMILE by WATER」のブランド化を
352 図り、支援を必要とする国ごとにパートナーを選定し、アジア・太平洋地域の「水と衛生」
353 に関する課題解決を加速させていかなければならない。

354

355 国際通貨基金（IMF）は、2014年衝撃的な事実を発表していた。世界のGDPを
356 購買力平価で測った場合、中国が世界最大の経済国へ成長を遂げ、世界4大経済国のうち、
357 3カ国がアジアの国であった。さらに2025年には、世界の人口の3分の2がアジアで
358 暮らしていると予測している。人口で勝るアジアで急激な経済発展が実現した結果、世界
359 のパワーバランスはアジアへとシフトしている。

360 我々は中華全国青年聯合会と未来志向な関係を構築するため、訪中・訪日事業を行って
361 きた。日中両国の次世代を担う青年の相互の理解は、これまで以上に必要になる。両国の
362 経済的発展とアジア及び世界の平和に向けて、関係を深化させていかななくてはならない。
363 また東南アジアで活動する国家青年会議所は、JCIAWARDSの受賞や女性の会員
364 の比率など、我々が見習うところがある。アジアにおける国際的課題を共有するとともに、
365 ビジネス交流を通して、明るい豊かなアジアの未来を共に描く機会を創出する。

366 またロシアに対しては、2016年の日露首脳会談において、我が国は8項目の「協力
367 プラン」を掲示し、高い評価と賛意が表明された。その後は、JBIC・RDIFによる
368 10億ドルの共同投資枠組みの設立、デジタル経済の実現に向けた協力関係など、互恵的
369 な日露経済関係を進展させている。そして2019年9月よりロシア企業や研究所の常勤
370 者への最長5年のマルチビザの発給や学生のビザ申請の簡素化の措置がなされる。

371 政府の打ち出したロシアへの「協力プラン」を加速させ、両国の発展のために、日本と
372 ロシアの起業家との経済交流や学生同士の文化・教育交流にも力を入れなければならない。
373 極東地域の平和を実現するために、積極的な民間外交を推し進めよう。

374

375 国際の機会を各地の会員会議所へ提供するためには、J C I との連絡調整が重要である。
376 我々が位置するアジア・太平洋地域以外にもアフリカ・中東、アメリカ、ヨーロッパ地域
377 会議に登録さえすれば、会員なら誰でも自由に参加することができる。海外の青年会議所
378 の実施する素晴らしい事業や運動に触れることができるという、学びの機会も存在する。
379 そして先人たちの弛まぬ努力によって、世界中からの信頼を集め、日本のパスポートは、
380 190カ国と単独世界一となった。これを活かさない手はない。世界を旅すれば、人生に
381 おける価値観が変わる瞬間が必ず訪れる。

382 国際会議における他国の会員との交流の機会を掛け替えのない時間とするために、言葉
383 の壁を超えて通じあえる交流が必要である。J C I という組織が描く世界の恒久的平和に
384 向けて、一体感を抱くことができる機会を創出する。

385

386 【原理原則を意識した効率的な組織運営】

387 マスコミの使命は、不偏不党の立場から国民に正しく情報を伝え、社会をより良い方向
388 へ導くというものである。しかし、既存のマスコミは相次ぐ不祥事により、信頼性を低下
389 させ、一方でインターネットやSNSの普及により、フェイクニュースが蔓延している。
390 誤情報の拡散は人の命を奪う可能性すらあるにも関わらず、法規制はまだ整っていない。
391 利益追求のために事実を捻じ曲げて報道し、デマを流しておきながら、言論の自由を盾に
392 することは決して許されない。我々は真実を報道する機関であることを第一義とし、一般
393 報道のファクトチェックはもちろん、欧米諸国に比べて遅れているメディア・リテラシー
394 教育について、教育機関や家庭における学習の必要性からも教科化を見据えた運動を確立
395 する。そして人びとに有益なコンテンツを充実させ、報道機関としての存在価値を高めて
396 いかなくてはならない。またクラウドファンディングとの連携により、公益事業に対して
397 の寄付については、税制控除を受けられ、資金調達と運動発信が同時に可能となる「ふる
398 さと」納税に変わる画期的な報道機関へと進化させ、社会の発展に貢献していきたい。

399 そして組織の認知度や存在価値を高めるために、組織のブランディングに取り組む。

400 認知度やイメージといったものは受け手が判断するものであり、受け手が必要とする、
401 或いは心の琴線に触れる情報を届ける広報戦略が必要である。我々は、2019年に報道
402 機関として大きな一歩を踏み出している。ブランディングの視点で練り上げた新しい広報
403 戦略と報道機関が連携することで、組織の認知度と存在価値を高めることができる。各地
404 の会員会議所の活動は素晴らしく、発信する素材と土壌は整っている。我々は、総合調整
405 機関として、地域を世界へ発信し、社会にインパクトを与え、組織のブランドを確立する。

406

407 日本青年会議所の予算の約9割が会員からの収入である。持続可能な組織として維持し

408 ていくためには、会員数の拡大と並行して、外部からの収入の獲得が必要不可欠である。
409 これは全国の会員会議所でも同様のことが言える。我々の運動に対して、外部からいかに
410 共感を得るかを企画から練り上げ、クラウドファンディングを活用することでこの課題の
411 解決に挑戦する。内外からの収入を予算執行するにあたっては、厳正な審査を行い、会計
412 の透明化と財務体質の健全化を図らなければならない。

413 一人の無責任な行動や言動により、組織全体の信用が失墜する時代である。昨今の企業
414 不祥事からも明らかなように、単なる法令遵守ではなく、倫理的責任を追求される事例も
415 ある。その倫理的責任を果たすためにも、組織のコンプライアンスへの意識を高め、徹底
416 していくとともに、ガバナンスの強化も図っていく。

417

418 青年会議所はその名の通り、物事を会議で決定するという特徴を持つ。我々の会議には
419 合議制による民主的な意思決定という良いイメージもあれば、長時間にわたる会議、効率
420 が悪いといった負のイメージも残念ながら耳にする。厳正な議論を積み重ねて物事を決定
421 するというプロセスを通して、信頼関係が築かれていく。会員企業や家庭生活に悪影響を
422 及ぼさぬよう、効率的な会議運営のあり方を検証し改善しなくてはならない。そして活発
423 な議論を巻き起こし、より良い運動をつくる貴重な時間となるように心がけていこう。

424

425 【組織連携による運動の最大化】

426 日本青年会議所は、本会と10の地区に編成された地区協議会、各都道府県に存在する
427 ブロック協議会から構成され、全国各地の694青年会議所を会員として成立している。
428 世界を見渡せば113の国と地域に国家青年会議所が存在し、世界中には約15万5千人
429 の仲間がいる。卒業された先輩諸兄姉も含めれば、世界の恒久的平和を希求する人びとが
430 想像もつかない数で存在している。これこそが組織の最大の強みである。地区・ブロック
431 協議会は、本会の運動を推進することだけに留まらず、会員会議所から一番近い存在とし
432 て、心を寄せてほしい。そして我々は、密なる連携によって運動を最大化していこう。

433 意識変革運動とは、人びとの意識や行動を変えること。一人の発想に共感する者が集い、
434 やがて大きな声となる。これが運動のはじまりである。その運動の拡大と継続が人びとの
435 心を動かし、社会を変える起点となる。我々は自己の利益を省みず、勇気を持って社会の
436 あるべき方向性を示し、責任ある発言ができる唯一無二の組織であることに誇りを持ち、
437 運動を続けていこう。

438

439 【おわりに】

440 2011年の東日本大震災は、これまで漠然と描いていた未来が崩壊した瞬間だった。
441 広範囲に渡る激震と巨大な津波により、多くの生命や財産が失われた。さらには原子力
442 発電所の放射性物質の飛散により、故郷は消滅の危機に瀕している。

443 多くの方々が、地震や津波で犠牲になった。

444 その中には、志半ばで帰らぬ人となった仲間もいる。

445

446 「生きる」ということは、当たり前のことではなく、奇跡の連続である。そして故郷は、
447 唯一無二の心の拠り所である。どのような状況においても故郷を護ることができるのは、
448 そこに住み暮らす人びとしかいないのだ。これが、震災で得た私の教訓である。

449 2020年には、あの震災から10年目を迎える。未だ復興は道半ばであるが、復興へ
450 一歩一歩と前に進んでいくことが私の生きがいであり、原動力でもある。

451

452 震災後、只々呆然と立ち尽くし、将来に対する希望を失い、絶望感に浸る日々を送って
453 いた。そのような私に、現実を受け止め、未来を切り拓く勇気を与えてくれたのが、この
454 組織で出会った人びとである。青年会議所どころではないと感じたこともあった。しかし、
455 青年会議所がなくなったら、故郷の未来はどうなるのだろうかと自問自答を繰り返した。

456 そこで導き出された答えは、夢を語り、希望に満ちた、世界に誇れる故郷の未来を描く
457 こと。そう決意したら、再び前を向いて歩き出すことができた。

458

459 気付いたら、一緒に活動する仲間が集まってくれた。

460

461 挑戦する前から無理だと決めつける、そのような先入観は捨て、大きな夢を語り、仲間
462 を集めて、未来を創ろう。我々は、必ず変化を起こすことができると信じている。

463 己の信じた道を突き進む、真実一路が世の中を変えるのだと私は思う。

464

465 先入観を捨て

466 夢を描き、仲間を信じて、新しい時代を創りだそう

467 軌跡を紡ぎ、奇跡を起こそう

公益社団法人 日本青年会議所 2020年度スローガン

真実一路

軌跡を紡ぎ、奇跡を起こそう！

公益社団法人日本青年会議所 2020年度 基本資料

基本計画 (基本理念・基本方針)

基本理念

全ての人びとが
笑顔で生きがいを持てる国
日本の創造

基本方針

1. 組織改革と人材育成による人びとが自然と集う組織への変化
2. 好循環を起こす人と企業による地域経済の再建
3. 持続可能な成長戦略による国家経済の再興
4. 民間外交と国際協力による国際社会との連携
5. JCの存在価値を高める効率的な組織運営

公益社団法人日本青年会議所

2020年度 基本資料

事業計画

[1] 日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIと共に連携して行う運動・事業

1. 柔軟かつ開放的な組織改革と会員拡大を行うための事業の実施
2. 地域社会でSDGsを推進する事業の実施
3. 選挙における各種討論会の実施

[2] 日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIや各国青年会議所に対して、参加や参画など協力を依頼して行う事業

1. 京都会議 【 1月】
2. 金沢会議 【 2月】
3. サマーコンファレンス 【 7月】
4. 全国大会北海道札幌大会 【 9月】
5. 国際アカデミー
6. 日本アカデミー
7. TOYP大賞
8. 褒賞
9. 各種視察団・使節団の派遣
10. 国際協力

[3] JCIが主催し、日本青年会議所が連携して行う運動・事業

1. JCI ASPAC(カンボジア／アンコール) 【 6月】
2. JCI 世界会議(日本／横浜) 【11月】
3. JCI AWARDSへの申請 【 5月・10月】
4. JCI TOYPへの申請 【 5月】

[4] 日本青年会議所が会頭所信に基づき、地区協議会と連携する事業

1. 柔軟かつ開放的な組織改革を行うための事業の実施
2. 地域社会でSDGsを推進する事業の実施
3. 地域経済ビジョンを策定・推進する事業の実施
4. JCカップU-11少年少女サッカー予選大会の実施
5. 関係諸団体との互いに強みを生かした防災ネットワークの構築

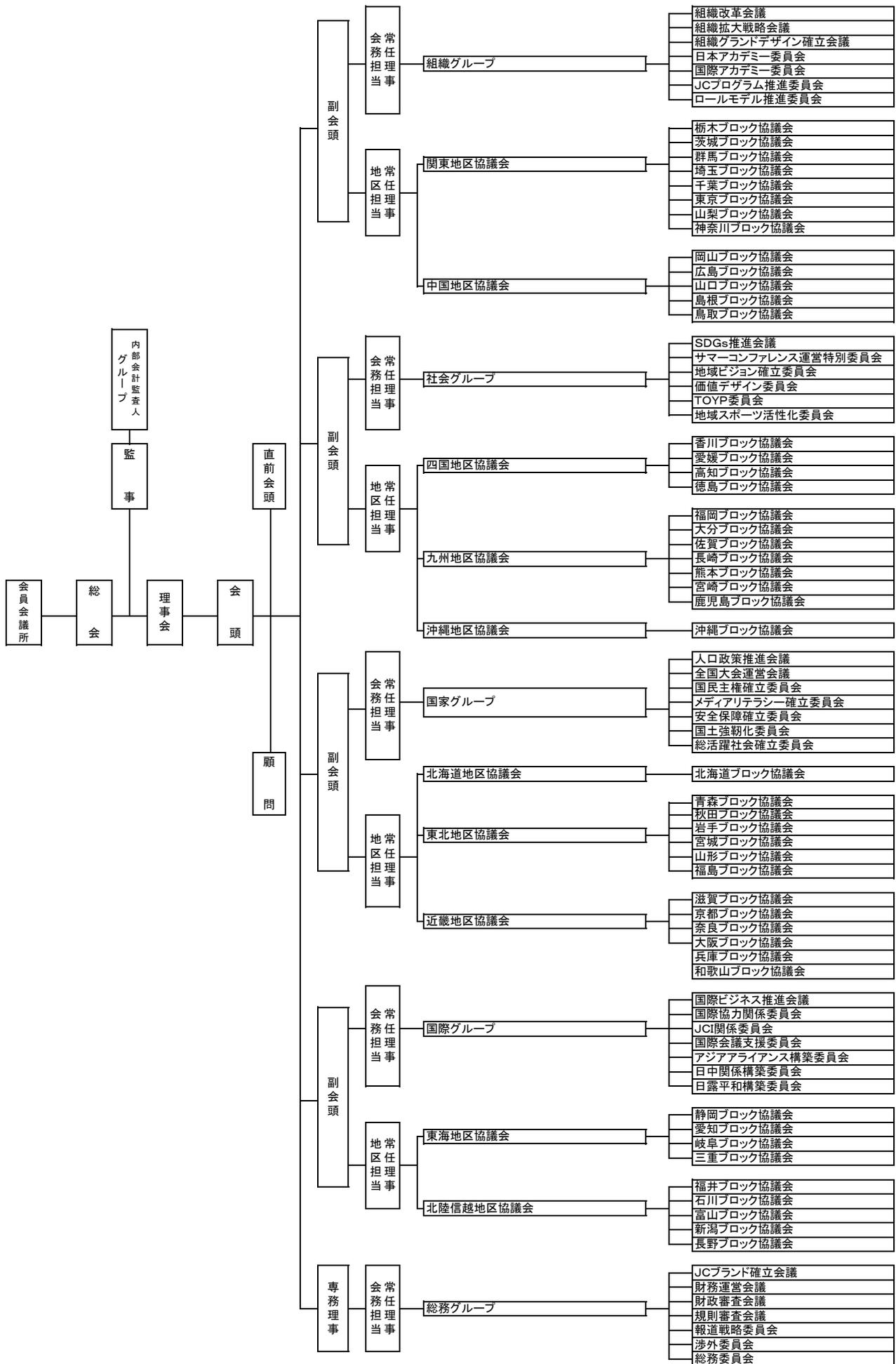
[5] 日本青年会議所が会頭所信に基づき、ブロック協議会と連携する事業

1. 柔軟かつ開放的な組織改革を行うための事業の実施
2. 会員拡大の支援
3. 地域社会でSDGsを推進する事業の実施
4. 選挙における各種討論会の実施
5. 多面的な安全保障に関する国民的議論を巻き起こす事業の実施

公益社団法人 日本青年会議所

2020年度 基本資料

組 織 図



公益社団法人日本青年会議所
2020年度 年間公式スケジュール

2019年10月15日現在

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
正副会頭会議 (月初)	30日 (木)	27日 (木)		2日 (木) 28日 (火)		4日 (木) 30日 (火)			3日 (木)	1日 (木) 29日 (木)		3日 (木)
正副会頭会議 (月中/WEB)	9日 (木) (J C 会館)	6日 (木) (WEB)	5日 (木) (WEB)	9日 (木) (WEB)	7日 (木) (WEB)	18日 (木) (沖縄)	9日 (木) (WEB)		10日 (木) (J C 会館)	8日 (木) (WEB)	12日 (木) (WEB)	17日 (木) (J C 会館)
常任理事会	10日 (金)	14日 (金)	12日 (木)	17日 (金)	15日 (金)	19日 (金) (沖縄)	16日 (木)		11日 (金)	16日 (金)	20日 (金)	18日 (金)
理事会	17日 (金) (京都)	15日 (土)	13日 (金)	18日 (土)	16日 (土)	20日 (土) (沖縄)	17日 (金)		12日 (土) 25日 (金) (札幌)	17日 (土)	21日 (土)	19日 (土)
総会	18日 (土) (京都)		28日 (土) (東京)						25日 (金) (札幌)			
J C I 諸会議	JCI 常任理事会/ 理事会 (JCI JEM/JBM)				アメリカ 地域会議 20日 (水) ~23日 (土) ヨーロッパ 地域会議 27日 (水) ~30日 (土)	アジア・太平洋 地域会議 11日 (木) ~14日 (日) アフリカ・ 中東地域会議 17日 (水) ~20日 (土)	JCI 中間常任理事会 (JCI MYE) 23日 (木) ~25日 (土)				JCI 世界会議 3日 (火) ~7日 (土)	
NOM 主要事業	京都会議 (京都) 16日 (木) ~19日 (日)	金沢会議 (金沢)					国際アカデミー サマーコンファレンス 18日 (土) ~19日 (日)		全国大会 (札幌) 24日 (木) ~27日 (日)			
財政審査会議	7日 (火) 8日 (水)	8日 (土) 9日 (日)	7日 (土) 8日 (日)	11日 (土) 12日 (日)	9日 (土) 10日 (日)	6日 (土) 7日 (日)	11日 (土) 12日 (日)		5日 (土) 6日 (日)	10日 (土) 11日 (日)	14日 (土) 15日 (日)	12日 (土) 13日 (日)
公益審査会議	7日 (火)	8日 (土)	7日 (土)	11日 (土)	9日 (土)	6日 (土)	11日 (土)		5日 (土)	10日 (土)	14日 (土)	12日 (土)
コンプライアンス 審査会議	7日 (火)	8日 (土)	7日 (土)	11日 (土)	9日 (土)	6日 (土)	11日 (土)		5日 (土)	10日 (土)	14日 (土)	12日 (土)
ブランディング ミーティング	7日 (火)	8日 (土)	7日 (土)	11日 (土)	9日 (土)	6日 (土)	11日 (土)		5日 (土)	10日 (土)	14日 (土)	12日 (土)
その他	J C I 諸会議・大会 開催地 【J C I 常任理事会/理事会】アメリカ (セントルイス) 【中間常任理事会】アメリカ (セントルイス) 【アメリカ地域会議】パナマ (パナマ) 【アフリカ・中東地域会議】ブルキナ・ファソ (ワガドゥグー) 【ヨーロッパ地域会議】アイルランド (ダブリン) 【アジア・太平洋地域会議】カンボジア (アンコール) 【世界会議】日本 (横浜)											

選管書式：3

2019年6月26日

公益社団法人日本青年会議所

2019年度関東地区協議会 選挙管理委員会

委員長 宮崎 太朗 殿

公益社団法人日本青年会議所

2020年度関東地区協議会

会長立候補 意見書

公益社団法人鎌倉青年会議所

氏 名 大崎 厚郎

■はじめに

戦後の復興期を経て、高度経済成長期に東京を中心に人口及び諸機能が集中したことで、首都圏（茨城県、神奈川県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、栃木県、山梨県）は発展し、日本の総人口の約35%にあたる4420万人もの人口を有する、国内で最大の圏域となりました。日本の経済を牽引する首都圏で活動する関東地区協議会は、変化の起点として運動を起こし、国を変えていく可能性を秘めています。

成田空港、羽田空港、茨城空港を擁する首都圏には、訪日外国人の約82%が観光や仕事などで訪れています。また、全国の在留外国人の約48%の方々が生活しています。これらのことから分かる様に、他の圏域と比べると外国の方々と接する機会の多い首都圏では、世界に通用する国際人の素養を磨くことのできる地域の特性を持っていると考えます。この特性を活用していくと共に、今後も外国の方々が多く訪れることが予想される首都圏では、さらに訪れやすい環境を整え、住みやすいだけでなく、我々と共に歩いていくための社会を確立することが急務であります。

現在の日本において、国内総生産の首都圏が占める割合は約40%と非常に高く、その中でも東京都は国内全体の約18%を占め一極集中構造が続いています。そして、このまま東京都への一極集中が続いていき、日本経済を始めとする様々な中枢機能が更に集積することは、首都直下型地震など巨大災害が発災した際に、中枢機能が麻痺し、国の存続が危ぶまれ国際的なリスクが高まる原因となります。一方で、東京都には強力な国際競争力や、日本の牽引役としての役割といったメリットも数多くあります。

また、各県を見ていくと、経済格差が広がりを見せている現状もあり、行政は国から各都道府県へと直接つながっているため、都道府県を越える問題に細やかな対応が出来ず、格差の広がりに歯止めが掛からない状態であると考えます。このようなリスクを軽減するためにも、首都圏内の各県の長所・短所を包括的に補完することで、首都圏を一つの圏域として見ていく首都圏整備計画などの政策が取られていますが、上手く機能するには至っ

ていません。

そこで、関東地区協議会が広域性を活かし、地域社会をつなぐとともに、地域と多様な人をつなぐ役割を果たし、局地的では無く多地域に跨る広域経済圏の構築を目指してまいります。そして、会員が関東地区協議会の各種事業に参加することで、各地会員会議所やブロック協議会では感じる事の出来ない首都圏の大きなつながりを体感して頂きます。

我々は、青年会議所の素晴らしさを伝えることで人が集まる集団として、日本人が昔より大切にしてきた道徳心を身に付け、世界と関わりあうために必要な日本人としてのアイデンティティーを確立することを改めて意識し、行動することが必要であると確信しています。会員同士が互いに信じ合い、切磋琢磨していくことで、自分でも気が付いていない能力や個性を引き出し、お互いの足りない部分を補い合い成長し、個人の魅力を高め続けることが出来ます。関東地区内の会員が、多くの仲間と出会い、自分自身を磨き続けることで各地会員会議所が成長し、ブロック協議会が発展することで、158会員会議所の8000名の会員と共に成長し、固い絆で結ばれた関東地区協議会は常に国づくりの先駆けとして、全国へのつながりをさらに強化してまいります。そして、国を変える可能性を秘めたこの地域から、国際色豊かで、時代の変化に対応の出来るリーダーを輩出し続けることで、各地会員会議所のためになる協議会としての活動を更なる高みへとつなげてまいります。

■国際社会におけるアイデンティティーの重要性

先にも述べたとおり、首都圏内には多くの外国の方々が訪れ、また住んでおります。この地域で活動する関東地区協議会では、今後もグローバル化が更に加速し、国と国の境界が曖昧になるからこそ、国際社会に対応が出来る国際人の育成が求められています。外国の方々と接するには、改めて日本人が大切にしてきた道徳心を身に付けることと、この国の成り立ちからどのように世界と関わり現在に至ったのかを学び、アイデンティティーの確立をすることが必要であると考えます。我々は、時代の中で起きた事実を踏まえ、日本の歴史を知ると同時に互いを尊重し合い、違う個性を持つ他人同士が調和し、更に新しいものを生み出し大切にしてきた上に、どんなに自らが辛くても他人を思い、助け合ってきた道徳心に溢れた先人の思いを知り、感謝をすることで自国に誇りを持つことが重要です。そのために、2008年より関東地区協議会では硫黄島訪島事業を始めとした事業を開催しており、若い世代に日本で起きた歴史を知って頂きます。自国の歴史を知り、先人へ感謝をすることと、日本人としての誇りを持つことで、強固なアイデンティティーを確立し継承していくことが出来ると考えます。自分の立ち位置を知り、相手の立ち位置を知ることが世界を理解することになり、今後の多様な国際社会において変化の起点となりうる柔軟で芯の強い日本人を育成していくことが出来ます。

国内の外資系企業本社の本社所在地数を見ると、首都圏内に全体の90%近くにあたる約2800社が設立されており、世界から見る日本における首都圏の経済的な重要度が分かります。我々が首都圏の重要性を認識するためには、海外から見る日本の価値や他国との価値観の違いを知る必要があります。アジア各国には急成長を遂げている国がたくさんあります。そこで、海外の青年会議所との交流事業を行い、会員に海外から見る首都圏のメリットを再認識して頂きます。そして、他国の経済や地域間連携を参考にし、世界で活

躍の出来る国際的経済感覚を身に付けた人材を関東地区協議会より育成していくことが必要です。さらに、1957年の東京大会より63年振りに関東地区協議会内で第75回 JCI World Congress 横浜大会が、一般社団法人横浜青年会議所主管のもと2020年に開催されます。世界中の青年会議所会員が集まるこの好機に一般社団法人横浜青年会議所を支えるだけでなく、関東地区協議会としておもてなしの心で迎え入れ、主体性を持って存分に世界会議を活用する機会として、国際交流で培った人脈を活用し、外国の企業と積極的に関わっていける環境をつくるためにビジネスマッチングの機会を作り、会員の国際感覚を醸成してまいります。そのためにも、JCI Asia Pacific Area Conference (アジア太平洋地域会議) アンコール大会では、実際に海外に行くことの出来る貴重な機会として、関東地区協議会内各地会員会議所の会員と共に、世界会議に向けて海外の青年会議所会員へ国際性あふれる青年経済人がいる首都圏をPRし、第75回 JCI World Congress 横浜大会の成功へとつなげていかななくてはなりません。

■ 広域経済連携の構築

首都圏で続く東京都への諸機能の過密は、首都直下型地震などの自然災害によるリスクの増加だけではありません。特に東京圏（神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都）の周辺4県（茨城県・栃木県・群馬県・山梨県）での人口流失による地域経済の担い手の減少は、国内総生産などで各都県の地域格差を生じさせるデメリットへとつながり、一極集中構造の是正が叫ばれています。日本の行政の仕組みを見ると、国と都道府県をつなぐ機関はなく、県を越える地域の問題には条例の違いなどで対応がしにくい構造となっております。現在の東京を中心とした構造をある程度保ちつつ、他地域の地方創生を考えた場合、首都圏としての圏域で包括的な対応が必要であると考えます。さらに、インバウンドの増加などの時流を捉え、地域独自の産業を育成していく必要があります。また、一つの地方行政内の政策を検討するだけでは経済の範囲が地方行政内に限定され、日本や地域全体の経済発展につながりにくくなっており、地域経済の縮小は、多くの中小企業にとっては市場の縮小につながります。そこで、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）を活用し、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ります。各県を跨いでこれを応用・活用していくことで、新たなビジネスチャンスを創出することが出来、地域を越えた広域経済連携の構築を可能とします。また、東京圏では高齢人口の増加ペースは全国を大きく上回っており、今後も大幅に増えていくことが予想されております。これに対応するためには、地域住民や地域の多様な団体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいをお互いに大切にし、官民が更に連携した地域社会を創ることが必要であると考えます。そこで各都県の経済界の方々と国を交えて、これからの首都圏の経済構想について議論し、ビジョンを語り合う経済人会議を開催していきます。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を越えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっております。つながりを創ることが、新たな発想を生み、差別化を図り、広域性を活かした他地域との連携を創り続け

ていくことになり、地方創生への一助となります。

■スポーツを通じた共生社会の実現

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが首都圏で開催されることとなっており、首都圏の全ての都県でホストタウンや競技会場を抱えており、密接に関係しております。オリンピックと同時期に開催されるパラリンピックは、様々な障がいのあるアスリートたちが創意工夫を凝らして限界に挑み、多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し活躍できる機会のある場です。すなわち、パラリンピックは、共生社会を具現化するための重要なヒントが多く詰まっている大会であると考えられ、スポーツには世界と未来を変える大きな力があることがわかります。また、社会の中にある各種バリアを減らしていくことの必要性や、発想の転換が必要であることにも気づかせてくれます。そして、これは競技に出場する選手だけでは無く応援に駆け付ける方々や運営されている方々など関係するすべての人達に共通するものであります。そこで、このスポーツの持つ大きな力を多種多様な人たちと分かち合うために、関東地区協議会において、障がい者スポーツ団体と連携し、パラスポーツを通じた交流事業を開催してまいります。これにより、多種多様な人たちが、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いを配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、他者の弱さを補完する共生社会の構築につながってまいります。

■ネットワークを活かした国土強靱化

政府の地震調査委員会によると今後30年以内にマグニチュード7～8の大地震が起きる可能性が80%以上ある地域が首都圏には複数あることが公表されております。さらに、地球温暖化に伴う気候変動に関する科学的知見を踏まえ、今後激甚化が予想される災害もあります。多様な災害に対して、首都中枢機能を止めることなく維持し続けていくことは、首都圏の重大な責任であると考えます。ハード面における、防災・減災・備災対策を更に構築することで、発災時の被害を最小限にとどめると共に、平時は首都圏の重要なインフラとして、地域の成長・発展へとつながっていくことが望ましいと考えます。これにはインフラの整備が重要であり、首都圏内のアクセスを改善する道路・鉄道網の強化は、発災時には東京の都市機能のバックアップ、人員・物資の輸送に使用することが出来、平時には首都圏内の都市機能の分散に役立てることが出来ます。このようなインフラ整備計画を国土交通省関東地方整備局と連携し、民間としての推進提言をしていくと同時に、発災時には被災者支援を行っている都県社会福祉協議会との連携を密にしていくことが重要であります。また、災害が激甚化することで、被害が広域になることも予想されることから「自助」・「共助」・「公助」を軸に各地で発災した災害等に青年会議所の強靱なネットワークを機能させる組織体制を作り、災害の初期対応、物資の供給、復興支援など防災体制の一層の拡充と周知が必要であります。各ブロック協議会との連携のみならず多様な団体との連携強化を図り、顔の見える関係を作り、地域の垣根を越えた広域なネットワークを強化することが、今後想定できる様々なリスクから身を守る大きな要因となり、災害発生時の減災に努めると同時に回復を加速させていきます。また、2019年度関東地区協議会で構築したITインフラ・防災減災アプリの普及に努めると同時に、関東地区協議会内のネッ

トワークを更に有効活用し、各ブロック協議会だけではなく、各地会員会議所の事業の告知などにご活用頂けるシステムにしてまいります。これにより、158会員会議所間の交流にも活用でき、広域連携の土壌を作っていくことで、発災時にもそのまま使えるアプリとしてまいります。さらには、関東地区協議会内の皆様に我々の事業を目にして頂く機会が増え、運動を広く伝播しながらつながりの輪を広げていくことが出来ると確信しています。

■ 紡ぐ広がり

関東地区協議会は8ブロック協議会と158会員会議所により構成されており、それぞれの地域の持つ特色に合った運動を展開することで、地域の発展に貢献しています。そこで、多くのポテンシャルを秘めた各ブロック協議会や各地会員会議所が、包括的な対応を求められている首都圏としての地域で、共に活動することで相乗効果的に青年会議所の運動を広めていくことが、それぞれの地域をさらに輝かせることにつながっていくと考えます。また青年会議所は、時代の流れによりその姿を常に変化させてきました。これからの時代に即した関東地区協議会内の青年会議所の姿を考え、会員が楽しく活動の出来る形を模索してまいります。これには、各ブロック協議会や各地会員会議所とのつながりを横軸に関東地区協議会によるブランディングを縦軸として通すことで面的な広がりを構築していくことが必要であると考えます。そのためにも広域性を活かし、様々な地域の会員と出会い、触れ合う機会の創出をしていくことで、普段出会うことの出来ない会員との交流が活発になり、会員と会員がつながり、線を創るだけではなく、会員会議所同士の交流を生み出すことができ、ブロック同士の横のつながりへと変化させていきます。これにより誰もが参加したくなる、関東地区協議会のブランディングにつながります。

そして、ブランディングされた関東地区協議会の効果を最大限に発揮する場として、関東地区協議会第68回関東地区大会相模原大会を開催致します。関東地区大会は、関東地区協議会の最大の運動の発信の場であると同時に、主管青年会議所やその会員は開催することで得る経験をもとに大きく成長をする機会でもあります。その成長は神奈川ブロック協議会へと波及し、そこから関東地区内各ブロック協議会へと伝わってまいります。これにより、関東地区協議会の運動は面的に広がり、各地会員会議所会員の成長の機会につながっていきます。さらに、主管の公益社団法人相模原青年会議所と共に関東地区協議会のスケールメリットを存分に発揮することで、開催地域の発展につなげてまいります。我々の運動から、地域住民が気づきを得ることで、意識を変革する起点となり、広域交流拠点を目指す相模原から、広域経済連携を目指す関東地区へ変革の波を起こしてまいります。そして、地区大会を主管する効果や意義を関東地区協議会内各地会員会議所に伝え、会員の成長や地域が発展する機会として大会の誘致へ踏み出した先には、輝かしい未来を感じることの出来る大会としてまいります。

さらには、公益社団法人日本青年会議所2021年度第70回全国大会とちぎ宇都宮大会が公益社団法人宇都宮青年会議所主管のもと、開催される予定となっております。紡いできた広がりを活用し、一都七県のそれぞれの異なった特色など、地域の力を結集させることで、全国に関東地区の魅力を伝播していくことでしょうか。また、全国の多くのメンバーが参加したくなる土壌を作っていくことが、各地会員会議所では経験することの出来な

い広域性を活かした様々な機会を創出することにつながり、誰もが参加したくなる関東地区協議会としてのブランディングを創り上げる一助になります。これにより、2021年度の全国大会では、宇都宮の地で関東地区を感じる事が出来るようになり、日本の礎として新たな1ページを開くことにつながっていきます。

■地域の未来は自らの未来

選挙権とは自らが住み暮す地域の未来を選ぶ大切な権利であります。選挙権年齢の引き下げにより、若い世代が政治に関心を持ち、政治に参加することが期待されておりましたが、首都圏の投票率は全国平均より5%も低く、全国平均にするだけでも、さらに160万人の方々の投票が必要となっています。海外に目を向けてみると、日本では権利として扱われることの多い選挙権を義務とする国も多数あります。もちろん国民性や考えの違いもあるでしょう。しかし、選挙権とはそれだけ大事な権利であることは間違いありません。将来を担う若い世代が、国の問題や地域の問題を自ら考えることもせず、メディアからの情報を正しいかどうかの確認もすることなく鵜呑みにし、自分たちで考えることをやめてしまったら、この国の行き先は、間違った方向へ進んでしまうはずで。情報が溢れ返り、何を選び、何が正しいのかが分かりにくい今の社会だからこそ、自ら考え決断し、意思を持って政治選択し投票を行い、その後を見守るためにも政治リテラシーが必要であると考えます。若い世代が自らの地域の未来を決めていくことは、他人事では無くそのまま自身の将来、仕事、家族の未来を決めることであり、何が最良であるのかを選択することです。政治リテラシーを高めるためにも様々な社会課題について考え、現在そして未来の社会を創るための主権者意識を高めていきます。そして、政治選択をすることで若い世代に政治を変えられることを伝え、国が変わる姿を見せることが重要になります。関東地区協議会では、大学や有識者と連携し、更なる政治関心の向上を図るために、必要な要素を研究し形にしていくことで、未来の有権者である小学生や中学生はもとより、選挙権を有している高校生や大学生に行っている選挙に対する教育を行う「みらいく」へとつなげ、各種学校でカリキュラムとなる様に推進してまいります。国民一人一人の主権者意識が高まり、政治家を見極める目を養うことで政治の質が変わり、本当に必要な議論がされることで、国民の政治への信頼性が高まり、関東地区協議会から日本を変えていくことが出来るようになります。

■結びに

私は自分の会社や家族が幸せであってくれば良いと考えておりました。しかし、青年会議所と出会い、自分の会社や家族が幸せになるためには、地域や国が良くなり、一歩でも「明るい豊かな社会」に近づけなくてはならないことを学びました。青年会議所にて背伸びを続けることで、数多くの学びを得ることが出来ました。しかし、背伸びをしていると、時には自分一人ではどうにもならない壁にぶつかることがあります。そんな時に背中を押しながらも支えてくれるのが、共に活動している仲間でありました。個人の力には限界がありますが、仲間の知恵と力を借りることによって、今までの努力が相乗効果的に高まり思わぬ成果を出せることが有ります。人それぞれの人生や価値観がある中で、人そのものを変えていくことは、ハードルが高く難しいと考えていますが、自らが学び変わるこ

とで、その姿を見て変わってきてくれる人たちがいることは紛れもない事実であり、一生の友になると共に、自らの喜びと成長へとつながってまいります。多くの人と出会い、共に議論し活動し、多くのチャレンジをして、切磋琢磨することが自己成長という何物にも代えがたい財産となっています。このように恵まれた機会を頂いた青年会議所とその運動に感謝しています。

私たちが住み暮す日本という社会は、激動の「昭和」の時代に高度経済成長期を迎え、「平成」の時代は平和を享受し、新しく「令和」の時代へと移り変わりました。しかし、どの時代にも絶対に変わらないものがあります。それは社会を構成しているのは「人」であることです。人が住み暮し、仕事を持ち、周囲の人と幸せを築いていくことが人の喜びであります。その過程で多様な人たちとつながり合い、絆を創ることで地域を変え、より良くなりました。関東地区協議会が発信する運動によって、158会員会議所会員がつながり、そのつながりが各地域に広がることで、国内で最大の人口を有する関東地区が国を牽引し、日本の礎となっていきます。いつの時代も改革を信じたリーダーが仲間と未来を描き議論し、その夢を更に大きくしながら率先して行動することで変化の起点となり、社会を変えてきました。最初は小さなせせらぎが次第に大きくなり、時代を変える大きな流れが変化を起こしてきました。これからの関東を創っていくのは、他人では無く自分自身であり、自らの行動が未来の関東地区、ひいては国を映す鏡であると固く信じています。今までの時代を築いて来られた先輩諸氏の歴史と伝統と共に、これからは生きる関東地区のため、我々が地域を牽引していく。そのためには青年会議所の運動を少しでも多く、そして広く波及していく必要があります。各地で活躍できるリーダーとして、時代の変化に対応の出来る人材を育成していくことが関東地区協議会の務めであると確信しています。自身を信じ、仲間とのつながりを信じ、これからの未来とのつながりを信じ、だれもがこの地域に生まれて良かった、この国に生まれて良かったと心から誇れる社会の実現に向けて運動を推し進めていきます。そして、なにより関東地区協議会内158会員会議所会員とつながり、関東地区協議会が日本の礎となるために、変化の起点となるべく先頭に立つて行動することを誓い立候補にあたっての意見書とさせていただきます。

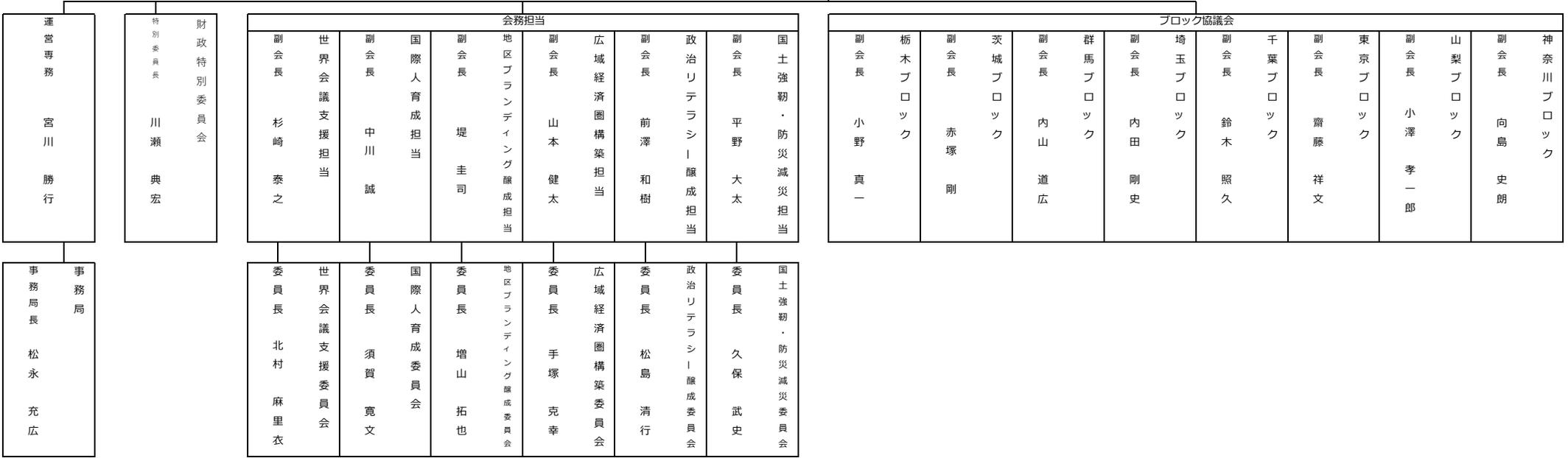
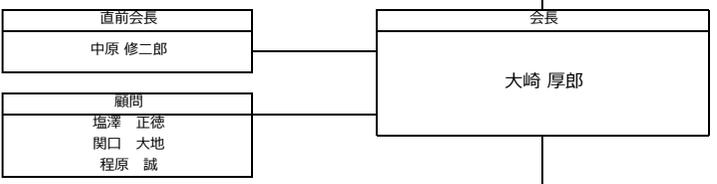
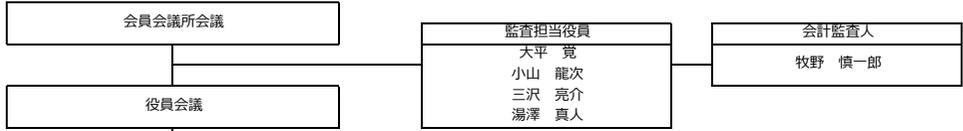
注意:以上の資料はファイル形式にて公開するため、デジタル資料も一部用意して下さい。

公益社団法人 日本青年会議所 2020年度 関東地区

担当常任理事 大崎 厚郎

<p align="center">現 状 分 析</p>	<p>東京都の国際競争力の強さや国の中枢が集積をする事で経済的には発展を続ける一方で一極集中が進むことにより、地域によっては経済の減速があり格差が広がりを見せています。今後の社会を見据え、時代に即したJ Cが地域の強みを活かしながら首都圏の発展に貢献していくには、都県を越えた広域な地域での持続可能な経済連携を構築し、つながりを更に築いていくことが求められます。</p>
<p align="center">目指すべき状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 20名以下のL O Mが地域での運動を最大化するために組織の効率化をしている状態。 ■ 経済とSDG sが連動し、地域社会でSDG sの達成に近づけることをしている状態。 ■ 経済ビジョンを推進するために官民連携のワーキンググループの設立をしている状態。 ■ 防災減災アプリを158 L O Mに展開し、他地区との連携を図ることをしている状態。
<p align="center">連 携 概 要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時代に即した組織改革の実施 各L O Mが活動するエリアにより組織の在り方も違いが出ると考えます。地区内に約25%ある20名以下のL O Mを調査研究し、地域の課題やメンバー数を考慮し、会議のあり方やジェンダー平等を達成する組織改革を推進します。 ■ 地域社会でSDG sを達成していくための事業の実施 今後益々進むと予想される地域格差の広がりに歯止めをかけるべく企業の価値を磨き首都圏を輝かせるため、金融機関と連携し、SDG sと企業を結び付ける研修を行い、SDG s推進企業が有利な資金調達を出来る体制を構築します。 ■ 地域経済ビジョンを策定・推進する事業の実施 経済が衰退をしている地域と成功している地域を組み合わせ各都県の商工会議所や国、外国の経済人と連携し経済人会議を開催し、その結果を地区大会にてフォーラムで発表します。またビジョン推進のため官民連携のワーキンググループを設立します。 ■ 地区・ブロック協議会・L O Mの災害支援ネットワークの構築 昨今の災害は激甚化する恐れがある為、ブロックや地区を越えたネットワークの構築が必要です。そこで関東地区協議会で持っている防災・減災アプリの普及に努めるとともに日頃からの情報交換を行なえるアプリへと更新します。
<p align="center">S D G s</p>	<p>【4. 5. 9. 11. 17】</p>
<p align="center">政 策 手 法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時代に即した組織改革の実施 L O Mの運営の効率化を図り、これからも地域に必要とされるJ Cを創るために20名以下のL O Mの現状を把握し、それぞれの組織に合う体質改善をすることで、時代に求められ人が集まる組織としてJ Cの運動が最大となります。 ■ 地域社会でSDG sを達成していくための事業の実施 地域の資源を活かし、中小企業が活躍し、地域から日本を元気にするために、経済に欠かせない金融とSDG sを結び付け、企業経営の縦軸にすることで誰も取り残さない首都圏が形作られ、SDG sが推進されることとなります。 ■ 地域経済ビジョンを策定・推進する事業の実施 東京都への一極集中により地域間での各種格差が広がっているために、経済人会議を開催し推進のためにワーキンググループを設立することで、インバウンド需要を見据えた首都圏としての広域経済圏の確立となります。 ■ 地区・ブロック協議会・L O Mの災害支援ネットワークの構築 激甚化が予想される災害はブロック単位での被災が考えられるために、情報交換の出来るアプリの普及と顔の見える関係性を醸成することで、発災した際、情報交換と支援が共有され迅速に対応が出来ることとなります。
<p align="center">カウンターパート</p>	<p>関東財務局（政策協力） 関東地方整備局（政策協力）、銀行（政策協力） 関東商工会議所連合会（政策協力）、東京商工会議所首都圏問題委員会（政策協力）</p>

ブロック協議会 会長							
会長 小野 真一 栃木 宇都宮	会長 赤塚 剛 茨城 つくば	会長 内山 道広 群馬 太田	会長 内田 剛史 埼玉 川口	会長 鈴木 照久 千葉 館山	会長 齋藤 祥文 東京 八王子	会長 小澤 孝一郎 山梨 甲府	会長 向島 史朗 神奈川 厚木
1 1 LOM	2 3 LOM	1 2 LOM	3 0 LOM	2 5 LOM	2 4 LOM	1 1 LOM	2 1 LOM



公益社団法人日本青年会議所 関東地区協議会
2020年度 年間公式スケジュール

2019年12月17日

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
関東地区協議会	正副会議・議案MTG (鎌倉)	(12/27) (金)	3日 (月) (相模原)	9日 (月) (伊勢崎)	6日 (月) (WEB)	11日 (月) (水戸)	16日 (火) (東京)	10日 (金) (WEB)		7日 (月) (南アルプス)	13日 (火) (川口)	10日 (火) (WEB)	7日 (月) (WEB)	
	財政審査会議 コンプライアンス審査会議 (WEB)	4日 (土)	10日 (月) (川崎)	16日 (月) (川崎)	14日 (火) (川崎)	19日 (火) (川崎)	23日 (火) (川崎)	16日 (木) (川崎)		17日 (木) (川崎)	21日 (水) (川崎)	18日 (水) (川崎)	10日 (木) (川崎)	
	会務役員会 (大和)	8日 (水)	19日 (水) (横浜)	24日 (火) (栃木)	23日 (木) (茨城)	26日 (火) (群馬)	29日 (月) (相模原)	28日 (火) (埼玉)		29日 (火) (千葉)	27日 (火) (東京)	25日 (水) (山梨)	15日 (火) (神奈川)	
	役員会 (大和)	8日 (水)	19日 (水) (横浜)	24日 (火) (栃木)	23日 (木) (茨城)	26日 (火) (群馬)	29日 (月) (相模原)	28日 (火) (埼玉)		29日 (火) (千葉)	27日 (火) (東京)	25日 (水) (山梨)	15日 (火) (神奈川)	
	会員会議所会議 (京都)	17日 (火)						4日 (土) (相模原)					29日 (日) (神奈川)	
	各種事業							関東地区大会 4日 (土) (相模原)	野球大会 関東地区予選 22日 (土)				ありがとう関東地区 29日 (木) (神奈川)	
日本JC	正副会頭会議 (月中/WEB)	30日 (木) 9日 (木)	27日 (木) 6日 (木)	5日 (木)	2日 (木) 9日 (木)	4/28 (火) 7日 (木)	4日 (木) 18日 (木) (沖縄)	6/30 (火) 9日 (木)		3日 (木) 10日 (木)	1日 (木) 8日 (木)	10/29 (木) 12日 (木)	3日 (木) 17日 (木)	
	常任理事会	10日 (金)	14日 (金)	12日 (木)	17日 (金)	15日 (金)	19日 (金) (沖縄)	16日 (木)		11日 (金)	16日 (金)	20日 (金)	18日 (金)	
	理事会 (京都)	17日 (金)	15日 (土)	13日 (金)	18日 (土)	16日 (土)	20日 (土) (沖縄)	17日 (金)		12日 (土) 25日 (金) (札幌)	17日 (土)	21日 (土)	19日 (土)	
	総会 (京都)	18日 (土)		28日 (土) (東京)						25日 (金) (札幌)				
JCI関連	JCI諸会議	JCI常任理事会/ 理事会 (JCI JEM/JBM)				アメリカ 地域会議 20日 (水) ~23日 (土) ヨーロッパ 地域会議 27日 (水) ~30日 (土)	アジア・太平洋 地域会議 11日 (木) ~14日 (日) アフリカ・中 東地域会議 17日 (水) ~20日 (土)	JCI中間常任理事会 (JCI MYE) 23日 (木) ~25日 (土)			JCI世界会議 3日 (火) ~7日 (土)			
NOM主要事業	京都会議 (京都) 16日 (木) ~19日 (木)	金沢会議 (金沢) 21日 (金) ~23日 (日)					国際アカデミー (福岡) サマーコンファレンス 18日 (土) ~19日 (日)		全国大会 (札幌) 24日 (木) ~27日 (日)					
その他	JCI諸会議・大会 開催地 【JCI常任理事会/理事会】アメリカ(セントルイス) 【中間常任理事会】アメリカ(セントルイス) 【アメリカ・地域会議】パナマ(パナマ) 【アフリカ・中東地域会議】ブルキナ・ファソ(ワガドゥグー) 【ヨーロッパ地域会議】アイルランド(ダブリン) 【アジア・太平洋地域会議】カンボジア(アンコール) 【世界会議】日本(横浜)													

2019年 月 日

公益社団法人 日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会
次年度会長選挙管理委員会 委員長 石 健太郎 殿

立候補者氏名 赤塚 剛 印

意見書

「信頼し合える運動が未来を変える」

【はじめに】

世の中の急速な人口減少や超高齢化、社会経済のグローバル化の進展、AIやビッグデータ等の新たな技術の実用化など、社会の変化のスピードはますます加速しており目まぐるしい変化の中、私たち茨城県民は生活をしている。茨城県においても行政より新たな総合計画が具現化され現在、茨城県が抱えている課題や未来像が抽出され、活力があり県民が日本一幸せで茨城に住み続けたい人が増える、新しい茨城となっている。私たち青年会議所も茨城の明るい豊かなまちづくりの為、官民一体となり、県民誰一人取り残されることのない持続可能な政策を掲げることが必要だと私は考える。その為には、茨城の青年会議所メンバーが一致団結し青年会議所でしかできない人と人が信頼のもと構築される運動を展開することが大切である。私は、人をそれほど信頼できない人間であった。どのような事にも懐疑的な自分が必ずいたように感じる。所属するつくば青年会議所の事業である「まつりつくば ねぶたパレード」に参加し、やりたい事だけやり、参加したくない事業には参加しない。しばらくの間、そんな気持ちが変わることはなかったのである。仕事や家庭の時間を割いて夜遅くまで汗をかきながら、青年が集まり一つのことに立ち向かっている、そんな先輩方の姿を見ていた私は、心の中で「どうせ仕事したくないから逃げ道としてやっているのでは」と冷めた目で見ていた。いつも、何時になろうとも誰一人帰ることなく笑顔で取り組んでいる、当時、私は、その理由になかなか気づけない自分がいた。その後も何となく青年会議所運動を続けていたが、日本青年会議所への出向の機会を得ることになった。東京へ遊びに行くいい口実だと思った私は、スタッフメンバーとして出向する意味もよく理解せずに出向をした。ある時、当時の委員長が、平気で遅刻して来た私に遅刻した理由を求めてきたので「ウソ」をついてしまった事があった。すると委員長は私のウソを他のスタッフメンバーに一生懸命、説明し理解を求められ、私の頭の中でなぜそんな事を言われるのか疑問に思いつつも、その後、全てを皆の前で真実を話し、謝

罪をした。すると委員長から「青年会議所は信頼から成り立っている組織だ、それは、日本青年会議所もつくば青年会議所も一緒だ。」と言われた。その「信頼」という言葉に衝撃を受け、その時につくば青年会議所先輩方が何故、いつも笑顔だったのかの理由に気づいた。私は、青年会議所は自己成長につながる最良の場だと思っている。明るい豊かな地域をつくるという、社会への良きインパクトを与えるためには、まず自分自身に良き変化を起こさなくてはいけない。自己成長をし、そこで得た知識や経験を地域の方々に伝え、前向きに地域について地域の皆様が考え、共に取り組んで頂くようにする。自己から始まり地域により良い変化をもたらしていく事が大切なのである。そのために自己成長が重視され、自身が成長できるあらゆる機会がこの組織に包含されている。青年会議所運動を行う事により家族、友人や会社の方々にご負担をかける事は正直あるかもしれないが、だからこそ、そんな方々から頂いた機会に感謝し、その機会を有効に使い自己成長をする事が必要である。そして、青年会議所とはどんな組織より「信頼」がより強固な組織だと思っており、それぞれの地域の垣根を越えた信頼関係の下、展開された運動が地域を繋げひとつの和となり、「令和」という新たな時代においても必要な団体であり続けなければいけないと考える。

【未来のJCを見据えた会員拡大・育成そして融合】

2019年、茨城ブロック協議会は900名を切る会員数でスタートした。そして、2019年の卒業生は150名以上が予定されている。超少子高齢化と言われる今、20代・30代の生産年齢人口減少に伴い会員対象世代の減少は避けられない状況となっている。青年会議所を取り巻く環境は、生産年齢人口という分母が少ない中、分子を増やすという難局に差し掛かっている。どんな困難な時代においても先輩諸兄が志高く運動を続けて頂いたからこそ、今の青年会議所があるのである。そんな連綿と続けられてきた、青年会議所運動の本質は何かを捉え他の団体との違いを明確にし、会員の拡大を進める事が必要だと考える。今の時代にどのような運動や事業を展開する事がふさわしいかを捉え、ブロック協議会として各地会員会議所のモデルになるような会員拡大運動を推し進めなければいけない。そして、持続可能な団体を目指す為に20代・女性会員の拡大もひろげていってほしい、20代や女性会員が増えることで従来の運動に新たな展開を期待しジェンダー平等組織へも進化をできると考える。また、退会者を増やさないことへも注力したい。近年、入会者より退会者の人数が上回ることがあった会員会議所も少なくないのではないかと思う。新入会員へ目を向け2年目、3年目のメンバーへのフォローを踏まえたアカデミー育成が必要であると考え。そのメンバーが輝きを増すことにより組織内へ良きインパクトを与えることとなる。

ブロック協議会内でアカデミーと位置付けられている入会3年未満の会員数は全体の50約パーセントである。また、入会して5年以上の会員数は全体の約30パーセントとなっている。アカデミー会員が入会して5年以上の会員数を上回っているのが現状なのである。そして、今後もこの傾向は続く事が予想される。青年会議所の本質である「友情・修練・奉仕」の三信条を鑑み、会員の育成を進める事が必要だと考える。各地域において今後リーダーになる原石を発掘しその原石が輝きを増し、社会に良きインパクトを与える存在となるような会員の育成を行う事が必要である。そして、必ずや訪れるであろう会員の融合に背を向けず未来のJCを見据え、進めるべきものは推し進め、

検討すべきものは検討し、エリア内の融合を深める事が必要ではないか。どの地域においても青年会議所運動の本質は変わらないと思う。「自分たちの地域だけが活性化すれば良い」そのような考えをもった会員はいないとは思いますが、今から少しずつでも会員・エリアの融合をより強固にする事が必要である。会員・エリアが互いに支えあい切磋琢磨することにより、地域社会が驚くほどに信頼の輪が大きくなることで、他団体との差別化が図れ、地域社会に良き変化をもたらす我々の存在価値が更に増すことに繋がると信じている。

【SDGs目標達成に向けた地域特性を活かしたビジネスモデルの確立】

2019年、日本青年会議所の総会において「SDGs宣言」が可決承認され改めて、青年会議所はSDGsを日本一推進する団体となった。それに伴い茨城ブロック協議会においても2019年、SDGsの推進を進めてきた。ブロック協議会の事業として各種セミナー・フォーラムの開催をはじめ、各地会員会議所においても例会や事業でSDGsの認知推進に取り組んで頂き、認知度向上に繋がったものだと考える。しかしながら、各企業における実際の取り組みを見るとまだまだ現状となっている。茨城県にある企業500社に向けたアンケートにおいて、SDGsの推進に努めている企業は21社で全体の約4.2%であった。私は、SDGsは青年会議所運動において非常に大切なものだと考えている。それは、青年会議所のメンバーには各企業の代表の側面があるからだと考える。SDGsの考え方に触れた会員が各々の会社に持ち帰る事で、地域の特性を活かした「企業推進型SDGs」を推し進めるべきである。さらに、SDGsには地方自治体、NGO や NPO、教育機関、研究機関など、多種多様な組織が参加している。そのため、SDGsのコミュニティに参加することは、環境問題に取り組む先進的な企業というイメージアップのチャンスともとらえることができ、志を同じとする企業や自治体等とのパートナーシップといった、産官学の連携によって新たな事業を創出する絶好の機会となり、ブロック協議会として引き続きのSDGsの認知向上とそれに基づくビジネスモデルを立案し企業から変革する持続可能な開発目標達成地域を目指していくべきだと考える。

【オリンピック・世界会議等から得る国際人財交流・育成】

グローバル化が急速に進んでいる中、2020年は日本で56年ぶり開催される東京オリンピック、そして関東では63年ぶりとなるJCI World Congress 2020 in横浜が開催され、関東圏に住み暮らす私たちにおいて、国際交流の大きな機会が得られる年となる。その機会は「人財の育成」に大きく活用できるものだと考える。グローバル化が進めば進むほど、外国を知ることにより、日本人という自覚が深まりと思う。つまりは、グローバル化が、アイデンティティを強固にし、同様に日本国内での交流が進めば進むほど、茨城県民としての自覚が芽生える。私たちの2020年に向けての活動は、グローバルでありつつ、ローカルを大切にする、グローカルな活動である必要なのである。日本、そして茨城県において少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少はもはや避けられない。そしてその不足を補うための外国人労働者受け入れは、働き方改革においても喫緊の課題だと考える。日本

に暮らす外国人は約256万人、そのうち労働者は127万4000人となっている。茨城県においては、在留外国人数約6万4千人と全体人口の2.2%（全国10位）となっている。全国的に見れば多い方かもしれないが、さらなるビジネスのグローバル化の波の中で、日本と各国との文化や各種技術の共有を促進し、国際的に活躍する人財の交流に寄与できるものとする。また、語学力や国際性が要求される現代において、語学や異文化を身近に感じることから始まり、世界の中で生きぬく力を大きく伸ばしていくことが必要だ。豊かに視野を広げていくための実践的な語学力と国際感覚を磨き、さらには国際交流を通じたコミュニケーションが取れて、自身だけでなく、社会全体のコミュニケーションを促進する日本代表のファシリテーターとなれる次世代育成が必要だと考える。

【地域が抱える政治的課題や地域防災への取り組み】

近年の地域が抱える課題の一つに、「政治への無関心」が挙げられる。日本青年会議所並びに茨城ブロック協議会においても公開討論会の開催や主権者教育をはじめとする「政治参画意識の向上」に繋がる運動を展開してきた。引き続きの教育・運動は必要だが、具体的にどのようにしたら投票率が上がるかに着目していきたいと考える。突然訪れる災害に地域で備えるためにも、全員野球が理想なのは間違いないが、現状は、地域によっては5人で野球をしているような投票率の低い地域も少なからず存在する。更なる投票率の向上が必要であり、特に、若者の誰もが積極的に政治選択をできる仕組みづくりが必要だと考える。今こそ、各々の専門分野の枠を越え、地域を越え、世代を越えて、新しい価値を創出できる力が求められている。自分の人生は自分で決めるもの。自分の未来は自分で拓くもの。自らが人生の主演となって、自らを変え、世の中を変えていこう。

東日本大震災の発災から9年の月日が流れ、その後も日本列島の各地で様々な災害が発生している。茨城県においても関東・東北豪雨災害から5年が経過し大きな被害を受けた常総市は今もなお、鬼怒川の緊急工事が続けられているのが現状である。被害に遭われた近隣地域では「いつか、また」に備え災害対策に繋がる運動が行われ、災害を経験された地域においては防災意識が向上しているが、そうでない地域においては防災意識が薄れつつあるように感じる。災害といっても「水」だけではないと考える。昨今の地球温暖化が進むと、気温が上昇するだけでなく地球全体の気候が大きく変化し、既に世界各地では、そのさまざまな影響が現れ始めており、自然環境や人の暮らしにも重大な問題を引き起こしている。こうした問題は、温暖化への対策を十分に行わない場合、さらに深刻化し、地球規模の深刻な被害をもたらす危険性が指摘されている。青年会議所として、将来を見据えた地域防災に取り組むことが必要であると考えます。

【新たな価値を見出すブロック大会の開催】

「大地の窪みには水が溜まり、大きな沼となった。その沼は人々の暮らしの恵みとなりながら、戦いに明け暮れる郷土の歴史を静かに見守ってきた。沼はいつの日か牛久沼と呼ばれるようになった。」古くから人々の暮らしの恵みを見守ってきた街、牛久市で2020年度、第49回茨城ブロック大会牛久大会が開催される。第49回を迎える茨城ブロック大会は県民の意識を変革する最大の運

動発信の場として新たな価値を見出す必要があると考える。茨城から日本を変える運動の礎を築くために、会員会議所と地域との強固な連携を生み出し、私たち会員が自らの地域への理解を深めながら新たな魅力を発信することで、4つの益「主催益」「主管益」「地域益」「参加者益」すべての益を創出する必要があると考える。地域や行政機関とともに、まちの活性化に向けた取組みのできる大会としていきたい。さらに、会員の運動意識を高揚させるとともに県民の主体性を向上させ、大会を通して様々な社会の課題を自分ごととして捉え自ら行動ようになるために、地域の方々との繋がりのある事業を開催し、実りある機会提供の場を実現する。また、式典では大会を絶やさず紡いできた諸先輩方に感謝の意を表するとともに、開催の意義目的を共有し、茨城ブロック協議会の歴史を学ぶ式典を開催することで、多くの会員が青年会議所運動に対する意識を共有できるようにしていきたい。

【むすびに】

いつの時代においても、青年会議所は明るい豊かな社会の実現のため「英知と勇気と情熱」を心に秘め先輩方は運動を展開されてきた。社会の様々な変化が物凄いスピードと共に進んでいる世の中で、我々、青年に出来ることは何があるだろうか。グローバル化が進み、人工知能がさらに進化を遂げ、ロボットの普及も進み、人が人としての役割を少しずつ果たさなくなってきたのではないか。そのような時代が訪れたとしても、青年会議所は人だからこそできることがあると信じ、人と人、仲間と仲間の信頼を深めた運動を引き続き展開することが必要だと考える。信頼を構築した仲間との運動を未来へ繋げるために、「茨城ブロック協議会はまだまだやれます！」「茨城ブロック協議会はまだまだ進めます！」

今こそ団結して共に歩もう。

失敗を恐れずに進もう。

共に信頼し合おう。

その先には、自己の成長が必ずある。その先には、地域の活性化が必ずある。それぞれの団結が一つの和となり未来へと繋がる。

茨城ブロック協議会 2020年度 基本資料

組織改革推進会議

未来を担うリーダーの育成と持続可能な強くしなやかな魅力ある組織の確立

会議・委員会名及び活動概要

手段

①組織改革推進会議

1、未来を担うリーダーの育成と人財の発掘

- 1 地域のリーダーとなる人財の育成
- 2 県内各LOMの拡大支援・協力および拡大に繋がる情報の共有

2、持続可能な強くしなやかな魅力ある組織の確立

- 1 仕事に繋がる茨城ブロック協議会の活用方法提案
- 2 茨城JC宣言の検証および改定
- 3 拡大褒賞の実施

3、時代に即した組織への改革

- 1 【プロ連】柔軟かつ開放的な組織改革の調査・実施・提案

茨城ブロック協議会 2020年度 基本資料

ブロック大会運営委員会

市民参画意識の向上と地域の魅力発信

会議・委員会名及び活動概要

手段

②ブロック大会運営委員会

1、地域市民の参画意識向上と地域の魅力発信

- 1 地域市民参加型の茨城ブロック大会牛久大会の開催
- 2 第51回茨城ブロック大会主管青年会議所の推薦
- 3 茨城コンファレンスの開催

2、会員拡大の支援

- 1 参画意識の向上から繋がる拡大意識の向上

茨城ブロック協議会 2020年度 基本資料

グローバル人財育成委員会

和の心を持ちグローバルに活躍できる人財の育成

会議・委員会名及び活動概要	手段
---------------	----

③グローバル人財育成委員会

- | | |
|--|---|
| <p>1、国際の機会を活かした人財の育成</p> <p>2、スポーツを通じた人財の育成</p> <p>3、会員拡大の支援</p> | <p>1 国際色豊かな人財育成の実施</p> <p>2 2020JCI世界会議 横浜大会 ジャンナイトブースの出展</p> <p>1 JCカップ U-11 少年少女サッカー予選大会の開催</p> <p>1 ブロック協議会のスケールメリットや国際の機会を活かした魅力的な事業の実施</p> |
|--|---|

茨城ブロック協議会 2020年度 基本資料

政治・防災意識向上委員会

若年層の政治への積極的参加と将来を見据えた地域防災への取り組み

会議・委員会名及び活動概要	手段
---------------	----

④政治・防災意識向上委員会

- | | |
|--|--|
| <p>1、若年層の積極的な政治選択をできる仕組み</p> <p>2、地域防災意識の向上</p> <p>4、会員拡大の支援</p> | <p>1 公開討論会開催の支援</p> <p>2 ハイスクール議会の推進及び支援</p> <p>3 ハイスクール議会の実施</p> <p>1 地域防災意識が向上する事業の開催</p> <p>2 災害支援及び対策に関する情報発信・共有</p> <p>3 【プロ連】多面的な安全保障に関する国民的議論を巻き起こす事業の企画・実施・運営</p> <p>1 拡大意識の向上</p> |
|--|--|

茨城ブロック協議会 2020年度 基本資料

SDGs社会実現委員会

地域へのSDGs認知度向上の推進およびSDGsの具体的な実践プログラムの策定と実施

会議・委員会名及び活動概要	手段
---------------	----

⑤SDGs社会実現委員会

- | | |
|--|--|
| <p>1、SDGsの実状分析</p> <p>2、SDGsの実践</p> <p>3、SDGs中長期ビジョンの検討・策定</p> | <p>1 SDGs認知度実態調査</p> <p>2 SDGs実践のための課題調査と課題設定</p> <p>1 SDGsの実践に向けた具体的プログラムの策定・実施</p> <p>1 SDGs茨城ブロック版中長期ビジョンの検討・策定</p> |
|--|--|

4、持続可能な地域社会の構築

1 【プロ連】地域社会でSDGsを推進する事業の企画・実施

4. 会員拡大の支援

1 日本一のSDGs推進団体としてのJCの魅力向上
2 SDGsを踏まえた 働きがい経済成長事業の企画・実施

茨城ブロック協議会 2020年度 基本資料

JC ブランド確立委員会

魅力溢れる広報戦略を用いたJCブランドの確立

会議・委員会名及び活動概要

手段

⑥JCブランド確立委員会

1、JCの価値を高めるブランディング戦略の実施

1 迅速かつ効果的な情報発信、HP及びSNSの管理
2 持続可能な広報戦略を用いたロールモデルの創出

2、効果的な広報戦略の実施

1 各会議体や委員会の広報幹事との連携

3、JCブランドの確立

1 茨城ブロック協議会から発信するJCブランドの確立

4、会員拡大の支援

1 新たな価値創造とJCを分かりやすく発信する運動及び支援
2 HP及びSNSによる青年会議所の魅力発信

茨城ブロック協議会 2020年度 基本資料

財政局

強固な信頼による規律ある組織運営

会議・委員会名及び活動概要

手段

⑦財政局

1、財政審査会議

1 茨城ブロック協議会の予算案、決算及び報告書作成
2 日本JCとの連携、報告
3 財政審査会議の開催
4 中間及び最終監査の設営

2、茨城ブロック協議会の運動の活性化と外部資金の獲得

1 外部資金導入の支援

3、公益社団法人としてのガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底

1 規則審査会議とのすり合わせによる規則の遵守

4、会員拡大の支援

1 会員拡大へ繋げる事業構築に向けた審査会議の実施

- 公益社団法人かしま青年会議所
- 一般社団法人ひたちなか青年会議所
- 一般社団法人鉾田青年会議所
- 一般社団法人牛久青年会議所
- 一般社団法人坂東青年会議所
- 一般社団法人つくば青年会議所
- 一般社団法人境青年会議所
- 一般社団法人潮来青年会議所
- 一般社団法人常総青年会議所
- 一般社団法人結城青年会議所
- 一般社団法人古河青年会議所
- 一般社団法人下妻青年会議所
- 公益社団法人下館青年会議所
- 一般社団法人茨城南青年会議所
- 一般社団法人石岡青年会議所
- 一般社団法人竜ヶ崎青年会議所
- 一般社団法人常陸太田青年会議所
- 一般社団法人北茨城青年会議所
- 一般社団法人高萩青年会議所
- 一般社団法人日立青年会議所
- 一般社団法人笠間青年会議所
- 一般社団法人土浦青年会議所
- 公益社団法人水戸青年会議所

会員会議所会議

役員会

監査担当役員
 鈴木 淑登 一般社団法人高萩青年会議所
 齋藤 聡 公益社団法人下館青年会議所
 一石 肇 一般社団法人牛久青年会議所

顧問
 山川 誠人 一般社団法人結城青年会議所

会長 赤塚 剛
 一般社団法人つくば青年会議所

直前会長
 石塚 勝 公益社団法人下館青年会議所

組織改革推進会議兼
 東エリア担当
 副会長 猪瀬 正幹
 一般社団法人土浦青年会議所

ブロック大会運営委員会兼
 エリア担当
 副会長 永井 大貴
 一般社団法人ひたちなか青年会議所

グローバル人財育成委員会兼
 エリア担当
 副会長 大和田 典義
 一般社団法人日立青年会議所

政治・防災意識向上委員会兼
 南エリア担当
 副会長 松田 浩一
 一般社団法人下妻青年会議所

SDGs社会実現委員会兼
 西エリア担当
 副会長 小林 祐樹
 一般社団法人古河青年会議所

運営専務 唐鎌 正光
 一般社団法人茨城南青年会議所

組織改革推進会議
 議長 大島 研也（下館）

ブロック大会運営委員会
 委員長 加藤 和則（石岡）

グローバル人財育成委員会
 委員長 松本 浩治（境）

政治・防災意識向上委員会
 委員長 佐藤 翔平（土浦）

SDGs社会実現委員会
 委員長 野村 尚仁（下妻）

JCブランド確立委員会
 委員長 井上 雅皓（ひたちなか）

財務局長 野口 智広（かしま）

事務局長 宮本 純（つくば）

運営局長 大関 虎之介（つくば）

- 一般社団法人土浦青年会議所
- 一般社団法人竜ヶ崎青年会議所
- 一般社団法人潮来青年会議所
- 一般社団法人牛久青年会議所
- 公益社団法人かしま青年会議所

- 公益社団法人水戸青年会議所
- 一般社団法人笠間青年会議所
- 一般社団法人石岡青年会議所
- 一般社団法人鉾田青年会議所

- 一般社団法人日立青年会議所
- 一般社団法人高萩青年会議所
- 一般社団法人北茨城青年会議所
- 一般社団法人常陸太田青年会議所
- 一般社団法人ひたちなか青年会議所

- 一般社団法人茨城南青年会議所
- 一般社団法人下妻青年会議所
- 一般社団法人常総青年会議所
- 一般社団法人つくば青年会議所
- 一般社団法人坂東青年会議所

- 公益社団法人下館青年会議所
- 一般社団法人古河青年会議所
- 一般社団法人結城青年会議所
- 一般社団法人境青年会議所

公益社団法人日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会 2020年度 年間公式スケジュール

2019年10月04日現在

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
茨城 ブロック協議会	正副財政局長会議	6日 (月) (つくば)	4日 (火) (茨城南)	2日 (月) (つくば)	7日 (火) (キャンプ)	12日 (火) (茨城南)		7日 (火) (BBQ)			6日 (火) (検討中)	10日 (火) (つくば)	
	役員会議	21日 (火) (下館)	18日 (火) (石岡)	17日 (火) (境)	21日 (火) (結城)		8日 (月) (高萩)	21日 (火) (牛久)			20日 (火) (かしま)	24日 (火) (つくば)	
	会員会議所会議	26日 (日) (つくば)	25日 (火) (土浦)	31日 (火) ひたちなか	28日 (火) (日立)		23日 (火) (下妻)		4日 (火) (古河)		26日 (月) (茨城南)	29日 (日) (つくば)	
	ブロック大会									13日 (日) (牛久)			
関東地区協議会	役員会議	27日 (月) (相模原)	19日 (水) (横浜)	24日 (火) (栃木)	23日 (木) (茨城)	26日 (火) (群馬)	29日 (月) (相模原)	28日 (金) (埼玉)		29日 (火) (千葉)	27日 (火) (東京)	25日 (水) (山梨)	15日 (火) (神奈川)
	会員会議所	17日 (金) (京都)						4日 (土) 関東地区大会(相模原)				28日 (土) (神奈川)	
	各種事業							4日 (土) 関東地区大会(相模原)				29日 (日) ありがとう関東地区	
日本青年会議所諸会議	正副会頭会議	30日 (木) 9日 (木)	27日 (木) 6日 (木)	5日 (木)	2日 (木) 9日 (木)	4月28日 (火) 7日 (木)	4日 (木) 18日 (日)	6月30日 (火) 9日 (木)		3日 (木) 10日 (木)	1日 (木) 8日 (木)	10月29日 (木) 12日 (木)	3日 (木) 10日 (木)
	常任理事会	10日 (金)	14日 (金)	12日 (木)	17日 (金)	15日 (金)	19日 (金)	16日 (木)		11日 (金)	23日 (金)	20日 (金)	18日 (金)
	理事会	17日 (金) (京都)	15日 (土)	13日 (金)	18日 (土)	16日 (土)	20日 (土)	17日 (金)		12日 (土) 25日 (金)	24日 (土)	21日 (土)	19日 (土)
	総会	18日 (土) (京都)		23日 (土) (東京)						25日 (金)			
NOM主要事業	NOM主要事業	京都会議 (京都) 16日 (木) ~19日 (日)	金沢会議 (金沢)					国際アカデミー		全国大会 (札幌) 24日 (木) ~27日 (日)			
								サマコンファレンス 18日 (土) ~19日 (日)					
JCI諸会議	JCI諸会議	JCI常任理事会/ 理事会 (JCI JEM/JBM)				アフリカ・中東 地域会議 17日 (水) ~20日 (土) アメリカ地域会議 20日 (水) ~23日 (土)	アジア・太平洋 地域会議 11日 (木) ~14日 (日)	JCI中間常任理事会 (JCI MYE) 23日 (木) ~25日 (土) グローバルパートナー シップサミット (GPS)			JCI世界会議 (横浜) 11/3 ~11/7 (土)		
その他	JCI諸会議・大会 開催地 【JCI常任理事会/理事会】アメリカ(セントルイス) 【中間常任理事会】アメリカ(セントルイス) 【アフリカ・中東地域会議】ブルキナ・ファソ(ワガドゥグー) 【アジア・太平洋地域会議】カンボジア(アンコール) 【アメリカ地域会議】パナマ(パナマ) 【ヨーロッパ地域会議】アイルランド(ダブリン) 【グローバルパートナーシップサミット】●●●●(●●●)【世界会議】日本(横浜)												

2019年度(一社)日立青年会議所事業報告編

彰往察来



～継承、そして感謝と協同～

Junior Chamber Internatinal HITACHI 2020

2019年度理事会議報告

第1回理事会議 1月7日 事務局 出席者25名

討議事項

討-1 2019年度5月例会事業計画並びに予算(案)について

討-2 その他

協議事項

協-1 2019年度3月例会事業計画並びに予算(案)について

協-2 2019年度2月例会事業計画並びに予算(案)について

協-3 その他

審議事項

審-1 第4回理事予定者会議議事録承認の件

審-2 2018年度収支決算書(案)承認の件

審-3 2019年度当初予算書(案)承認の件

審-4 その他

第2回理事会議 2月7日 事務局 出席者19名

討議事項

討-1 2019年度6月例会事業計画並びに予算(案)について

討-2 その他

協議事項

協-1 2019年度4月例会事業計画並びに予算(案)について

協-2 その他

審議事項

審-1 第1回理事会議議事録承認の件

審-2 2019年度3月例会事業計画並びに予算(案)承認の件

審-3 2019年度2月例会事業計画並びに予算(案)承認の件

審-4 その他

第3回理事会議 3月7日 事務局 出席者20名

討議事項

討-1 2019年度7月例会事業計画並びに予算(案)について

討-2 その他

協議事項

協－１ ２０１９年度５月例会事業計画並びに予算(案)について

協－２ その他

審議事項

審－１ 第１回理事会議事録承認の件

審－２ 第２回理事会議事録承認の件

審－３ ２０１９年度４月例会事業計画並びに予算(案)承認の件

審－４ ２０１９年度１月例会事業報告並びに決算(案)承認の件

審－５ その他

第４回理事会議 ４月４日 事務局 出席者１７名

討議事項

討－１ ２０１９年度８月例会事業計画並びに予算(案)について

討－２ その他

協議事項

協－１ ２０１９年度６月例会日程変更の件について

協－２ ２０１９年度６月例会事業計画並びに予算(案)について

協－３ その他

審議事項

審－１ 第２回理事会議事録承認の件

審－２ 第３回理事会議事録承認の件

審－３ ２０１９年度５月例会事業計画並びに予算(案)承認の件

審－４ ２０１９年度２月例会事業報告並びに決算(案)承認の件

審－５ その他

第５回理事会議 ５月７日 事務局 出席者２０名

討議事項

討－１ その他

協議事項

協－１ ２０１９年度７月例会事業計画並びに予算(案)について

協－２ その他

審議事項

審－１ 第４回理事会議事録承認の件

審－２ ２０１９年度６月例会日程変更について

- 審－3 2019年度6月例会事業計画並びに予算(案)承認の件
- 審－4 2019年度3月例会事業報告並びに決算(案)承認の件
- 審－5 その他

第6回理事会議 6月6日 事務局 出席者20名

討議事項

- 討－1 2019年度10月例会事業計画並びに予算(案)について
- 討－2 2019年度9月例会事業計画並びに予算(案)について
- 討－3 その他

協議事項

- 協－1 2019年度8月例会事業計画並びに予算(案)について
- 協－2 2019年度7月第2例会事業計画並びに予算(案)承認の件
- 協－3 その他

審議事項

- 審－1 第4回理事会議議事録承認の件
- 審－2 2019年度7月第1例会事業計画並びに予算(案)承認の件
- 審－3 2019年度4月例会事業報告並びに決算(案)承認の件
- 審－4 その他

第7回理事会議 7月4日 事務局 出席者18名

討議事項

- 討－1 2019年度11月例会事業計画並びに予算(案)について
- 討－2 その他

協議事項

- 協－1 2019年度9月例会事業計画並びに予算(案)について
- 協－2 その他

審議事項

- 審－1 第6回理事会議議事録承認の件
- 審－2 2019年度5月例会事業報告並びに決算(案)承認の件
- 審－3 2019年度8月例会事業計画並びに予算(案)承認の件
- 審－4 その他

第8回理事会議 8月1日 喜聞屋2F 出席者20名

討議事項

討－１ ２０１９年度１０月例会事業計画並びに予算(案)について

討－２ ２０１９年度１２月例会事業計画並びに予算(案)について

討－３ その他

協議事項

協－１ その他

審議事項

審－１ 第７回理事会議事録承認の件

審－２ ２０１９年度９月例会事業計画並びに予算(案)承認の件

審－３ その他

第９回理事会議 ９月５日 事務局 出席者１５名

討議事項

討－１ その他

協議事項

協－１ ２０１９年度１１月例会事業計画並びに予算(案)について

協－２ その他

審議事項

審－１ 第８回理事会議事録承認の件

審－２ ２０１９年度６月例会事業報告並びに決算(案)承認の件

審－３ ２０１９年度７月例会事業報告並びに決算(案)承認の件

審－４ その他

第１０回理事会議 １０月３日 事務局 出席者１８名

討議事項

討－１ その他

協議事項

協－１ ２０１９年度１２月例会事業計画並びに予算(案)について

協－２ その他

審議事項

審－１ 第８回理事会議事録承認の件

審－２ 第９回理事会議事録承認の件

審－３ ２０１９年度６月例会事業報告並びに決算(案)承認の件

審－４ ２０１９年度７月第１例会事業報告並びに決算(案)承認の件

- 審－５ ２０１９年度７月第２例会事業報告並びに決算（案）承認の件
- 審－６ ２０１９年度１１月例会日程変更承認の件
- 審－７ ２０１９年度１１月例会事業計画並びに予算（案）承認の件
- 審－８ その他

第１１回理事会議 １０月３１日 事務局 出席者１４名

討議事項

- 討－１ その他

協議事項

- 協－１ その他

審議事項

- 審－１ 第１０回理事会議議事録承認の件
- 審－２ ２０１９年度１２月例会日程変更（案）承認の件
- 審－３ ２０１９年度１２月例会事業計画並びに予算（案）承認の件
- 審－４ ２０１９年度６月例会事業報告並びに決算（案）承認の件
- 審－５ ２０１９年度９月例会事業報告並びに決算（案）承認の件
- 審－６ その他

第１２回理事会議 １２月２０日 事務局 出席者１９名

討議事項

- 討－１ その他

協議事項

- 協－１ その他

審議事項

- 審－１ 第１１回理事会議議事録承認の件
- 審－２ ２０１９年度７月例会事業報告並びに決算（案）承認の件
- 審－３ ２０１９年度８月例会補正予算（案）承認の件
- 審－３ ２０１９年度８月例会事業報告並びに決算（案）承認の件
- 審－４ ２０１９年度１１月例会事業報告並びに決算（案）承認の件
- 審－５ ２０１９年度１２月例会事業報告並びに決算（案）承認の件
- 審－６ ２０１９年度補正予算（案）承認の件
- 審－７ ２０１９年度収支決算（案）承認の件
- 審－８ その他

2019年度 例会報告

開催日	タイトル	主幹	出席者数
1月15日(水)	1月例会 一般社団法人日立青年会議所2019年度 定時総会	総務局	69名
2月19日(火)	2月例会 絆の構築 大懇親会	会員拡大 委員会	81名
3月24日(日)	3月例会 お仕事体験2019	地域次世代 委員会	84名
4月7日(日)	4月例会 さくらロードレースを盛り上げよう!!	役員会	27名
5月11日(土)	5月例会 真の成功とは～最高の人間関係のつくり方～	アカデミー 研修委員会	65名
6月12日(水)	6月例会 ゼロから学ぶ相続と事業承継	役員会	32名
7月14日(日)	7月第1例会 ひたちサンドアートフェスティバルをみんな で楽しもう!	地域次世代 委員会	公式発表 来場者数 3万名
7月25日(木)	7月第2例会 次年度理事長選挙及び予定者と語ろう	選挙管理 委員会	37名
8月17日(土) 8月18日(日)	8月例会 KAMINE NIGHTPOOL 2019	アカデミー 研修委員会	2日間計 681名
9月18日(水)	9月例会 一般社団法人日立青年会議所2019年度 臨時総会	総務局	68名
11月30日 (土)	11月例会 卒業式～令和元年それぞれの幕開け～	アカデミー 研修委員会	60名
12月8日(日)	12月例会 2019クリスマス会 Thanks to everyone	会員拡大 委員会	88名

委員会活動報告

一般社団法人日立青年会議所
会員拡大委員会
委員長 白石 哲也

2019年度会員拡大委員会の事業報告をさせていただきます。

40歳で卒業がある団体で、毎年毎年新陳代謝を繰り返してきた団体だからこそ、私たち会員拡大委員会は新しいメンバーの迎え入れを行って、本年度は、9名の新しい仲間を迎え入れることができました。

例会では、2月に日立JCシニアクラブ総会で合同懇親会として「絆の構築大懇親会」を執り行わせていただきました。日立青年会議所の歴史や伝統を築き上げてこられた先輩方を前に、ここ数年の現状を報告し、会員減少の危機を訴えかけ、たくさんの協力をしていただくことができました。

12月例会では、「2019クリスマス会～Thanks to everyone～」を実施いたしました。新入会員が中心になって、同期メンバーとしての絆を深めていただきながら、準備設営を行い、例年にないほどの家族に参加していただき、感謝の気持ちを伝えながら皆様に楽しんでいただくことができました。さらに、本年度最終例会でもあり、大和田理事長から、次年度理事長の鈴木将嗣君へのプレジデンシャルリース並びにバッジ伝達式を行い、2020年度への橋渡しを無事に終えることができました。

そして、1年通してオリエンテーションを「ビジネスマナー」「大和田理事長の熱い思い」「メンバーの真の顔」「JCセレモニーを学ぼう」という今後のJCライフに活かすことのできるセミナーを4回実施し、新入会員、アカデミーを中心に学んでいただき、今後の運動に役立てていただけるよう行いました。

委員会活動をしてきた中で、例会、オリエンテーションを通じて、絆を深め、成長できる1年になりました。また、拡大運動をしていく中にもたくさんの出会いがありました。

大和田理事長をはじめ、日立青年会議所メンバー、OB諸兄の皆さまには多大なるご協力を賜りましたことを感謝申し上げます、会員拡大委員会報告とさせていただきます。

皆様1年どうもありがとうございました。

委員会活動報告

一般社団法人日立青年会議所
アカデミー研修委員会
委員長 兼目 雄一郎

2019年度、アカデミー研修委員会では、昨年度入会したメンバーを委員に1年間活動し、5月例会、8月例会、11月例会と3つの例会を主管させていただきました。

まず5月例会は「真の成功とは～最高の人間関係の作り方～」と題し、(株)アチーブメントの坂倉様を講師に、一般の参加者も交えての研修事業を行いました。家族や会社の社員、同僚、取引先など周りの方々との人間関係を円滑にするヒントを学ぶことができました。

そして8月例会では、昨年開催したナイトプールをさらにパワーアップさせた「KAMINE NIGHT POOL 2019」を開催しました。今年は屋外プールだけでなく屋内プールも照明で演出を行い、ステージではDJだけでなく地元のフラダンスチームにフラダンスを踊っていただき、より多くの来場者の方に楽しんでいただくことができました。また今年はInstagramでの宣伝に力を入れ、一定の効果を得ることができたと思います。

11月例会は「卒業式～令和元年それぞれの幕開け～」と題し、多くのメンバー、多くのOBと共に6名の卒業生の卒業式を執り行いました。卒業スピーチを通じて卒業生のJCに対する熱い想いを聞くことができました。また余興では卒業生を中心とした映像作品を上映し、出席された方々に楽しんでいただくことができました。

1年間の活動を通じて、委員メンバーには様々な経験をしていただき、多くの学びと気づきがあったのではないかなと思います。この経験を来年度以降の活動に活かしていただければと思います。

大和田理事長をはじめメンバーのみなさま、またいろいろな場面でご協力いただいたみなさま、1年間ありがとうございました。

委員会活動報告

一般社団法人日立青年会議所
地域次世代委員会
委員長 金澤 純

2019年度、大和田理事長から地域次世代委員会の委員長を仰せつかり、スローガン「Go beyond」を胸に一年間、邁進させて頂きました。

藤田副理事長、大森副委員長、岡部副委員長、石川副委員長には大変お世話になり、委員会メンバーにも恵まれた一年でありました。

3月例会では「お仕事体験2019」を開催し、今までの職業体験では参加の難しかった障害のある方々でも、体験可能な仕事を精査し、安全に学んでいただける場を提供いたしました。例会当日には参加者の親御様から多くの暖かいコメントをいただき、社会に求められる事業を行えたという実感が持つことができました。

7月例会では「サンドアートフェスティバルをみんなで楽しもう」を開催し、歴史ある既存の祭りをさらに魅力的なものにするため多くの時間を費やし、担当エリアを盛り上げました。当日はあいにくの天気ではございましたが結果的には過去最高の入場者数を記録し大成功で終えることができました。

最後に、地域次世代委員会の委員長という機会を与えてくださった大和田理事長、ご協力くださいました皆様方に心より感謝を申し上げ委員会報告とさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。

委員会活動報告

一般社団法人日立青年会議所

財政局

財政局長 佐藤 聖悟

各月1回、財政局会議を開催させていただきました。本年度も各委員会より、魅力的な熱意あふれる議案が上程されました。それぞれの例会・事業が、より良いものになるように、会員の皆様よりお預かりしている会費が、有効的に効果的に活用されているのか、厳しい目線で精査させていただきました。各委員会の皆様には、多大なるご協力をいただき誠にありがとうございました。

また、2019年度としましては、初の試みであるWEB会議にも取り組ませていただき、どこの場所においてもネット環境さえあれば財政局会議に参加できるよう設営することができました。これにより、昨年度に比べて、財政局会議への参加者が増えたのではないかと存じます。

局長1人と次長1人というメンバーも少ない中、ミスが許されない財政局会議を設営するという事に、計り知れないプレッシャーを感じておりましたが、他委員会のメンバーの仲間達からの心温まるご協力・ご指導のおかげで、1年間走り切ることができました。誠にありがとうございました。

FC 日立アウローラ活動報告

一般社団法人日立青年会議所

FC 日立アウローラ

キャプテン 兼目雄一郎

本年は諸々の事情で全国 J C サッカー選手権大会へ出場することがかなわず、出場辞退という結果に終わってしまったことが非常に残念であり、心よりお詫び申し上げる次第です。

しかしながら、4月には全国 J C シニア大会静岡大会へ出場、毎月の練習を多賀中学校グラウンドや折笠スポーツ広場で行い、8月には栃木市岩船総合運動公園にて、栃木 J C、いわき J C、埼玉中央 J C との交流戦に出場するなど、全国大会に欠場した以外は、まずまず充実した活動を行うことができました。

F C 日立アウローラも現役メンバーの卒業などが続き、メンバーの高齢化が進んでおりますが、若い新しいメンバーを積極的に迎え入れ、悲願である全国大会制覇へ向けてしっかりと活動していきたいと思っております。

本年度お世話になったみなさま、ありがとうございました。

出向者報告

公益社団法人日本青年会議所
関東地区協議会
財政特別委員会
委員 伊師 憲和

本年、私は茨城ブロック協議会 財政局長として出向をさせていただき漏れなく関東地区内8ブロック財政局長は関東地区協議会 財政特別委員会へ出向させていただきました。幸い委員長は同じ茨城 土浦J.Cの伊東委員長で委員会開催は土浦でしたのでとても近くに感じる事ができました。ブロック運営にあたっての疑問・質問については、財特委員長に伺うかたちでしたのでその点についても私にとってはありがたかったです。

関東地区の財審・コンプライアンス審査会議は、LOMやブロック以上に厳しいところまで審査を行っておりとても勉強になりました。公益社団法人日本青年会議所の下部組織として会計・コンプライアンス・公益性についてより厳正に審査を行っており、ブロックの財政局を運営するにあたって大変参考にさせていただきました。

正直、卒業年度にこのような体験をするのはちょっと勿体ないとも感じました。是非ともLOMメンバーの皆さまには早い段階から有益な体験をしていただきそれをLOMへ還元することが日立J.Cのレベルアップにも繋がると思います。

最後になりますが、本年度出向させていただきました大和田理事長をはじめとするLOMメンバーへ感謝を申し上げ、私からの出向者報告とさせていただきます。一年間ありがとうございました。

出向者報告

公益社団法人日本青年会議所
関東地区 茨城ブロック協議会
財政局
局長 伊師 憲和

私は、2019年度茨城ブロック協議会 財政局 局長として出向をさせていただきました。茨城ブロック協議会の会計を担う役職ですが、今までそれほど出向経験がなく、一から勉強させていただいた一年でした。

ブロック協議会の予算作成及び予定者を含めると10回の財政コンプライアンス審査会議を開催させていただき、各事業における予算書と決算書、証憑類、コンプライアンス、公益性の審査をさせていただきました。会議開催にあたっては、日立青年会議所の事務局をお借りし、また日立JCからも多くの出向者にご協力いただき何とか審査を終えることができました。皆さま方の支えがあって何とか財政局長として職務を全うすることが出来ました。本当にありがとうございました。

12月末に2019年度の決算を確定させ、2月に本会監査を経て、3月の日本JCの総会での承認を得て全ての業務が完了となります。20年度へも少しお世話になると思いますのでよろしく願いいたします。

本来であれば、今回の出向で学んだことを少しでもLOMメンバーへお伝えしなければなりません。私自身本年度で卒業なので十分にLOMへ還元出来なかったことは、私の力不足で心残りではありますが、次年度外部監事として出来得る限りメンバーの皆さまへお伝えしたいと思っております。

最後になりますが、本年度出向させていただきました大和田理事長をはじめとするLOMメンバーへ感謝を申し上げ、私からの出向者報告とさせていただきます。一年間ありがとうございました。

出向者活動報告

公益社団法人日本青年会議所
関東地区 茨城ブロック協議会
財政局
次長 鈴木将嗣

本年度は日立青年会議所より伊師憲和君が茨城ブロック財政局長として出向するということもあり、私も茨城ブロック協議会の財政局へ次長として出向させていただきました。

茨城ブロック協議会の財政コンプライアンス審査会議の設営と出席が主な活動となりましたが、LOMの事業とはまた違った茨城ブロックの事業の議案書や予算書をチェックすることで、LOMの事業だけを見ていたのではわからないことを学ぶことができたいい機会となりました。またコンプライアンスの遵守についてもたいへん勉強になりました。

また、財政コンプライアンス会議や懇親会などを通じて、茨城ブロックの委員長、副委員長のみなさまや、他の出向者の方たちとも仲良くさせていただき、県内各地のメンバーと新たに出会うことができました。LOMの枠を越えた友情を育むことができるのも、出向の魅力のひとつだと思います。

今回財政局へ出向の機会を与えてくれた、大和田理事長、伊師ブロック財政局長をはじめとする日立青年会議所メンバーのみなさまに感謝したいと思います。ありがとうございました。

出向者活動報告

公益社団法人日本青年会議所
関東地区 茨城ブロック協議会
財政局
局員 佐藤 聖悟

私は本年度、(公社)日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会 財政局へ出向させていただきました。LOMでの財政局において少しでも良い影響があるのではと思い、時間調整が可能な時には積極的に参加してまいりました。

伊師財政局長をはじめとする会議スタッフの皆様から、茨城ブロック協議会における活動の進め方等について、多数ご教授いただき大変勉強になりました。また、県内各地から出向されている委員の皆様とも新しい交流が持て、非常に有意義でした。

LOMの議案書にはない、コンプライアンスを含めた細かい議案書チェックにおいては、とても楽しく実りある経験をさせていただきました。

この出向で学んだ数々の事を、これからのLOMでの活動に少しでも活かしていければと思います。

最後に、出向させていただきました大和田理事長をはじめとする(一社)日立青年会議所メンバー皆様に感謝を申し上げ、出向者報告とさせていただきます。

一年間、有難うございました。

出向者活動報告

公益社団法人日本青年会議所
関東地区 茨城ブロック協議会
財政局
局員 秋山 隼人

本年度、茨城ブロック協議会財政局局員として出向させて頂きました。当 LOM から伊師局長が輩出されたということで多くのメンバーでサポートさせて頂きました。ブロックの議案は数多くあり、確認するだけでも大変な作業ではございますが、財政局として重要な項目を的確に伊師局長が指摘し議事進行をされているのを目の当たりにしてとても刺激を受けると共に、財政局の振る舞い方というものを改めて勉強させて頂きました。この経験を少しでも活かせるように今後 LOM での財政局会議にはまた違った視点から参加し視野を広げて事業づくりに努めていきたいと思っております。

出向させて頂いた大和田理事長をはじめとする一般社団法人日立青年会議所メンバー皆様には深く感謝申し上げます、出向者報告とさせて頂きます。

一年間、ありがとうございました。

出向者活動報告

公益社団法人日本青年会議所
関東地区 茨城ブロック協議会
財政局
局員 近藤 大輔

本年度は、公益社団法人日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会の財政局員として出向させていただきました。財政局長が同じ所属である日立青年会議所から出向されており、財政局としての学び、そして少しでもお力になればとの思いで参加させていただきました。財政局員としての知識がほとんどない中での財政コンプライアンス会議への参加は常に新鮮で予算書や議案書の読み方、チェックする点など今後の青年会議所運動をする上で大きな経験をさせていただきました。ありがとうございました。

また委員会活動を通じて茨城県内の新たな仲間が増え新たな出会いもあり、大変有意義に活動させていただいた一年となりました。最後に、出向させていただきました大和田理事長をはじめとする一般社団法人日立青年会議所のメンバーの皆様へ感謝を申し上げ、出向者報告とさせていただきます。ありがとうございました。

出向者活動報告

公益社団法人日本青年会議所
関東地区 茨城ブロック協議会
アカデミー育成戦略委員会
委員 馬上 宰

本年度、私は茨城ブロック協議会アカデミー育成戦略委員会の委員として、日立青年会議所より、鶴木君、坂本君、高村君と共に出向させていただきました。本年度LOM内では、アカデミー研修委員会副委員長に付かせていただいております。出向先での活動から得た学びや気づきを、アカデミー研修委員会メンバーに伝えられたらと考えておりました。しかしながら、自身の準備不足により一度も参加できず、委員会スタッフ並びにメンバーのみなさまにご迷惑おかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

出向先では、各LOMから大変優秀なメンバーが集まっており、そこでしか経験出来ない事が沢山あると伺いましたが、自らそのチャンスを無くしてしまったことは大変残念で仕方ありません。今後は、また機会があるのであれば積極的に出向して、今回の反省を踏まえながら、少しでも多くの学びや気づきを伝えられるべく活動してまいります。

出向者活動報告

公益社団法人日本青年会議所
関東地区 茨城ブロック協議会
SDG s 推進委員会
委員 笹島拓弥

本年度、公益社団法人日本青年会議所 関東地区 茨城ブロック協議会 SDG s 推進委員会 委員として出向させていただきました。

SDG s とは 17 の目標と 169 の具体的目標から構成された国際社会共通の目標になります。私は正直 SDG s という言葉を知らない状態で出向に至りました。この SDG s の認知度の向上と、どう取り組んでいくかを色々なセミナーなどを介し運動を展開しました。また出向した後になりますが、テレビなどのさまざまなメディアで SDG s を耳にする機会が多くなり、徐々にこの委員会の重要さに気付くことができました。

あまり委員会の運動に参加出来ませんでした。少しでも SDG s に触れ、成長の機会を与えてくださった大和田理事長に感謝を申し上げ出向報告とさせていただきます。

2019年度 収支決算書

一般社団法人日立青年会議所

2019年1月1日から2019年12月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
①入会金収入	110,000	70,000	40,000	
入会金収入	110,000	70,000	40,000	7名@10,000円(19前期6名+18後期1名)
②会費収入	6,528,030	6,118,030	410,000	
正会員会費収入	4,920,000	4,920,000	0	41名@120,000円(年会費)
賛助会員会費収入	100,000	100,000	0	2名@10,000円×5口(年会費)
仮入会会員会費収入	400,000	180,000	220,000	9名@20,000円(仮入会費)
前期収入会者正会員会費収入	200,000	120,000	80,000	6名@20,000円
その他会費収入(特別会員)	400,000	290,000	110,000	29名@10,000円(年会費)
特別会費収入	410,000	410,000	0	41名@10,000円
休会会員登録料収入	98,030	98,030	0	1名@60,000円、2名@19,015円
③事業収入	0	808,000	△ 808,000	
登録料収入	0	808,000	△ 808,000	8月例会登録料
④受取補助金等収入	0	500,000	△ 500,000	8月例会補助金(地方公共団体補助金)
⑤受取負担金収入	0	0	0	
⑥受取寄付金収入	0	0	0	
⑦雑収入	680,130	48,860	631,270	
受取利息収入	0	55	△ 55	通帳利息
その他雑収入	680,130	48,805	631,325	総会祝金+原子力立地給付金、カード還元
⑧他会計からの繰入金収入	0	0	0	
事業活動収入計	7,318,160	7,544,890	△ 226,730	
2 事業活動支出				
①事業費支出	1,570,000	2,328,996	△ 758,996	
委員会等事業費	1,570,000	2,328,996	△ 758,996	
総務局	200,000	159,800	40,200	
拡大委員会	200,000	104,680	95,320	
アカデミー研修委員会	540,000	532,215	7,785	
(登録料収益)	0	808,000	△ 808,000	8月例会 登録料
(補助金等収入)	0	500,000	△ 500,000	8月例会 地方公共団体補助金
地域次世代委員会	450,000	52,840	397,160	
選挙管理委員会	70,000	64,800	5,200	
趣味の会	0	0	0	
役員会	110,000	106,661	3,339	
②管理費支出	4,717,500	4,385,452	332,048	
会議費支出	0	0	0	
給与手当支出	712,500	770,300	△ 57,800	事務局員パート料(月・水・金勤務)
福利厚生費支出	0	5,514	△ 5,514	
旅費交通費支出	0	0	0	
通信運搬費	540,000	456,530	83,470	
電話代支出	190,000	140,067	49,933	NTT、ソフトバンク
運搬代支出	0	0	0	
その他通信費支出	350,000	316,463	33,537	郵送費、祝電等
消耗品費支出	450,000	185,304	264,696	コピー紙20,000枚 コピー機カウスタ代 蛍光灯代など
会員支給品費支出	69,000	54,848	14,152	7名@ネームプレート、バッジ、理事長経験者バッジ、卒業記念品
リース料支出	300,000	317,520	△ 17,520	12ヶ月@26,460円(コピー機リース料)
賃借料支出	756,000	756,000	0	12ヶ月@60,000円(事務局家賃) 12ヶ月@3,000円(事務局員駐車場)
修繕費支出	40,000	0	40,000	
印刷製本費支出	0	0	0	400冊(会員名簿)
光熱水料費支出	200,000	178,974	21,026	
業務委託費支出	40,000	40,000	0	登記簿変更申請@40,000円(辻本太平事務所)
インフォメーション関係費支出	110,000	110,000	0	HP作成等及び更新@110,000円(ディーディーショップ)
保険料支出	10,000	5,100	4,900	
租税公課支出	0	0	0	
渉外費支出	1,420,000	1,435,980	△ 15,980	
渉外費支出	700,000	670,480	29,520	
大会・会議登録料支出	500,000	625,500	△ 125,500	
慶弔費支出	100,000	30,000	70,000	
各種団体協賛金支出	120,000	110,000	10,000	日立市展協賛金・市民スポーツ祭協賛金
雑支出	70,000	69,382	618	支払手数料等+雑費
③負担金支出	1,030,660	942,660	88,000	
JCI負担金支出	74,360	74,360	0	44名@1,651円(13米ドル ※1米ドル=130円)
日本JC負担金支出	250,000	250,000	0	
会費基本額	30,000	30,000	0	基本額30,000円
会費付加金	220,000	220,000	0	44名@5,000円
地区協議会負担金支出	32,000	32,000	0	関東地区協議会
会費基本額	10,000	10,000	0	基本額10,000円
会費付加金	22,000	22,000	0	44名@500円
ブロック協議会負担金支出	152,000	152,000	0	茨城ブロック協議会
会費基本額	20,000	20,000	0	基本額20,000円
会費付加金	132,000	132,000	0	44名@3,000円
ブロック大会負担金支出	132,000	132,000	0	44名@3,000円
会員会議所負担金支出	40,000	40,000	0	2名@20,000円(理事長、ブロック財政局長)
周年事業負担金支出	132,000	44,000	88,000	44名@1,000円+ILOM(2019年度は古河青年会議所)
国際協力資金支出	80,300	80,300	0	44名@1825円(「1日5円」運動に基づく額)
日本JC出向者負担金支出	0	0	0	0名@20,000円
We Believe購読料	138,000	138,000	0	44名@3,000円+賛助2名@3,000
④他会計への繰入金	0	0	0	
事業活動支出計	7,318,160	7,657,108	△ 338,948	
事業活動収支差額	0	△ 112,218	112,218	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	0	△ 112,218	112,218	
前期繰越収支差額	6,660,498	6,660,498	0	
次期繰越収支差額	6,660,498	6,548,280	112,218	

正味財産増減計算書

一般社団法人日立青年会議所

2019年1月1日から2019年12月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益	0	0	0
特定資産利息	0	0	0
② 受取入金	70,000	100,000	-30,000
受取入金	70,000	100,000	-30,000
③ 受取会費	6,118,030	6,330,000	-211,970
正会員会費	4,920,000	5,160,000	-240,000
賛助会員会費	100,000	100,000	0
仮入会会員会費	180,000	140,000	40,000
前期仮入会者正会員費	120,000	120,000	0
特別会費	410,000	430,000	-20,000
特別会員会費	290,000	320,000	-30,000
50周年準備積立金		0	0
休会員登録料収入	98,030	60,000	38,030
④ 事業収益	808,000	740,000	68,000
事業繰入収益		0	0
登録料収益	808,000	740,000	68,000
懇親会収益		0	0
広告料収益		0	0
販売収益		0	0
預り金収益		0	0
雑収益		0	0
⑤ 受取補助金等	500,000	500,000	0
国庫補助金		0	0
地方公共団体補助金	500,000	500,000	0
民間補助金		0	0
補助金等交付業務受託金		0	0
国庫助成金		0	0
地方公共団体助成金		0	0
民間助成金		0	0
⑥ 受取負担金	0	0	0
受取負担金		0	0
⑦ 受取寄付金	0	0	0
受取寄付金		0	0
受取募金		0	0
⑧ 雑収益	48,860	116,208	-67,348
受取利息収益	55	55	0
その他雑収益	48,805	116,153	-67,348
⑨ 他会計からの繰入金	0	0	0
他会計からの繰入金	0	0	0
経常収益計	7,544,890	7,786,208	-241,318
(2) 経常費用			
① 事業費	2,328,996	2,205,981	123,015
事業費	2,328,996	2,205,981	123,015
委員会運営費	0	0	0
事業予備費	0	0	0
② 管理費	4,385,452	4,226,244	159,208
会議費	0	0	0
給料手当	770,300	742,074	28,226
福利厚生費	5,514	6,842	-1,328
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	456,530	416,341	40,189
電話代	140,067	145,193	-5,126
運搬代	0	0	0
その他通信費	316,463	271,148	45,315
減価償却費	0	0	0
図書・研修費	0	0	0
消耗品費	185,304	207,861	-22,557
会員支給品費	54,848	91,800	-36,952
リース料	317,520	317,520	0
賃借料	756,000	756,000	0
修繕費	0	0	0
印刷製本費	0	0	0
光熱水料費	178,974	169,912	9,062
業務委託費	40,000	40,000	0
インフォメーション関係費	110,000	108,000	2,000
保険料	5,100	5,100	0
租税公課	0	0	0
固定資産税	0	0	0
その他の租税公課	0	0	0
渉外費	1,435,980	1,282,954	153,026
渉外費	670,480	621,154	49,326
大会・会議登録料	625,500	521,000	104,500
慶弔費	30,000	55,800	-25,800
各種団体協賛金	110,000	85,000	25,000
雑費	69,382	81,840	-12,458
③ 負担金	942,660	1,103,944	-161,284
JCI負担金	74,360	72,644	1,716
日本JC負担金	250,000	250,000	0
地区協議会負担金	32,000	32,000	0
ブロック協議会負担金	152,000	152,000	0
ブロック大会負担金	132,000	132,000	0
会員会議所負担金	40,000	20,000	20,000
周年事業負担金	44,000	132,000	-88,000
国際協力資金	80,300	80,300	0
日本JC出向者負担金	0	95,000	-95,000
We Believe購読料	138,000	138,000	0
④ 他会計への繰入金	0	0	0
経常費用計	7,657,108	7,536,169	120,939
評価損益等調整前当期経常増減額	-112,218	250,039	-362,257
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-112,218	250,039	-362,257
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-112,218	250,039	-362,257
一般正味財産期首残高	6,660,498	6,410,459	250,039
一般正味財産期末残高	6,548,280	6,660,498	-112,218
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	6,548,280	6,660,498	-112,218

(一社) 日立青年会議所定款、規則編

彰往察来



～継承、そして感謝と協同～

Junior Chamber International HITACHI 2020

一般社団法人日立青年会議所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日立青年会議所（Junior Chamber International Hitachi）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県日立市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、地域社会並びに国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と、平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 この法人は、その目的達成のため次の事業を行なう。

- (1) 産業、経済、文化に関する研究並びにその改善発達に関する研究実施
- (2) 社会奉仕事業、まちづくりに関する事業及び青少年問題に関する事業
- (3) 会員の個人的修練及び能力の開発を利する事業並びに会員相互の親睦を図る事業
- (4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所並びに国内、国外の青年会議所及びその他諸団体との提携
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については茨城県において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類及び資格)

第6条 この法人の会員は、次の4種とする。

(1) 正会員

日立市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員

40歳に達したことにより正会員の資格を喪失した者であって、継続して加入することを理事会で承認された者をいう。

(3) 名誉会員

この法人に功労があり、理事会で承認された者をいう。

(4) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認された者をいう。

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利)

第8条 正会員は、この定款に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2. 特別会員、名誉会員、賛助会員それぞれの権利については理事会において定める「一般社団法人日立青年会議所会員資格規程」によるものとする。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款その他の規則を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

(入会金及び会費)

第10条 正会員になろうとする者は、入会金を納付しなければならない。入会金の額は総会の決議を経て別に定める。

2. この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、特別会員及び賛助会員は総会において別に定めるところにより、会費を支払う義務を負う。

3. 休会中の会費は、理事会の承認を得て免除することができる。ただし、休会事由は、育児、病氣療養、又はこれに類するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 この法人の正会員は、満40歳に達した年度が終了した時その資格を失う。

2. この法人の会員は、前項に定める事由のほか、次の事由によりその資格を失う。

(1) 退会

(2) 死亡又は解散

(3) 後見、保佐又は補助開始の審判を受けたとき

(4) 除名

(5) 総正会員が同意したとき

(休 会)

第12条 正会員はやむを得ない事由により長期間、この法人の事業に出席できないとき

は、理事会の承認を得て、休会することができる。

(退 会)

第13条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未履行の義務がある場合には退会後もこれを免れない。

(除 名)

第14条 会員が、次の各号の一に該当するときは総会の決議により除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。
- (2) 会費納入義務を履行しないとき。
- (3) この法人の事業の出席義務を履行しないとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められたとき。

2. 前項の理由により会員を除名しようとする場合は当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名決議を行う総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 総 会

(構 成)

第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(種 類)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権 限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属書類の承認
- (5) 財産目録の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分方法
- (7) 会員の除名
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるほか、法令及びこの定款に定める事項

(開 催)

第18条 総会は、定時総会として毎年度1月に1回開催するほか、9月及び必要がある

場合に開催する。

(招 集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 総会を招集するには、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を記載した書面をもって、総会の日の10日前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第20条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第22条 総会は、総正会員の3分の2以上の出席により成立し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを決議する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数によらなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 解散及び残余財産の処分方法の決定
- (4) 監事の解任
- (5) その他法令で定められた事項

3. 前項の議事に関する総会招集の通知には付議事項の内容及び提案の理由を記載しなければならない。
4. 委任状による出席及び議決権の行使は正会員に委任した場合に限り有効と認める。
5. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、総会に出席した正会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名・押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の種類)

第24条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2. 理事のうち1名を理事長、3名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3. 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、正会員のうちから、総会において選任する。ただし、総会の決議により監事を正会員以外の者から選任することを妨げない。

2. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 前2項に規定する役員を選出方法については、法令及びこの定款で定めるもののほか、理事会で定める「一般社団法人日立青年会議所理事長選出に関する規則」及び「一般社団法人日立青年会議所役員選出に関する規則」による。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 副理事長は理事長を補佐する。

4. 専務理事は、理事長を補佐、事務局を総括し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5. 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3. 監事は、理事会に出席して、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第28条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2. 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月

1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

3. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員)の辞任及び解任)

第29条 理事及び監事は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2. 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(直前理事長)

第30条 この法人に、任意の機関として、直前理事長を置くことができる。

2. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、その豊富な経験を生かし、理事会に出席してこの法人前進のため助言を与える。ただし、理事会における議決権を有しない。

(顧問)

第31条 この法人に、任意の機関として、顧問を2名以内置くことができる。

2. 顧問の選任に関しては、第25条第1項の規定を準用する。
3. 顧問は、理事長の諮問に答え、又は参考意見を述べることができる。
4. 顧問の任期、辞任及び解任は第28条第1項及び第29条の規定を準用する。

(報酬)

第32条 理事、監事並びに直前理事長及び顧問は無報酬とする。

(責任の免除)

第33条 この法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督

(4) 総会に提出する議案の決定

(5) 総会から委託された事項

(招 集)

第36条 理事会は、毎月1回以上理事長がこれを招集する。

2. 理事長以外の理事が必要と認めるときは、理事長に対し、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。

3. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるとき及び理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、総会において第22条第2項の決議を要する事項についての決議は、出席理事の3分の2以上の多数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 例会及び委員会

(例 会)

第41条 この法人は、原則毎月1回以上例会を開催する。

2. 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第42条 この法人は、その目的達成に必要な重要事項を研究、審議及び実施するために委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

第43条 委員会は、委員長1人、副委員長若干名及び委員若干名をもって構成する。

2. 委員長及び副委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、委員は正会員又は賛助会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号から第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告による。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長及び専務理事は次のとおりとする。
理事長 内山 治則
専務理事 槇嶋 雅彦
副理事長 鈴木 良亮
副理事長 藤田 竜哉
副理事長 吉成 俊昭
副理事長 大河原貴洋
副理事長 関山 干郎
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人日立青年会議所運営規程

第1章 総則

第1条 本運営規程は一般社団法人 日立青年会議所の実質的充実に則し、その運営の円滑と総意の結果を容易ならしめることを目的とする。

第2章 役員の任務

第2条 理事長は定款に定められた任務の外、次の職務を有する。

- (1) 本会議所を代表して公益社団法人 日本青年会議所の総会に出席する。
- (2) 公益社団法人 日本青年会議所、関東地区協議会並びに茨城ブロック議会に出席する。
- (3) 全国大会及び関東地区大会並びに茨城ブロック大会に出席する。
- (4) 本会議所を代表して関係各庁、関係団体との折衝に当る。
- (5) 公益社団法人 日本青年会議所褒章規程による該当者の褒章を行う。
- (6) J Cの種々の行事について、日立 J C賞又は日立 J C杯の授与を行うことができる。
- (7) その他

第3条 副理事長は定款に定められた任務の外、次の職務を有する。

- (1) 事業活動を統轄し、その充実を図る。
- (2) 公益社団法人 日本青年会議所及び各地青年会議所との連携を図る。又、関係委員会を担当した場合、次の職務を有する。
- (3) 例会出席を掌握し、運営の円滑化を図る。
- (4) 例会を統轄する。

第4条 専務理事は定款に定める外、所務全般について理事長を補佐しなければならない。理事長、副理事長とともに事故ある時はその職務を代理代行し、又次の事項を分掌する。

- (1) 事務局の統轄及びその人事、給与等に関する事項。
- (2) 用度及び備品の管理に関する事項。
- (3) 総会、理事会の議事録の作成及び保管に関する事項。
- (4) 会費納入の促進を図る。

第5条 1. 理事は一般社団法人 日立青年会議所の運営に関し責任を有し、原則として各委員会に所属し理事会との緊密な連絡に当たる。
2. 理事は理事会にやむをえず欠席する時は、委任状を理事長に提出しなければならない。

第6条 理事の中より1名を財政局長とする。

第7条 監事は次の職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査する事。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査する事。
- (3) 財産の状況又は業務の執行に付き不整の廉あることを発見したる時は、之を総会または主務官庁に報告する事。
- (4) 前号の報告を為す為め必要ある時は総会を招集する事。
- (5) 他の職務は兼務しない。

第3章 例会

第8条 例会は年12回以上を原則とする。

第9条 例会の運営は別に定めた例会運営規程による。

第4章 会員の出席

- 第10条
1. 会員は例会に出席する義務を有し、出席不能の場合は事前にその旨を所属委員長を通じ担当副理事長に連絡しなければならない。
 2. 会員が例会に公益社団法人 日本青年会議所又は関東地区協議会並びに当該ブロック協議会の行事があつてそれに出席した場合及び他の青年会議所の例会又は行事に出席した場合は、当会議所の例会に出席したものとみなす。
 3. 会員が例会日に本会議所にかかわる行事又は会合に出席した場合は例会に出席したものとみなす。

第5章 委員会及び委員長の任務

第11条 委員会は本会議所の Training, Friendship, Service の3原則に則り之を設けるものとする。

第12条

1. 委員会は、総務、指導力開発、社会開発、経営者開発、広報、会員開発、青少年、国際問題の8種を原則とする。

2. 委員会は事業年度により、必要に応じその他、数を増減することができる。

第13条 委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第14条 正会員は委員会の何れかに所属しなければならない。

ただし理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、財政局長、監事および事務局長はその限りでない。

第15条 委員長は委員会を統轄し、無届欠席した会員と連絡をとりその状況を理事会に報告しなければならない。

第16条 委員会に副理事長を置くことができる。

第17条 一般社団法人 日立青年会議所は青年会議所運動の昂揚を計るために以下の褒賞規定により、該当委員会および個人に対し総会において褒賞を行うことができ

る。

第18条 褒賞は次の規定に従い実施する。(期間は該当期間中の事)

1. 対象および条件

(1) 委員会

- イ 外部拡大に著しく努めかつアフターケアの熱心な委員会
- ロ 内部の充実拡大に著しく努めた委員会
- ハ 青年会議所運動に顕著な功績のあった委員会

(2) 個人

- イ 青年会議所の拡大に著しく努めた個人
- ロ 青年会議所運動に顕著な功績のあった個人
- ハ 例会出席が100%の会員
- ニ その他

2. 推薦方法

(1) 理事の推薦

(2) 委員会の推薦

3. 選考方法

総会前の理事会において協議する。

4. 賞状等の授与

褒賞は、次年度第1回通常定時総会において、賞状及び記念品を贈って表彰することができる。

第19条 委員会は原則として例会を主管する。

一般社団法人日立青年会議所理事長選出に関する規則

第1章 総則

第1条 一般社団法人日立青年会議所役員選出に関する規則、第2条に定める理事長選挙に関する手続きは、この規則の定めるところによる。

第2条 理事長選挙に関する事務を管理するために理事長選挙管理委員会（以下、管理委員会と称す）を置く。

第2章 理事長選挙管理委員会

第3条 1. 管理委員会は、毎年6月末日までに理事会において正会員の中から無記名5名連記で投票し、上位6名を理事長が管理委員に任命する。

但し、管理委員に任命された中から理事長立候補者が出た場合は、理事長が繰上げ任命する。

2. 総務委員長は管理委員会に所属しなければならない。

第4条 1. 管理委員会は互選により、委員長1名、副委員長1名を定める。

2. 委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表し、理事会に出席して選挙事務に関して発言することができる。

3. 委員長に事故のある場合は、副委員長がこれを代理する。

第5条 管理委員会の任期は7月1日より6ヶ月とし、任期終了までに選挙事務が終わらない場合には、理事会の承認を得て事務処理完了まで任期を延長することができる。

第6条 管理委員会は選挙事務処理が完了したときは、理事長に報告書を提出しなければならない。

第3章 告示

第7条 理事長選挙に関する告示はすべての管理委員長の名をもって文書により通知する。

第8条 管理委員会は審議の結果、立候補の資格が正しい場合は、直ちにその旨を正会員に告示しなければならない。

第4章 選挙権及び被選挙権

第9条 本会議所の正会員は各自1個の理事長の選挙権を有する。

但し、選挙人名簿確定日までに下記のいずれかに該当する正会員はこれを有しない。

(1) 当該年度の会費を6月末日までに滞納しているもの。

(2) 当該年度の6月末日を基準にして、前1年間の例会無出席のもの。

(3) 仮入会の会員

- 第10条 1. 本会議所の正会員の中で下記の2項目以上に該当するものは理事長の被選挙権を有する。
- (1) 副理事長又は専務理事経験者。
 - (2) 理事経験2回以上の者。
 - (3) 日本青年会議所、地区協、ブロック協出向経験2回以上の者。
 - (4) 過去1年間例会並びに総会出席率70%以上の者。
2. 当該年度の会費を選挙人名簿確定日までに納入していない正会員は被選挙権を有しない。

第5章 理事長の立候補者

- 第11条 被選挙権者が理事長立候補者となる場合は、管理委員会所定の用紙を用い、7月5日から7月10日までに下記の書類を管理委員会に届出なければならない。
- (1) 履歴書並びに経歴書
 - (2) J C理事長立候補所信
 - (3) 選挙権を有する5名の推薦状

- 第12条 立候補届出のない場合には、7月20日までに第9条をみたすものを管理委員会が理事長に提出し、その中より理事会の承認を受ける。

第6章 推せん者の資格

- 第13条 推せん者は下記の項目をみたすものとする。
- (1) 推せん者は正会員でなければならない。
 - (2) 推せん者は立候補者一名についてのみ推せんすることが出来る。
 - (3) 選挙管理委員会は推せん者の資格を有しない。
 - (4) 推せん者は過去1年間の例会並びに総会出席率50%以上の者。
 - (5) 会費納入義務を履行した者。

第7章 投票及び開票

- 第14条 投票は管理委員会所定の用紙を用い、8月10日までに本会議所事務局において無記名で行う事を原則とする。投票場所は管理委員長がこれを告示する。

- 第15条 正会員は他の正会員の委任を受けて投票を行うことはできない。

但し、正会員であり投票日に投票できないときは不在投票を行うことができる。不在投票に関する事項は管理委員会においてこれを定める。

- 第16条 投票及び開票に関しては三名以上の立会人を置く。立会人は理事会において指名する。

但し、立会人は正会員たるを要しない。

第8章 選挙人名簿

- 第17条 選挙人名簿は毎年7月1日に管理委員会において確定する。
- 第18条 本会議所は選挙人名簿を事務局において随時関係者の閲覧に供する。
- 第19条 天災地変その他の事故によっては必要ある場合には、さらに選挙人名簿を確定する。

第9章 当選人

- 第20条 当選人が有効投票の過半数を得ない場合には次点者と即日決選投票を行う。
- 第21条 立候補者が1人のみの場合は、投票を行わずに当該者が当選人となる。
- 第22条 当選人が確定したときは、管理委員長は直ちに当選人氏名を告示し、且つ理事会に報告しなければならない。

第10章 当選人の無効

- 第23条 当選人及びその推薦人が選挙に関して本規則又は管理委員会が別に定めた規則に違反したときには理事会の議を経てその当選を無効とし、次点者が当選人となる。

附 則

- 第24条 この規則の定めるものの外、理事長の選挙に関する必要な事項は理事会において別に定める。

一般社団法人日立青年会議所役員選出に関する規則

- 第1条 一般社団法人日立青年会議所定款第25条による役員選出はこの規則の定めるところによる。
- 第2条 次期理事長は、別に定める一般社団法人日立青年会議所理事長選出に関する規則の定めるところとする。
- 第3条 次期副理事長は次期理事長が推薦し、理事会の承認を得て選定する。
- 第4条 次期専務理事は次期理事長が推薦し、理事会の承認を得て選定する。
- 第5条 次期財政局長は次期理事長が推薦し、理事会の承認を得て選定する。
- 第6条 次期理事及び監事は理事長が正会員の中より若干名を指名した選考委員会の推薦により総会の承認を得て選任する。
- 第7条 この規則に定めるものの外、役員を選出に関して必要な事項は、理事会において定めることができる。

一般社団法人日立青年会議所会員資格規程

第1章 新入会員の加入審査

第1条 一般社団法人 日立青年会議所に入会を希望するものは、仮入会制度の規程を満たし、理事会の承認を得て正会員となる。

- 第2条
1. 事務局は承認を本人に通知し、財政局は入会金及び会費を請求する。
 2. 入会金及び会費の納入が完了し、入会認証書が理事長より総会に於て伝達されて始めて入会が確定する。
 3. 入会確定後バッチが交付される。

第2章 会費の納入

第3条 正会員は入会に際し入会金を、又正会員、特別会員、賛助会員は会費を次の通り納付しなければならない。

(1) 入会金	正会員		10,000円
(2) 会費	正会員	年額	80,000円
	特別会員	年額	10,000円
	賛助会員	年額1口	10,000円

第4条 会費は理事会において定められた期日までに納めなければならない。特に定めのない限り年会費は3月末日迄に納めなければならない。

第5条 会費以外の会員負担金の取扱も会費の取扱と同様とする。

第3章 会員の資格喪失

第6条 退会を希望する会員は退会届を理事長に提出しなければならない。

第7条 退会届は退会しようとする月の前迄に提出しなければならないが、理事会は事情止むを得ない時は退会申出の月と異なった退会の日を定めて退会を許可することができる。

第8条 会員が会費の納期後3ヶ月を経過し会費納入しない時は会員の資格を喪失する。ただし次の手続きをとらなければならない。

- (1) 専務理事は会費納入期直後の理事会に於て会費未納の会員氏名を報告する。
- (2) 理事会は財政局をして督促せしめる。
- (3) 次の理事会において担当副理事長又は専務理事はその結果を理事会に報告し未納会員に対しては前項の手続きを繰り返す。
- (4) この様な督促を3回繰返す(3ヶ月経過)

以上3ヶ月の督促にもかかわらず会費を納入しない会員は会員としての資格を喪失する。

第9条 正会員は次の各項に該当する時にその資格を喪失する。

(1) 例会出席年5回未満の時。

(2) 例会、委員会、或は其の他一般社団法人 日立青年会議所の主催する行事に連続3ヶ月欠席の時。

但し、1項、2項に関しては届出書を理事長宛すみやかに提出し、理事会で認めた時はその限りでない。

第4章 特別会員

第10条 制限年齢に達した正会員のうち、歴代理事長並びに3年以内の者は特別会員となる。

但し、その決定は有資格者の自由意志に依る

又、歴代理事長を除く3年以降の者も、個人の意思により特別会員となることができる。

第11条 特別会員は総会ならびに例会、その他一般社団法人 日立青年会議所の行事に出席することができる。但し、議決権を有しない。

第12条 特別会員は入会金を納入しなければならない。

仮入会制度に関する規程

(目的)

第1条 この制度は、入会希望者と正会員とが相互に理解を深め、優秀なる会員を開発することを目的とする。

(仮入会受付及び期間)

第2条 入会希望者は前期〆切り日を3月25日、後期〆切り日を7月25日の2回受付とし、仮入会期間をそれぞれ5ヶ月とする。

(仮入会承認)

第3条 会員の拡大担当委員会は、受付〆切り後の理事会において承認を受け直ちに仮入会が認められる。尚委員会は本人及び推薦者にその旨を報告しなければならない。

(所属委員会)

第4条 仮入会者は前期、後期共12月31日までは、原則として会員の拡大担当委員会に所属する。

(正会員となる資格要件)

第5条 仮入会者は次に掲げる要件を満たさなければ、正会員となることが出来ない。

- (1) 仮入会期間中の例会出席率60%以上、但し公益社団法人 日本青年会議所、関東地区、茨城ブロック等の各種行事の出席も例会出席とみなす。
- (2) 仮入会期間中の委員会出席率60%以上。

(オリエンテーション)

第6条 会員の拡大担当委員会は、仮入会者に対しオリエンテーションを前期、後期各々2回以上行わなければならない。又常設委員会等に出席する場合、仮入会者1名以上を同行し見学させ、研修の機会を与える様努めることとする。

(仮入会者の会費)

第7条 仮入会の承認を受けた者は、直ちに仮入会費として20,000円を納入する。尚、前期、後期仮入会が総会承認後、正会員となった場合の会費については次に定める。

- | | | |
|-----------|-----|-----------------------|
| (1) 前期の場合 | 入会金 | 10,000円 |
| | 会員費 | 20,000円 (年会費3/12の相当額) |
| (2) 後期の場合 | 入会金 | 10,000円 |

会員費 80,000円

(会員資格規程3条及び4条に基づくこととする)

(理事会報告)

第8条 会員の拡大担当委員会は、仮入会5ヶ月目に研修結果を理事会（又は理事長）に文書により報告するものとする。

(正会員入会承認の手続き)

第9条 会員の拡大担当委員会は研修結果と第5条の要件を検討し、本人の意向を確認した上、総会直前の理事会に提出し承認を得なければならない。

一般社団法人日立青年会議所庶務規程

第1章 事務局

- 第1条 事務局は日立市に置く。
- 第2条 事務局には有給事務員を置くことができる。
- 第3条 事務局は一般社団法人 日立青年会議所に関する一切の庶務に関する処理を行なう。
- 第4条 事務局長は事務局を統轄する。
- 第5条 取引銀行は常陽銀行日立支店とし取引口座は普通預金一般社団法人 日立青年会議所口座とする。
- 第6条 金銭の出納は財政局長の責任において行い、理事長の決済を経なければならない。

第2章 慶弔規定

- 第7条 この規定に対する慶弔見舞金の贈呈について定める。
- 第8条 会員の結婚には祝金10,000円を贈る。
- 第9条 正会員又は特別会員及びその近親者が死亡した時は弔慰金を呈する。
1. 本人死亡の場合 弔慰金30,000円及び花輪1基
 2. 近親者死亡の場合
 - (1) 配偶者 弔慰金10,000円及び花輪1基
 - 実父母及び子 弔慰金10,000円及び花輪1基
- 第10条 会員が負傷し又は疾病にかかり1ヶ月以上休業加療を要するときは見舞金を呈する。
- 第11条 会員が著しい災害に罹ったときは見舞金を呈する。
- 第12条 会員が本会議所の事業中に死亡又は負傷し疾病に罹った時、その弔慰金又は見舞金は理事会の承認を経て増額することができる。
- 第13条 正会員並びに特別会員以外の会員及びその近親者に関しては理事長が必要と認めるときは理事会の承認を経てこの規定を準用するものとする。
- 第14条 他の青年会議所の会員に関しては理事会の議決に依って行うものとする。
- 第15条 この規定によって慶弔見舞金を贈られたものはこれに対し返礼しないこととする。

第3章 旅費規定

- 第16条 この規定は正会員（以下会員という）及び事務局が会務の為に出張する場合の旅費支給に就いて定める。
- 第17条 一般社団法人 日立青年会議所関係及び公益社団法人 日本青年会議所、地区

協議会、ブロック協議会等に出席した際の旅費は実費を支給する事がある。

第18条 事務局員の出張については実費を支給する。

例 会 運 営 規 程

第1条 一般社団法人 日立青年会議所の行う例会はこの規程に基いて運営するものとする。

第2条 1. 例会の開催に当り担当副理事長又は担当委員長は例会の日、時、場所を往復はがき或はその他の方法で開催の日少くとも一週間前に全会員に到着するよう通知しなければならない。

2. 各会員は出欠の如何を必ず前日迄に到着するよう返信する義務を有する。

第3条 例会の議長は理事長がこれに当り理事長事故あるときは副理事長が当る。

第4条 例会の運営は担当副理事長及び主管委員会が担当する。

第5条 例会場の設営は下記による。

国 旗 (向かって左)

J C 旗 (向かって右)

ゴング又はベル (開閉会等に使用)

名 札

第6条 服装は原則として J a y c e eらしい品位ある服装をしバッチは佩用すること。

第7条 原則として例会のフォームは下記によるものとする。

(1) 開会

(2) 国歌並びに J C ソング斉唱

(3) J C I クリド唱和

(4) J C 宣言文朗読並びに綱領唱和

(5) 理事長挨拶 (ビジター紹介を含む)

(6) 直前理事長挨拶

(7) 報告事項、理事会報告、公益社団法人 日本青年会議所、関東地区協議会、茨城ブロック協議会の報告、委員会報告、その他の報告

(8) 例会行事

(9) 次回例会案内

(10) 監事講評

(11) 若い我等斉唱

(12) 閉会

第8条 例会の運びをスムーズにする為各報告事項は簡単明瞭にするよう心掛け場合によっては報告者は予め資料等を配布しておくこと。

第9条 例会は定時に始まり、定時に終了するよう努力しなければならない。

第10条 例会に他の青年会議所会員又は会員以外の者が出席を希望する場合は事前に主管委員会に届出てその許可を得なければならない。

一般社団法人日立青年会議所事務局使用規程

第1条 一般社団法人 日立青年会議所（以下事務局という）の使用は、この規程による。

第2条 事務局を使用するのは、次に掲げる者とする。

- (1) 一般社団法人 日立青年会議所の会員（責任者は理事以上の者）
- (2) 事務局長が認めた者

第3条 次に掲げた用途のための事務局を使用する事は出来ない。

- (1) 一般社団法人 日立青年会議所の目的に反する時
- (2) 特定の個人又は法人その他の団体の直接的利益のために使用する時
- (3) 特定の政党、宗教のために使用する時

第4条 事務局で使用出来る室は2階会議室とする。

第5条 事務局を使用するものは、事務局長の承認を受けなければならない。

第6条 使用者は、規定の申込み届を1週間前に済まさない場合には、使用を許可しない時もある

第7条 事務局を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) テーブル、椅子、その他の器物を床面に引摺り、又は重ねたりして破損しないこと。
- (2) 使用後の器物は所定の位置に整頓すること。
- (3) 壁面及び柱等に針金、釘等を取付けないこと。
- (4) 特に、灰皿、暖房等火気には充分注意し、使用後は消火清掃すること。
- (5) 器物を使用して破損または汚損した場合には、使用者において之を弁償又は修繕すること。
- (6) 事務局の備品は許可なくみだりに使用しないこと。又ロッカー内の書籍等は無断で持出しを禁ずる。
- (7) 電話の使用は自主的に使用料を出すこと。
- (8) その他、不明な事は事務局の指示に随うこと。

第8条 その他この規程に必要な事項が生じた場合には、理事会においてこれを定める。

一般社団法人日立青年会議所同好会規程

(目的)

第1条 同好の有志で組織されたクラブ活動を通して、会員相互の親睦と連帯を深めることにより、青年会議所活動の一助となることを目的とする。

(会員)

第2条 同好会の会員資格は、一般社団法人 日立青年会議所の正会員、賛助会員、仮入会者、卒業生とする。

(組織)

第3条 同好会は複数の会員で組織されたクラブの集合体で構成され、一般社団法人 日立青年会議所の組織内においては専務理事の管理下に置くこととする。

(クラブの名称)

第4条 同好会に所属する組織名にはクラブ・部・会等の名称を付けるが、その名称は各組織の判断に任せるものとする。ただし、本規程においては、総称してクラブと表記する。

(クラブの設立)

第5条 クラブを設立する場合は、以下の事項を記載した設立申請書を理事会に提出し承認を得なければならない。また、下記に変更等がある場合は速やかに変更の旨を専務理事に提出し理事長の承認を得るものとする。

- 1) クラブの代表責任者（一般社団法人 日立青年会議所正会員）
- 2) クラブの会員名簿
- 3) 活動計画及び計画書
- 4) クラブの内規
- 5) その他、理事会が必要と認めたもの

(クラブの内規)

第6条 各クラブは内規を定め、これを遵守しなければならない。

この内規の内容はそれぞれのクラブの自主性に任せて制定するものとするが、その制度と改定には一般社団法人 日立青年会議所理事会の承認を得なくてはならない。

(クラブの会費)

第7条 各クラブの活動はそれぞれの自主性に任せるものとする。ただし、一般社団法人 日立青年会議所総合基本資料に事業計画および事業報告を掲載しなければならない。また、対外行事等（当会議所以外の団体との行事）に参加する場合は理事長の承認を得るものとする。

(クラブの会計)

第8条 各クラブの会計はそれぞれのクラブの責任においてこれを行うものとする。

但し、一般社団法人 日立青年会議所本会計および他団体等より補助金を得た場合は財政局長の指示を得て、一般社団法人 日立青年会議所理事会への事業計画（収支予算）及び事業報告（収支決算）の義務を負うものとする。

(クラブの廃止)

第9条 クラブより自主的に廃止届が提出された場合以外に下記の事項に抵触し、理事会において決議・承認された場合はクラブを廃止しなくてはならない。

- 1) 一般社団法人 日立青年会議所の名誉を傷つけ、または本会議所の目的に反する行為のあったとき。
- 2) 上記の各条に記する事項が履行されないとき。
- 3) その他、理事長が必要と認めたとき。